

1. 議 事 日 程 (5 日 目)

(平成28年那智勝浦町議会第3回定例会)

平成28年9月20日
9時29分 開 議
於 議 場

日程第1 一般質問

- 9 番 亀 井 二三男…………… 215
1. 町長の政治姿勢について
3 番 下 崎 弘 通…………… 224
1. 町長の政治姿勢
2. 新病院建設用地に関する問題
10 番 津 本 ・ 光…………… 243
1. 再々度公約から一町政と観光行政、観光協会との関わりについて
2. 長計と福祉・防災について
7 番 曾 根 和 仁…………… 266
1. 熊野古道保全に対する町の姿勢ほか
2. 町民農園事業は見直しを
3. 次年度役場組織の体制について
12 番 東 信 介…………… 289
1. 観光対策 (短・中・長期的な考え方)
2. 防災対策

2. 出席議員は次のとおりである。(12名)

- | | |
|--------------|--------------|
| 1 番 荒 尾 典 男 | 2 番 左 近 誠 |
| 3 番 下 崎 弘 通 | 4 番 中 岩 和 子 |
| 5 番 石 橋 徹 央 | 6 番 金 嶋 弘 幸 |
| 7 番 曾 根 和 仁 | 8 番 引 地 稔 治 |
| 9 番 亀 井 二三男 | 10 番 津 本 ・ 光 |
| 11 番 森 本 隆 夫 | 12 番 東 信 介 |

3. 欠席、遅参、離席及び早退議員は次のとおりである。

- 4 番 中 岩 和 子 離席 16時22分

4. 地方自治法第121条第1項により説明のため出席した者の職氏名 (14名)

- | | |
|-----------------------|-----------------|
| 町 長 寺 本 眞 一 | 副 町 長 植 地 篤 延 |
| 教 育 長 森 崇 | 消 防 長 峯 幸 生 |
| 参 事
(総務課長) 城 本 和 男 | 教 育 次 長 下 康 之 |
| 会 計 管 理 者 田 代 雅 伸 | 病 院 事 務 長 喜 田 直 |
| 税 務 課 長 久 葛 章 功 | 住 民 課 長 矢 熊 義 人 |

福祉課長 塩崎圭祐

観光産業課長 在仲靖二

建設課長 橋本典幸

水道課長 関正行

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（3名）

事務局長 伊藤善之

事務局主査 青木徳之

事務局主査 足田晋一

~~~~~ ○ ~~~~~

〔4番中岩和子議長席に着く〕

○議長（中岩和子君） おはようございます。

再開に先立ち、傍聴者の皆様をお願いいたします。

傍聴に際しましては、お手元の傍聴券に記載しております傍聴人規則を遵守し、議事の円滑な進行に御協力いただきますようよろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

9時29分 開議

○議長（中岩和子君） ただいまより再開します。

本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりでございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 一般質問

○議長（中岩和子君） 日程第1、一般質問を行います。

お手元に配付しております一般質問一覧表のとおり、通告順に従って9番亀井議員の一般質問を許可します。

9番亀井君。

○9番（亀井二三男君） おはようございます。

通告順に従いまして私の一般質問をさせていただきます。

私は、内容としまして、町長の政治姿勢について3点ほどの質問をさせていただきます。

まず、私が昨年新議員にさせていただいてから1年がたちました。その間、審議過程を踏まえ、町長の政治姿勢について質問いたします。

まず、1点目の新病院に透析治療施設の設置についてでございます。

私は、平成27年7月、議員活動以来、病院側の説明は終始、診療科目は内科、整形外科、リハビリテーション科を基本とのことでありました。透析施設につきましては、医師の確保ができないので無理との説明でありましたが、3月議会に透析患者代表者から請願が出され、3月18日、議会は全会一致で採択いたしました。対し、当局は3月22日、議会が採択されたので設計を見直すという患者説明会で述べられました。今まで当局は透析患者と説明会を数回重ね、透析治療は無理との説明を繰り返してきましたが、その見直すという町長の患者に対する説明の中で、私ども、それ以降、現在は平面図、図面には表現されておりますけれども、見直しに対する現在までの透析に関する進捗、設置に関する進捗状況はいかがか、お聞きします。

○議長（中岩和子君） 病院事務長喜田君。

○病院事務長（喜田 直君） お答えします。

新病院で透析の施設を設けることになって、現在設計は大体基本設計がほぼ済んだところで、これから実施設計にかかっているところでございます。施設的には、委員会等で御提示させていただいてる内容の図面では進んでいる状態でございます。

〔「聞こえません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） ちょっと。

〔「聞こえにくいんですけど」「マイク近づけてしゃべったったらええ」「発言聞こえんのやて」と呼ぶ者あり〕

はい、わかりました。調整をしておりますが、答弁者はなるべく大きな声で、マイクに近づいてお答え願えますでしょうか。また、質問者もそのようにお願いいたします。

9番亀井君。

○9番（亀井二三男君） また、透析患者からは、この説明会の中で、いろいろなできない理由等々申された中で、医師がないということに対して、医師がなくてもできるんやないかとか、そういった意見も出されたのでありますが、これはそのような形ではできるんですか、対応は。

○議長（中岩和子君） 病院事務長喜田君。

○病院事務長（喜田 直君） お答えします。

基本的には自治体病院として、やはり医師の確保が非常に重要なことで、その医師の確保の上で透析の維持透析というのを続けていきたいというのが元来町立温泉病院の願いでもあり、その方向で医大のほうともお願いをしてきてまいっております。

過去、平成19年に、もう医大のほうから常勤医師の派遣をやめたいという意向が示され、それ以降、患者さんが当時60人近くいましたので、当時の院長及び町長初め医大のほうにお願いをして、医療センターからの派遣という形で週に数回の医師の応援のもと維持透析を続けてまいりました。

現在も、この新病院の透析施設の維持の関係で、医大のほうにも再度お願いをし、常勤医師の派遣は基本的にはもう無理だという御返事なんですけども、患者さんがいる限りは何とかその応援は続けていきたいというお返事をいただいております。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 9番亀井君。

○9番（亀井二三男君） 事務長の説明がありましたように、先般の全協のときに、町長が出席された全協の中で、私は町長に対しまして、透析ができないということになって、今まで医師派遣をお願いしておったんやけども、透析がなくなれば医師も当然派遣もなくなるのではないかとということで、町長がいつ医師の派遣を断りに行ったのかお尋ねしたときに、平成27年7月ごろに医大のほうへ断りに行ったとの答弁がありました。さらに、そして現在も医大から医師派遣が断られていると聞きます。まだまだ長い期間がありますので、諦めずに医師の確保に努力していただきたいと思います。

また、3月22日に、患者からは町長の英断に感謝するとまで言われた中、この新聞記事にもありますように、そのときの町長の説明会の中では、「議会の決議も採択され、受け入れてもらった。今までの計画の設計を見直し、結論としては透析病棟を設置できることを喜びたいと思う」との発言があったと記事には載っております。

これは、この記事だけ読めば、この新聞記事読者は、議会の決議を採択されということで、今まで議会がさも反対をしておったような見方ができると思うんですけども、町長のこの発言の意図はどこにあったんでしょうか。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） お答えいたします。

議員、1年の経過の中で、我々としては、その前段の、おとしになるんですかね、おとしのときに、おとしから病院建設に対して金額的なことの試案をつくっておりました。その中で、資材の高騰等いろいろな面で、去年の始まりぐらいのときですか、12月ぐらいのときに66億円とか67億円とかという、そのことによって財政的負担に耐えられるかということも議会で議論されたところでございます。

そういう中で、我々としては病院完成するためには圧縮しなくてはならないということをやっている中で、透析では100坪ぐらいの面積が必要だということで、大きくそれを削っていかざるを得んという、建物を縮小していくということで、余儀なくそういう結論になりました。

当然、医大のほうには、当時、新病院の診療科の決定をやった時点で、循環器、透析の先生のところへ、こういう方向で行きますということは報告に行って、その時点で了解していただいた。今回は透析も復活させると。私自身は当初から透析は維持したいと、災害に対して維持していきたいという考えを持っておりましたけども、そういう意味で余儀なくされたという部分があります。そういう中、再度先生のところへ行って、現状維持という、現状維持の医師派遣ということ、医療センターからの了解を得たと。そういうことで復活と。ただ、専門医が常駐でなければ患者さんもふえないということもあるんで、これからその課題には向かっては検討し、その課題を克服していかなければならないというのは当然、現状じゃなくて、できれば医師派遣ということ、もしくは新たな医師、医大派遣やなくても、あれば雇用しながらそれを進めればと考えております。

○議長（中岩和子君） 9番亀井君。

○9番（亀井二三男君） 今、町長言われました。私が入る前の当初の、当初というか、以前のところは私も聞いております。当初66億円、67億円、そういった事業計画の中で町長は透析もやりたいというお考えだったと思います。まして、今回50億円の予算の中でやりくりする中では苦しい立場であったと私は思いますけども、これは業者が決まりました中で、50億円内の中で約3億4,000万円ぐらい、6,000万円ですか、の予算が、入札差金ですか、そういうので浮いてきた中で、当局側はそれに踏み切ったと思いますが、そのときの概算では1億8,000万円か9,000万円ということ言われておったと思うんですけども、それにはまだ変動、間違いはないですか。そういったものは確定はされておられませんか。その50億円以内でやれるということによろしいんですかね。

○議長（中岩和子君） 病院事務長喜田君。

○病院事務長（喜田 直君） お答えします。

建設に係る費用につきましては、現在実施設計を行っておりまして、詳細はまだ確定してお

りません。できるだけ50億円の以内におさめていただくように、こちらも検討、また余分な部分での検討等も重ねてるところでございます。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 議員も技術畑で進まれた職員なんでわかるかと思えますけれども、建築部門については入札差金という2億数千万円か3億数千万円というのは出ましたけれども、そういう中で建築進めていく中では追加ということもございます。そういうことを踏まえた場合に、その差金を有効に使いたいというのありましたけれども、透析を優先するというので、そういうほうに割り振ってまいりました。そういう中で、今後少々の、少々というんですか、少しの追加の予算がひょっとしたら病院のほうの建設において発生するかもわかりませんが、そのときについては御了解願いたいと思います。

○議長（中岩和子君） 9番亀井君。

○9番（亀井二三男君） 町長、今御了解願いますて、私が決めるものではありませんので、できる限り50億円に絞った、財政難の中で絞って、この枠内でおさめて執行していただきたいと思えます。

これ私ちょっと町長に確認したいんですけども、それ以降、一町民から聞いた話を確認したいんですけどね。今まで議会が反対したのでできなかったと、私はやりたかったというような趣旨の発言があったということ、私、町長の支持者かどうかわかりませんが、そういったことを町長が言うたということで、え、それは聞き捨てならん発言やないかということで、私ども議会は一つも今まで反対もせず、当局側の説明で納得しておったところでありましたので、そういったことが、町長に一言発言があったということがありましたが、これは定かでないんですか。どうかな。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 総体的にいろいろな施設整備していく中では、予算圧縮していく中では、議員が議員になる前の議会でいろいろ議論していった中では圧縮せざるを得んということでもありますので、こちら幾ら66億円、67億円のお金も投資することできませんので、議会の言い分は言い分として聞いて、できたらその中でも透析の部分というのは外したくはなかったんですけども、そういう意味では、そういう表現的にはなかったかなあとは思えます。

○議長（中岩和子君） 9番亀井君。

○9番（亀井二三男君） ほかのことも踏まえて、町長は全体的にそういう考えの中でこういうことを言われたと思えます。また、この透析部分に関しましては、患者の皆さんも町長のその発言で町長の英断に感謝するとまで言っておりますんで、町長の、ここで言うたらおかしけれど、町長が決断したということで進めていっていただきたい。私どももそれは理解しておりますんで、そういったことでお願いしたいと思えます。

このことに関しましては、もう3月に、そういった形の中で、今私の聞いたかったのは、この9月までの現状、医師の確保、看護師さん、また患者が減っていくのをどうとめるか、送り迎え、送迎の問題等々の進捗を聞いたかったことに対しての質問でございます。

今後、開院に向け、患者や現場スタッフの意見を聞きながら、法定外の赤字補填はしないよう、立派な町立温泉病院の運営に当たることを期待します。

この件につきましては以上で終わらせていただきます。

次に2点目でございますが、町長等の政治倫理審査会について、5回開催されておりますが、その中で私なりにちょっと疑問に思ったことがあるので、数点お聞かせ願いたいと思います。

平成28年3月議会での一般質問で2人の議員の質問を発端に、4月8日、審査会事務局に調査請求が出され、町長が取得した町内二河地内の土地9万3,805.幾つの平方メートルの関係する全権利の購入1,800万円と、和歌山県と太田川災害に伴う土砂仮置き場としての土地賃貸借契約について、5回の倫理審査会の経緯を踏まえてお聞きします。

まず、3月議会の一般質問で町長は終始、私的に購入した物件で何ら問題はないと答弁されておりました。これを傍聴された方が満足できる説明がなかったとして調査請求が出されたことについては間違いがないか、事務局に確認させてもらいます。

○議長（中岩和子君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 議員お尋ねのとおり、那智勝浦町政治倫理審査会のほうが、調査請求書をまず4月8日に提出されまして、審査会に付託されたのは4月28日、5回の審査会を経まして、政事倫理基準の規定に抵触する行為であったか否か、慎重に審査がされております。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 9番亀井君。

○9番（亀井二三男君） また、5月16日の第2回審査会において、顧問弁護士に見解を聞き、売買自体法的に問題はない、また土地賃貸借契約についても、町長といえども私人として貸すことに問題はなしとの見解であったと思います。当然、顧問弁護士としての見解であると私は感じました。しかし、取得に関し、どういう状況で知ったのか、また県との賃貸関係においても時期的に知っていたのか、2点を検討課題として弁護士から出されておったと思います。

そして、5月27日、第3回が開催、開かれ、町長は説明で出席されました。事務局からの経過説明で、第2回の審査会の中での町長が私人としての立場で不動産を売買したことに問題はなし、県との賃貸についても、町長が私人として持っている土地を土砂置き場として貸す場合には、価格が適切であれば問題なしという話の中で、またなお顧問弁護士から、審査するとなればということ、先ほどの言いました2点について政治倫理上どうなのか、町長から弁明していただくことを、説明することを提案されましたが、事務局にお聞きします。間違いございませんか。

○議長（中岩和子君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 審査の過程につきましては、審査報告書が出ておりますので、その内容記載のとおりでございます。

第2回につきましては平成28年5月16日に開催されまして、町長から5月10日に提出された

売買契約書、県との賃貸借の契約書について確認を行いまして、登記事項証明書と合わせて時系列に調査内容の事実確認を行い、次回の審査会で町長の出席を要請して聞き取りを行う、また法的な関係や競売につきましては町の顧問弁護士である岡本氏から意見を伺ったとなっております。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 9番亀井君。

○9番（亀井二三男君） その後、町長が弁明した中で私幾つかの疑問を感じましたので、お聞きします。

その前に、3月、6月議会で質問された方々と同様私も、平成25年6月9日、A社との土地等売買契約を締結し、6月24日に抹消登録した翌日の所有権移転登記について法的に何ら問題なしという見解でありましたけども、私だけかもしれませんが、ほかの質問された議員も私と同じ考えだと思いますが、私たちは、法的に問題なしということを行っている問題について、それで、ああ、そうかというんではないんですよ。まず、社会常識として、政治家のモラルが問われ、町民の方々に不審を持たれる行為ではないかと思いますが、いかがとお考えでしょう。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 当時、ほかの方が購入するとか競争の中でそういうものがあれば当然私は一歩引いて、その人に譲るべきだと考えます。ただ、ほかに購入者もなければ何もないと。あと、1カ月か何週間か前かに不動産屋さんを通じて仮契約を行いました。そういう中で、買うに当たっては、一連の流れとして、不動産の購入に当たっては、約束して、その後に担保とか差し押さえを解除してもらわなければ、白紙にならなければ当然購入者としては買わないというのは不動産の鉄則かと思えます。そういう中で、仮契約し、私はその金額で買いますということで、向こうもそういう担保なり差し押さえを解除にさせていただいたんだと。もしそういうことがあって仮にほかの誰かがそういうことを買いたいという人があれば、私は一歩譲ってもそれはよかったんかもわかりませんが、なかったんで当然通常の不動産取引を不動産屋に頼んで行ったわけでございます。

○議長（中岩和子君） 9番亀井君。

○9番（亀井二三男君） 以前の質問の中では町長の答えられたとおりだと思います。しかし、次に町長の弁明の中で、県の土砂置き場として、建設課長を通じて平成27年5月末ぐらいに県からのその土砂置き場としての依頼を受けたけれども、これは個人的、私的なもので買ったんだから、町長とではなく個人的に交渉するのがなんなんで、不動産屋を通してくださいとのことでしたわね。これは町長がずっと言われていた私人として不動産屋を通したという筋のもとでやりましたわね。ならば、第3回ですか、委員会、委員長から、土砂置き場として平成29年3月31日までの契約ではあるが、ほかに移すところがあればとの問いに、今町長言われましたように、私は別に異論はないと。また、委員長からも、もう一度県と町の建設課とも相談して、早くとるほうがいいかなとの意見が委員長から出されました。町長は建設課もそういうふうな形で移す等々弁明しておられましたが、これは筋としては町長と建設課の話の中で、県を通じて



取り除くという方向で進んでいったのでしょうか。

○議長（中岩和子君） 建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君） お答えいたします。

議員お尋ねのとおり、借地につきましては、私のほうから、太田川の河川改修の関係で土砂置き場が不足してるということで、地権者である町長にお願いしたところでございます。

それと、和歌山県としては、あくまでも仮置きということで、その時期、予算的な時期が来れば、即取り除くということは、その時点ではお聞きしております。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 9番亀井君。

○9番（亀井二三男君） 今の建設課長との話の中では、これは町長が建設課に取り除く時期には、個人町長としての話として、ここでは取り除くときには不動産屋は通ってなかったんですか。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 当然、不動産屋には言うてます。そういう意味では、賃貸の手数料とか、そういう部分も支払わなければならないんで、そういう面では不動産屋にも了解はとっております。

○議長（中岩和子君） 9番亀井君。

○9番（亀井二三男君） また、賃貸料について、無償で貸したら、みなし寄附にならないか、公職選挙法に触れるのではないかと町長弁明されておりますわね。これ町長ね、その時点では私人であっても公選法に係るおそれがあるという、自分では感じておるわけですよ。町長、そののでは私人である私人であると言いながらも、やはり賃貸もらうのにはみなし寄附に当たるんやないかというような心配されておりますんで、この時点でもやはり公人町長としての立場がついてくると思うんで、このことに触れても、十分個人であっても公選法に触れることがあるということ踏まえた中で、町長の行動も気になっておりました。

最終的に審査会の報告書がございますけども、その前に、今幾つかの点でお聞きしました中で、政治倫理とはということで、政治倫理とは、町民の代表者として公平公正に行動するために町長等が持たなければならない行動規範とあります。また、倫理条例第1条では、町長等が町民全体の奉仕者として、その人格と倫理の向上に努め云々とあり、第2条では、町長とは、町民全体の奉仕者として、より高い倫理的な義務に徹しとあります。そして、審査請求の主である第3条第1項には、町民全体の奉仕者として、その品位と名誉を損なう一切の行為を慎み、その職務に関し不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。すなわち私が聞きたいのは、倫理とは、不祥事のニュースなどの際の倫理、実は道德であると私は思っております。その道德とは、人々が善悪をわきまえて正しい行為をなすために守り従わなければならない規範の総体であり、ここで外面的、物理的強制を伴う法律とは異なり、自発的に正しい行為へと促す内面的原理として働くということで、今言いました外面的な法律とは異なり、内面的な原理として働くという、これが道德だと思います。すなわち審査会や顧問弁護士が言われた

行為に関して法的に問題なしとの見解を踏まえ、当初の新聞では大きく町長の違反行為は認められないというような記事が載りました。しかし、町長は第3回の審査会におきまして委員から、私的には法に触れないが、公の長として、この会や議会等多くの時間が費やされている、このことに対し、どうかということの質問に対して町長は、不徳のいたすところ、今後このような懸念が抱かれることのないよう気をつけていきたいとの答えておりますが、これは委員会に申されたのか、議会も時間を費やしたということによっておりましたが、これ誰に対して言っているのか、その言葉を、誰に対して町長は申されたのか、その本意をお聞きします。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 当然、親から譲られた土地であれば、それはどうもないと。ただ、後日買った土地についてはそういうことが当てはまらないと。その購入についてはいろいろな問題があったやないかと言われる点については、私はそれによって誰かが不利益をこうむったりとか、それによって誰かに利害が生じたとかというものであれば、それは当然道徳的なものを問われても仕方がないと思います。ただ、そういう中で、誰もその当時土地購入に当たっては異議を言うて、私が買いたいんやと言う人もなければ、そういう意味では正当な個人の基本的人権の中でやったことであります。あと、その後、説明が十分にできてなかったと。だから、そういうことについてはもっとしっかりと説明すべきだったと。ただ、私は一貫してこういう主張したんですけれども、なかなか御理解していただけなかったということでもあります。そういう意味では、もう少し丁寧に疑惑のないような説明をその当時展開できたらよかったんだなということは町民の皆さんに向かって申し開きをさせていただいたということでございます。

○議長（中岩和子君） 9番亀井君。

○9番（亀井二三男君） 今、町長そのような形で申し開きをしたということではありますが、最終のこの報告書が提出されたのは6月議会の後ですね。私も、そういった不徳のいたすところであるということに対して、誰に言ってるんかなあ、委員会に言ってるんかなあ、議会に言ってるんかな、町民に対して言ってるんかなという疑問の中で、6月の諸報告、まして今回の諸報告の中で町長がそのことに触れて、そういったことがあった中の説明責任があるということの報告書の中で、私は諸報告の中で何ら話があって当然と聞いておったんですけれども、その話が出なかったということで、あ、これは町長はどこでこういった話があるのかなということを感じました。

あと一点、審査会報告書の終わりに「今回の調査請求に至った事態を真摯に受けとめ、町民に対する説明責任を十分に尽くし」とありますけれども、この今言われた、あの会での言葉に対してもありますように、この報告書の中のと通りの町民に対する説明の機会は持たれるんでしょうか。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） その辺については町政懇談会の中でそういう、今回は役員だけのまちづくりの報告でしたけども、次回は一般も参加してということで、その時点でその説明はさせていただきたいと思います。

○議長（中岩和子君） 9番亀井君。

○9番（亀井二三男君） 今、町長が言われましたように、町民にもぜひそのようなお話をする機会があったらそういった説明をやっていただきたいと思います。今後とも、町長は町民全体の奉仕者として条例第3条第1項にのっとりた務めを期待します。

最後の1点ですけど、これはこんなことをこんな場所で聞くのもなんですけども、一般質問に対する町の対応についてでありますけども、町長は我々の質問に対し、よく提案があればとか検討するとの答弁をなされますけども、イエス・ノーのはっきりしたやりとりであればその場でわかるんですけども、検討するとか提案があればということであれば、そのことに対して何らかの動きがあるはずなんですけども、それ以後何も、我々質問した者にも、また議会の中でもそういうものが見受けられませんが、そういったものはその場しのぎで、まあ言うたら議会のほうで提案があったら言うてもうたらええよ、また答弁、検討するよということの結果が後の議会にも出てこんのですよね。そしたら、また一般質問する人は同じことを、その答弁、検討したんかどうかという質問せなならんのです。だから、そういったことも踏まえて、検討すると言った以上は、検討いつ、した結果をまたその質問者に対してしてやってほしいと思うんですけども、その点については総務課長いかがですか。

○議長（中岩和子君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 議員さんおっしゃるとおり、町当局といたしましては、さまざまな事項につきまして要望等お聞きしておりまして、それについて検討させていただきますと答えることが多いんですけども、できる限り検討した結果を議員さんなり報告させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（中岩和子君） 9番亀井君。

○9番（亀井二三男君） こんなこと言うのもなんですけど、前回私、12月でしたかね、一般質問させてもうたときに、小さなことですけども、3階に女性用トイレつくっていただけないかということがあって、町長から提案があればということで、あそこの洗い場のところへトイレ置けないかと、防水も張っておる中で、できるやないかという提案をさせていただきました。そのときに、終わって、すぐ建設課から上がってきて、メジャー持ってはかって、いろいろして、そしたら今の洗い場のところをどこに持っていくかどうか、我々のおる前ではかって、あ、これやったらいけますねって僕らの前で言うたんですよ。あ、そうか、それやったら頼むね、やっといってくれよっていう話をしたんですよ。それ以後、その担当課というか、そういったものを進めていけますねと言いながら、それ以後も全然。僕らも期待して、ずっと、いつするんやろ、そんなんがあるんか。総務課長は、もう古い建物で難しいという答弁をいただいた中で、提言があればということで言うたんですけども。それについても、いけますねと言いながら、いってくれてない。それには何らかの理由はあるんですか。

○議長（中岩和子君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 3階の女子トイレの件でございますけども、庁舎管理を預か

る総務課といたしましては、将来的に建てかえが必要となっております、この本庁舎につきましては、現状では3階女子トイレの改修というのは難しい、一般質問を受けまして課内でも協議をさせていただきましたが、担当課としては難しいものと考えてございます。

ただ、今後の3階の女子トイレの必要性は議員さんもおっしゃるとおりでございます、議員さん、また職員のみならず、傍聴に来られてる方もございますので、その点についても配慮すべきことはもう当然ではございますが、現在の庁舎の状況から見まして、今後また検討をしていくものと考えております。一応検討はさせていただいたんですけども、予算計上までには至らなかったというのが状況でございます。

また、議員さんには報告をさせていただいてなかった点については反省をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（中岩和子君） 9番亀井君。

○9番（亀井二三男君） 町長も町民の代表者として選ばれた町長であります。しかし、私たちも町民の奉仕者として選ばれた、また議員であります。当局側も質問に対して、町民の声として受けとめていただきまして、その場しのぎの答弁ではなく、真摯に丁寧な説明をいただきますよう、今総務課長が言ったように、いただきますようお願いして、私の一般質問終わらせていただきます。

○議長（中岩和子君） 9番亀井議員の一般質問を終結します。

休憩します。再開10時30分。

~~~~~ ○ ~~~~~

10時13分 休憩

10時29分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（中岩和子君） 再開します。

次に、3番下崎議員の一般質問を許可します。

3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） それでは、町長の政治姿勢、それからこれについて二河土地取得に係る問題及び政治倫理審査会と結論に関する対応ということで質問させていただきます。先ほどの亀井議員と重なる部分があるかも知れませんが、よろしく願いいたします。

それでは、3月議会で私が一般質問してから6月の政治倫理審査会までのあなたの答弁、説明の中で説明不十分といいますか、つじつまの合わない点など納得のいかない点が多々見受けられますので、再度質問させていただきます。

まず最初に、町長の一般質問の答弁の中で、あなたの「法に触れない」との発言がありますが、何度も言われている「法に触れない」、この法とはどの法律を差しているのか、お尋ねします。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 大きく言えば憲法の基本的人権から始まって、その行為を行う国法の中では、民事法の中では、そういうことは何ら制限はないと思っております。

○議長（中岩和子君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） 私はこれまでも、個人的な土地取引の手續や名義変更等について違法ではないか等のことを尋ねているのではないんです。町長という職務の中での倫理上の行為として適正なのかを尋ねているんですね、これまでも。

それでは、町の条例というものをあなたはどのように考えられているのか、捉えられているのか、お尋ねします。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 条例とは、定型的に言いますと、地方公共団体、県や市町村などがその権限に属する事務に関し、法令の範囲内で協議の議決を経て制定する立法で、地方公共団体が義務を果たした、課したり権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならないとされております。ただ、議員おっしゃるように、道徳的ということになれば、先ほども9番議員に申しましたように、私の土地行為によって誰かが本当に不合理とか利害関係が発生したというのであれば、それは私の職権の中でやったと言われればそうなるかと思えますけれども、当時そういうことで誰も異議もなければ、その当時の土地の購入者もほかにも見当たりませんでしたし、不動産屋の人が紹介されたときには、私はまあそれやったら買いましょかという結論で買いました。ただ、議員の言うように、そこが、どこが、誰かが私が行う行為によって不利益をこうむったとか、迷惑こうむったとか、利害が発生したとかというのであれば当然私の職責に対する批判は受けなければならないかと思えますけど、当時そういうことは一切ございませんでした。

○議長（中岩和子君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） その点についてはまたこの後尋ねさせていただきますけどね。

確かに条例とは、先ほど憲法と言いましたが、憲法第94条の規定によって、地方公共団体は法律の範囲内で条例を制定することができる。法律の範囲内で制定することはできるんですね。それで、地方自治法第14条第1項でも、法令に違反しない限りにおいて当条例を制定することができる。地方公共団体の事務に関して定める法規の一種なんですね。ですから、那智勝浦町の条例もこれに含まれているわけですね。ですから、この条例とは、その町村の住民に対して、ほかの法令と同じように、権利を制限したり、義務を課したりするものであるんです。町の決まり、町の法律とも言えるものなんですね。この町長等政治倫理条例、これはこれに基づいて制定された条例、法規の一種なんですね。あなたを含めた三役、町長、副町長、教育長が対象になり、必ず守らなければならない那智勝浦町の条例なんです。どう思われますか。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 当然、上位法で言うと、これは判例の中でも出たあるんかどうかわかりませんが、どういう形で、裁判の判例であるかどうかかわかりませんが、今のところ

そういう判例は出ていないというように思います。そういう中では、上位法令に基づいて、その範囲の中でということになれば、いささか私も疑問に思うところあるんですけども。それを制限することが本来のことに正しく制限されると。その中で、先ほども言いましたように、私とその職権によって強制的なり、また他人の利害を無視してその行為を行ったということになれば道徳にも及ぶかと思うんですけども、その範囲の解釈は私と議員との解釈の違いがあるかと思えますけれども、私はそういうふうに考えております。

○議長（中岩和子君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） 上位法令、法令に準じてこの町の条例を制定しているんですよ。法令に違反する条例を制定したらあかん、指導されるんですよ、国や県から。そうした中でこの条例はつくられているんですね。

それで、町長、その町長の政治倫理審査会での発言の中で疑問に思うのは、平成24年の初めごろから住居と農業のできる土地を探していた。そのときに町の差し押さえ、その後の24年10月19日、差し押さえの決裁をしてるんですよ。税務課の職員から町長であるあなたに説明して決裁をもらってる。これは私人には説明しないんですよ。私人に漏らすと、職員は公務員という立場で秘密の厳守または個人情報保護違反となるんですが、いかがですか。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 当然、滞納分があれば、今徴収には厳しくやっておるところでありまして、その対象物件になれば、税務課の職員としてその行為を設定してまいります。そのときに、私は決裁権がありますので、当然滞納分があると、そのときには差し押さえとして押さえといたら、とれるかとれんかは別としても、差し押さえしていくということは法的な効力を有するというので、当然の行為を行ってまいります。そのときに私がそこを買うか買わんかというのは別の、その時点では考えてなかったところでございます。

○議長（中岩和子君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） 税務課長にお尋ねしますが、町長に差し押さえ調書の決裁をもらう場合、一般的に差し押さえ調書の内容、相手名とか該当物件、滞納金額、土地、家屋などの場合は、場所や面積、そして抵当、差し押さえ等の有無などを説明して決裁をもらうと思いますが、いかがですか。

○議長（中岩和子君） 税務課長久葛君。

○税務課長（久圓章功君） お答えします。

町長に決裁をいただくときには、関係文書及び参考資料ということで、伺い書につけさせていただいて決裁をいただいているところです。関係文書には、法務局に提出する書類、そしてあと関係の権利者へ出す書類等も添えてございます。

以上です。

○議長（中岩和子君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） 先ほど聞いた内容を説明書につけてるんですね、その差し押さえ文書に。そうですね。それで、内容についても説明しますよね。何も説明せずに判を押してくださいと

いう、もらうわけじゃないですよ。

○議長（中岩和子君） 税務課長久葛君。

○税務課長（久圓章功君） 土地の所在とか地番とか地目、地籍等は法務局に提出する書類に載ってございます。そして、町長には伺い書を持って直接担当者のほうが説明して決裁いただいております。

以上です。

○議長（中岩和子君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） そうなんです、町長。この決裁した時点で、あなたは町長という地位と職務として、この購入した二河の土地の状況、詳細を知り得たのではないですか。私人ではないんですよ。私人の立場ならこのことを知ることができないんですよ。いかがですか。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 当然、その時点では、私が決裁してあるんで、知り得たあると思います。ただ、そのときに法務局には登記上そういうことは記載されます。そういうことは土地購入者にとっては、まず第一に不動産屋にお願いすれば、当然法務局でその登記簿を見て、それがどういう形になってるかというのは調査の上、どうですかという、こんなでありますと、この抵当とか差し押さえの件について、こんだけあるんで無理ですねと、やめましょとかかという話は誰でも知り得る権利だと思います。

○議長（中岩和子君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） 私、登記所のことを聞いてるんじゃないです。その決裁のときにあなたはこういう説明を受けて知ったんでしょということを尋ねているんです。あなたは、それで、これまでの答弁の中で職務行為として差し押さえしたと何回も言ってますね。そうですよね。この差し押さえ、決裁する、那智勝浦町の決裁は、あなたが町長ですから、決裁するんですよ。ですから、町長の職務として差し押さえしたんですね。間違いはないですね。それで、自分が町長として差し押さえした土地を、後日そこが気に入ったからといって購入するんですね。これは公人として常識的にあり得ない行為ですね。政治倫理上あり得ない行為だと思いますが、いかがですか。あくまでも私人としての行為だと言われますか。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 当然、土地購入に当たっては私的な行為でございます。議員おっしゃるように、それが認識があるというのであれば、もう全部さかのぼって、私も差し押さえするならば、通帳から始まって生命保険の契約の解除からの差し押さえも含めてどんだけあるかわかりませんので、その都度その都度そういうことも覚えておりません。そういう意味で、土地の差し押さえというのは少ないかもわかりませんが。ただ、そのときに不動産屋が提示してくれた土地について、うちはあくまでも主体性のある差し押さえではなくて、参加差し押さえで、そういう意味では、いっつも競売の権限もなければ何もないという物件でございますので、当然そういうことは法的な部分では、道徳的にも触れないんじゃないかなと思います。

○議長（中岩和子君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） 私は法的なことは尋ねてないんですよ。それで、法務局のことも、その内容のことも聞いてないんですね。この那智勝浦町での差し押さえ、決裁というのを尋ねたんですよ。

その政治倫理審査会の中で、あなたは25年6月の購入のときに町が差し押さえしている物件と認識したと言ってますね。24年10月19日の町が差し押さえした時点であなたは職務の中で認識しているはずなんです、つじつまが合わないですね。これについてどう思いますか。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） そのときに決裁をした以上は私も認識があるということは推定はできませんけれども、その現に買う購入時点で改めて、ああ、そういう物件だったのかということは認識したわけでございます。

○議長（中岩和子君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） 職務の中でちょっと無責任な発言ですね。町長、これ一般に株取引の場合ですよ。内部の者が内部情報に基づき取引を行うことは、インサイダー取引といって、不公正取引として規制されているんですね。罰せられるんですね。

政治倫理条例第1条の「自己の地位による影響力を不正に行使」という規定ですね。また、第3条第1項第1号の「町民全体の奉仕者として、その品位と名誉を損なう一切の行為を慎み、その職務に関し不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと」、この規定に違反しているんじゃないかと思うんですが、どう思われますか。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 参加差し押さえの物件を購入することが著しく私の一般的な行為と公務的な行為ということは、先ほども言いましたように、その時点で誰かの利害があるとか、誰かが購入しているのを私が横取りしたというのであれば、そういうことは当然批判される道徳の部分であり倫理の部分であろうかと思えます。ただ、そのときに不動産屋の紹介を受けたときには、そういうことも一切なく、まだこういう抵当が入ってます、こういう差し押さえがありますと、ほかにも自治体がいろいろな差し押さえをやっておりまして、その自治体の名前は忘れましたけれども。そういう中で、うちもそれがしの部分、そのときに買うに当たっては当然仮契約を行い、仮契約を行うことによって相手方がその担保なり差し押さえの設定を外してくれるということが前提なんで、その辺は皆さん、どこの自治体も、国税も、銀行関係も、そのお金で購入することによっておさめてもらったという経緯があつて、そこに私が行った行為が無駄な行為だった、特別な行為だったということは私自身余り感じておりませんけど。

○議長（中岩和子君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） 一般の人は法務局行って、その土地を自分で調べて、ああ、こういう状況だというようなことはほとんどしませんよね。あなたは差し押さえのときにこの土地がこういう状況やというのは知ったんじゃないんですか。それに、町長、一般の公務員の場合、職員の場合ですが、地方税法第22条に罰則というのがあつて、税に従事する者の秘密漏えいに関する罪というのがあるんですよ。税に従事する職員はそういう秘密漏えいに関する罪というのが



あるんです。それで、国税徴収法の第92条に買受人の制限というのがあって、税に関する事務に従事する職員は、換価の目的になった財産について買い受けることができないと、こういう規定もあるんですよ。ですから、職員、地方公務員のほうの職務上の違反に該当すれば、職員が、懲戒処分等に該当するんですよ。地方公務員法第92条の規定に、法律、条例、規則に違反した場合、それから第34条に、守秘義務に違反した場合、職務上知り得た秘密を漏らしてはならないという、こういう規定もあるんですね。こういう規定があって職員は制限されているんですよ。違反すると罰せられるんです。その罰するのは、任命権者である町長、あなたが罰するんですよ。いかがですか。どう思われますか。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 職員というのは、徴収、税務職員の認定を受けた職員だと思うんですけども、一般の職員はその限りではないと思うんであります。そういう中で、私がそれを知り得たという、一般の人は知り得ないというのは、必要に迫らなければ誰も法務局行ってそういうものは調べないと思います。ただ、そういうことを全部知らしめてとなったら、全部差し押さえ物件はこうですということを官報か何かで知らせる手段があれば、当然そういう形で掲示板に載せられると思うんですけども、個人的な秘密の保持をしていかなければならないという観点からそれは無理だと思います。そういう中で、私が見つかったというのは、当然職務上、行為の中で決裁を行いましたけれども、そのことが別に他人に漏えいしたとか何をしたとかじゃなくて、ただそのときの法務局での登記簿上そういうことになったあるということ、購入する場合に誰でも知り得る権利をそこで知り得たわけでございます。

○議長（中岩和子君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） 私は税務職員だけのこと言うてるんじゃないです。一般職員、一般の公務員も全て、地方公務員法に違反した場合は全部懲戒処分なりの処分を受けるんですよ、対象になるんですよ。私は法務局のこととかいろいろ聞いてるんじゃないです。それで、差し押さえた時点のあなたは知ってましたねということをお尋ねしているんですよ。

あなたはいろいろと口実つけておりますけど、あなたは町長としての立場を理解していませんよね。全体の奉仕者であり、職員を統括し、指導する立場なんですよ。町長の地位と権限について、これも法律のこと言うて悪いんですけども、地方自治法の第147条に統括及び代表の規定というのがあるんですよ。町長の統括及び代表という。それから、同じ地方自治法ですけど、第154条に職員の指揮監督の規定というのがあるんですよ。ですから、あなたは地方公共団体の統括及び代表であり職員の指揮監督をするということで、全体の奉仕者ということになってるんですね。

これまでお尋ねした点について、あなたは町長としてあなたの立場を町長どのように感じられるんか、お尋ねします。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 当然、して悪いというんかということについては常識の範囲内で私も考えて実行しております。ただ、議員の立場で言う立場と私でこういう立場がこうな、意見の相

違はございましょうけれども、それがどの法律に反するとか、この法律に反するとかというのは十分にその審査会の中でも検討していただいたし、広報の中でその審査会の内容も発表されております。それでさらに異議があるんであったら、またそういう方向で私も答弁しなくてはならないかと思うんですけれども。そのときに町長とはというと、町長は何をしてもいけない、かにをしてはいけないで、人の概念によってそれを制約される立場である者でもないとは私は考えます。

○議長（中岩和子君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） 法令、法には違反していないと言いますが、法令に準じた条例、この条例が、那智勝浦町には町長等の政治倫理に関する条例、それがあつたんですよ。あなたに幾ら言うても押し問答になるから次に移らせてもらいますけどね。

町長、あの審査会の中で、あなたは「あの土地は、田んぼを一番下に、2番目に畑を、3段目に果樹園をつくる、理想郷であると。私は重機も持っているし、自分がかかって3年がかりぐらいでそれができればなと思つてる」と、これ発言してますね。あの重機は、市野々に新品のまま置いている重機ですね、あのユンボですね。それで、町長、あの土地ですけど、もとグリーンピア南紀の近くなんで、夜車で走ってましたら、あの国道を、けもの、鹿とかがよく立っているんですよ。私は車で走って何度もよく見かける。動物にとつても理想郷ではないかと思うんですね。

まあそれはそれで、もう一度倫理についてお尋ねしますが、参考として、平成28年3月20日付の「紀南抄」に掲載されていたんですが、哲学者の和辻哲郎さんというんだと思うんですが、「てつろう」と読むと思うんですが、和辻哲郎さんは「倫理とは、人間共同体の存在根底として種々の共同体に実現せられるものであり、人々の間柄の道であり秩序である」と提示しているんです。倫理は共同体を支える根本的な人の道とする見方だと、このように掲載されているんです。それで、広辞苑では倫理についてはこう記載されています。人倫の道、人と倫理のという字ですけども、人倫の道、実際道德の規範となる原理と、このように記載されているんですが、あなたは倫理についてどう思われますか。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 学者さんの言うのが倫理だと思うんですけれども。ただ、そのときに、私の行為が本当に迷惑かけたとか、その行為が本当に私の職権の中で行使したとかというのであれば、当然人と人とのわだかまりができると。ただ、私もいろいろとあれば、そういうことで批判されるのであれば、当然そのことになろうかと思うんですけど、そういう行為が一切批判されるというのは、議会の中でこういう行為はあかんのやないか。だから、個人の概念の中で、それは批判にもなりますし、当然スタンスが表のほうのスタンスであれば表の話になるし、裏の話であれば裏の話になると。その概念をどこで持つかということが倫理の概念、批判の対象になろうかと思うんですけども、議員がおっしゃるように、あなたがこう言うには私の行為自体がまずいと、そういうのがあなたの概念であれば、私はもうそれ以上の答える必要はないかと思つます。

○議長（中岩和子君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） 他人に迷惑をかけないからいいんだとかね。私の知り合いにこういうことが実際に行われているんだと言うたら、ええっと皆さんびっくりしますよ。町長という者が何でそんな、町が差し押さえした土地を自分の所有にするんだと。それは、あなたは滞納税額がなくなったからええんや、誰にも迷惑かけてないんだと言うておりますけど、そういうものじゃないですよ。

次に、時間もいろいろ経過しますんで、少し変わりますが、この土地に関連したことで一般県道太地新宮自転車道について、これについてちょっと建設課長にお聞きしたいんですけども、グリーンピア南紀跡地前の森浦から大浦浄苑の先の海岸近くまで来てとまっておりますが、建設課長、御存じですね。

○議長（中岩和子君） 建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君） 太地からグリーンピアの中を通過して自転車道が途中まで整備されております。それは認識しております。

○議長（中岩和子君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） 建設課長、この県道太地新宮自転車道ですが、これまで平成10年ごろに一時休止になって、今、今日まで至っているわけなんですけども、今年度、28年度から事業が再開されているようですけども、この道路再開、事業再開についてあなたが知った時期ですが、県から町に対する連絡があった時期は何年の何月ごろでしょうか。建設課長に聞いて、先。

○議長（中岩和子君） 建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君） お答えいたします。

議員からありました自転車道につきましては、平成28年、ことしの事業ということで、県のほうも既に測量に入っております、報告を受けたのは、測量しますということで、今年度に入ってから、4月以降だと記憶しております。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） 建設課長、情報遅いですね。私聞いたところでは、26年度に予備設計の平面図が作製済みなんです、県では。ですから、その前にある程度町のほうへ話があるんじゃないかと思うんですけども、そういうことは全然ない、ことしの28年まで全然知らなかったということですか。

○議長（中岩和子君） 建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君） 県のほうからの連絡はことしに入ってからです。

○議長（中岩和子君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） 町長にお聞きいたしますが、この事業再開についてあなたが知った時期はいつですか。

それと、あなたの二河の所有地の入り口部分をこの道路が通ることになっていると思いますが、間違いないでしょうか。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 私、この二、三カ月ぐらい前かな、県のほうから測量させてくださいといふことの申し出を受けました。それ何のためにというと、自転車道の整備を旧国道でやっていきたいと。そのときには、うちの土地の今持っている谷間のところを護岸、護岸というんか、道路のかての補強もやらなければいけないというのを聞いたのが初めてであります。

そういう中で、やっぱり今こういうことで言われた、私があ土地を買ったということによってみんながいろいろな目で見ると、私はできたら協力はしたくないとは言ったんですけども、そういう面では県も何とか協力してくれということをお願いにされましたことは事実でございます。

○議長（中岩和子君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） 最近まで知らなかったということですけども、県のほうでは26年度からそういう調査を進めて、ことしの28年度で入札を行って、新聞で見ましたが、6月13日に既に入札済みということなんですね。今、町長、町民の皆さんが知ったらと言いましたけど、確かに町長、こういうことを町民の皆さんが知れば、この二河の土地購入についても町民の皆さんから疑惑を持たれるんですよ。あなたが今答弁したように、この自転車道のことを知らずに土地を購入したとしても、町民の皆さん疑いますよ。何で、その前に情報あったんやないかというようなことをね。ですから、政治倫理審査会の付言の中でも、付言、これつける言葉ですね、「あなたの一連の行為が町民に疑惑を抱かせた。政治倫理条例第3条第2項の中のみずから潔い態度をもって疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明らかにしなければならないとあることに照らし、町民に対する説明責任を十分に尽くし、今回の審査請求に至った事態を真摯に受けとめ、今後も町の代表として町民の信頼を得るべく、倫理の保持及び公正かつ透明な町政運営に努められるよう強く要望する」と、政治倫理審査会の中でもこうやって付言されているんですね。

もう一度お尋ねしますけども、この審査会の報告以降、6月20日以降、いつ、どこで説明責任を果たされたのか、お尋ねします。

それと、あなた自身の置かれている立場ですね。町長、公人の立場、そして全体の奉仕者として改めて反省し、この倫理問題の責任をどのように考えられているのか、お尋ねいたします。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 説明はやっていないんで、先ほど9番議員にお答えしましたように、次の町政報告会のような形でまた発言をして報告をさせていただきたいと思っております。

そういう中で、私の倫理というのはどなんんかということ、私が幾らこういうことで言っても、さっきのサイクリングロードの話ではないですけども、私が知り得たのはその時点ですと。ただ、人間ですので失念することもある、そのとき思い出すこともある、そういう人間ですので、そのことをとやかく言われるということには、私は全能の神であるがごとく振舞ってなければならぬかわかりませんが、私も人間なんでいろいろな面で不手際、

また至らんことが多くあろうかと思えますけれども、その辺については私も反省し、また今後そういうことのないように私も努力していくところでございます。

○議長（中岩和子君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） 政治倫理審査会の結論を重く受けとめていただいて、十分今後注意していただきたいと思えます。

この件についてはもう押し問答的になるばかりですので、あなたの考え方というのはよくわかりましたので、これについては終わらせていただきます。

それでは、次の新病院建設用地に関する問題ということで、福祉事業団への用地無償貸与、そして図書館運営にかかわる問題と対策、工事における周辺対策ということで質問させていただきます。

まず、建設用地について確認いたしますが、敷地面積は1万8,697平方メートル、これ2月まで、2月、この間までこの敷地面積でしたね。それが8月になって、この図面見たら1万7,200平方メートルに減っているんですけどね。何で1,497平方メートル減少したのか、その点お尋ねします。

○議長（中岩和子君） 建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君） お答えいたします。

濟いませぬ。資料を持ってませぬので、改めまして報告させていただきます。申しわけございません。

〔3番下崎弘通君「この資料です」と呼ぶ〕

○議長（中岩和子君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） 8月22日の新病院建設調査特別委員会、このときにもらった那智勝浦町立新病院建設事業概要の中の施設概要のところ敷地面積は約1万7,200平方メートルと書かれているんです。これ何にも今まで説明なかったんで、どういうことかお尋ねしているんです。

○議長（中岩和子君） 建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君） 申しわけございません。最初の1万8,697平方メートルの比較なんですけども、手元に資料がありませんので、再度調べて報告させていただきます。

○議長（中岩和子君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） お願いします。

それで、患者用駐車場は90台ですね。新宮医療センターは323台、患者用ですよ。串本病院は99台と、これだけの駐車台数をよその病院は確保しているんですが、本町は90台、これで大丈夫でしょうか。

○議長（中岩和子君） 病院事務長喜田君。

○病院事務長（喜田 直君） お答えします。

新病院につきましては、現在より診療科が減少することもございまして、今のとこの試算では、この予定の駐車台数で十分充足できるのではないかと考えてます。

○議長（中岩和子君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） それと、職員用は112台ですね。職員数160人ほどあるんですね。これも完全に不足するのではないかと思うんですよ。また、図書館の職員用とか、消防本部の職員とか、完全に不足するんですけども、その対策についてはどのようになっているのでしょうか。

○議長（中岩和子君） 病院事務長喜田君。

○病院事務長（喜田 直君） お答えします。

病院の職員の大体160人というのは、基本正職員が100名と、その他については臨時職員及び委託会社の職員等が含まれているかと思えます。現状、新病院のほうで予定されている駐車場の台数では、特に看護部等は交代制勤務のこともございまして、基本的に正職員の部分につきましては充足できるのではないかと考えておりますし、その他臨時職員等あるいは一部正職員等につきましても近隣で——今の現状の病院でもそうなんですけども——借りることによって充足等できるのではないかと考えております。

病院については以上でございますが、消防及び図書館等につきましては、それぞれ協議の上、御相談をさせていただきたいと考えております。

○議長（中岩和子君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） 消防職員の駐車場なんですけど、8月から甫子浦近くに民間の用地を980平方メートルですか、駐車台数32台分借りているんですね。1カ月の借り上げ使用料が4万5,000円と、年間これで計算しますと54万円必要、28年度は8カ月で36万円、これは町の予算、町の財政から支払うんですね。消防そばの新病院の駐車用地800平方メートルのこれを無償で福祉事業団に貸与して、そのかわりに、その不足する駐車場分として町の負担、町の税金からこの54万円を負担するんですね。この用地を貸与せずに町で使えば、この駐車場用地、民間用地を借りる必要がないわけですね。全職員分、消防職員もそうですが、月額3,000円の駐車料金を負担しておりますが、その無償で貸し出す用地を町で使えば、この消防職員に借りる分の用地、使用料54万円は不必要になるんですよ。おかしいと思いませんか。町長、おかしいですね、これ。これぐらい、年間54万円ぐらいの金額は構わないと思ってるんですか。54万円といえば、あなた方にとって小さい金額かもわかりませんが、これいかがですか。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 議員おっしゃるように、金額で勘定するんであれば、そこで雇用される方が15名、仮に今の計画上は十五、六名になろうかと思うんですけども、その人の町民税を換算すると固定資産税以上の町民税は収まっていくなじゃないかなあと、金額でいえばですよ。そういうふうに私は考えております。

○議長（中岩和子君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） 新病院用地全体を利用した結果、まだ不足するというのであれば、不足する用地を借りても仕方ないと思うんですけどね。この用地を確保するため、町民の負担で旧の教育センター、それで体育館、施設の撤去費用が、あなた方の出された資料で調べてみたら、この撤去費用が約9,600万円。それから、周囲の土地を購入した用地取得費用7,700万円、これあの両サイドの土地だと思うんですけどね。それに周囲の山を削って造成に要した費用、

工事費 3億400万円。合計約 4億7,700万円の費用を、この用地を確保するために約 5億円要しているんですよ。ですから、この用地を含めて新病院建設に要する費用約50億円を、国の補助金の補填もありますが、今後この起債した、借金した金額を町民の皆さんが将来に向けて負担していくわけですね。それなのに、なぜこの用地の一部を民間の社会福祉法人である和歌山県福祉事業団に今回無償で貸し付けるのか。その根拠と理由をお尋ねします。

○議長（中岩和子君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） この消防用の職員の駐車場につきましては補正予算で出させていただきました。町道の朝日18号線の拡幅に関連しまして、これまで職員駐車場としてました消防施設の中の1段、これまで職員の駐車場としていたところなんですけども、今の消防敷地の1段上のところへ消防の公用車を上げるために、今回職員の駐車場を別に確保するものでございます。

また、町道の拡幅工事自体まだ始まってないんですけども、消防庁舎と図書館付近の町道を改修してる関係がありまして、もう既に移動させていただいております。あくまでもこれにつきましては町道の拡幅に係るものでございます。

しかしながら、議員さんおっしゃられるとおり、当初病院の職員駐車場に若干の余裕があるだろうということ考えてございました。そこにはやっぱり消防職員の駐車場も確保できるのではないかというふうにして考えていたこともありまして、そういう意味からすると、議員さんおっしゃるような影響もあろうかと考えてございます。

また、今回のことにつきましては、職員の駐車場をほかに確保してでも何とか福祉の施設の建設に協力したいというのが当局の考え方でございます。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） 拡幅工事中は、そら仕方ないんですけども、現に消防職員は、あの裏手の土地だけでは不足に、今の建設用地のほうへも駐車していたという事実があるんです。まあそれはそれであれですけどね。

その社会福祉法人の和歌山県福祉事業団ですけど、平成23年に県より移管されて、今は民間の事業団体になっておりますよね。県の補助とかはなしに、独立経営だと言ってましたけどね。町内の社会福祉法人である社会福祉法人紀友会、これは町有地の使用料を年107万6,100円支払っているんです。それで、庄のゆうゆう、デイサービスセンター、今現在社会福祉協議会が経営してますけども、施設維持協力金として年に260万円、町に対してこれだけ支払っているんですね。この2つの社会福祉法人はこれだけ負担しているんですね。ですから、町がこの用地を確保するために要した費用4億7,700万円を、敷地面積、仮に今1万8,700平方メートルとしましたら、そのうち800平方メートルを無償で貸すんですね。そしたら、この用地分どれだけの金額になるかと計算しましたら、約2,000万円になるんですよ、その無償で貸す土地が。2,000万円の用地をそこへつくるために要った勘定になるんです。町内の社会福祉法人は有料で、町外から来る社会福祉法人、福祉事業団はなぜ無償貸与なのかですね。納得がいきま

せんので、もう一度説明をお願いします。

そして、この貸与する用地に対して、他の社会福祉法人のように、公平な観点から同等の負担を福祉事業団に対して求めないのか、お尋ねします。

○議長（中岩和子君） 病院事務長喜田君。

○病院事務長（喜田 直君） お答えします。

当初、このお話は県のほうから病院のほうに打診がございました。初めのうちは、病院の入所も含めて考えていただきたいという中で、病院のほうとしては、入所に関しては、特に人員の問題もありまして、なかなか難しいという回答させていただいてた中で、今年度に入りまして、単独の施設だけでもお願いできないかということでお話がございました。その中で、最終的に町長の御判断を受けて、病院のほうとしても、特に院長のほうとしても、いわゆる障害者基本法にうたわれておりますように、「国及び地方公共団体は、障害者が生活機能を回復し、取得し、又は維持するために必要な医療の給付及びリハビリテーションの提供を行うよう必要な施策を講じなければならない」という条文もございます。また、同じく「国及び地方公共団体は、医療若しくは介護の給付又はリハビリテーションの提供を行うに当たっては、障害者が可能な限りその身近な場所においてこれらを受けられるよう必要な施策を講ずるものとする」というような文言もその条文の中にございまして、そのことも踏まえて、院長のほうとしましては、無償貸与の上、病院等を利用していただくというのが県の福祉事業、あるいはひいては町の福祉事業としても現段階で最適ではないかということで決断させていただいた次第でございます。

○議長（中岩和子君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） この新病院の特別委員会、6月になる時点まで、その病院の新病院で通所施設なり障害者に対しての便宜を図りたいというようなことはもうその構想の中には全然当初入っていなかったんですね。それが突然こういうふうにできたということなんですね。

それに、福祉事業団ですけど、既に通所施設の用地ということで建設用地を確保しておりますよね。古座の上野山、あそこは津波の心配のない高台ですよ。海拔40メートルか50メートルぐらいあるかと思うんですがね。あそこは第1番の候補地として既に福祉事業団は用地を購入し、確保しているんですね。それなのに、町内福祉施設、特に勝浦認定こども園は津波の直撃を受ける低地、北浜地区に設置されておまして、この場所は津波浸水深、津波ハザードマップを見ましたら、ちょっとこの境がわかりにくいんですけども、3メートルから5メートル、また5メートルから10メートルの浸水深の場所なんですね。これまでに何度も高台移転対策が問題となっておりますけどね。その低地に存在し、早急に対策を講じる必要のあるこの勝浦認定こども園をこのままの状態にしておいて、福祉事業団の施設はなぜ高台の少ない本町のこの場所なのかですね。この場所を無償提供するのか、理解に苦しむんですけど、いかがですか。

○議長（中岩和子君） 福祉課長塩崎君。

○福祉課長（塩崎圭祐君） お答えいたします。



福祉事業団の古座の上野山の……。

○議長（中岩和子君） 恐れ入ります。課長、濟いません、ちょっと大きい声で言うていただけませんか。

○福祉課長（塩崎圭祐君） 失礼しました。福祉事業団の古座の上野山の用地の件につきましては、現施設、田原にございます施設ございます、そちらのほうの移設ということを考えてるといふふうに聞いてございます。今回、私ども那智勝浦町のほうに建設予定でございます重症心身障害児者という施設ではないというような形のことを聞いております。

それから、今回の施設でございますが、議員はもう既に御承知のことと存じますが、この地域にはない施設でございます。この圏域、新宮東牟婁圏域にはない施設でございます、この機会に私ども福祉施策をするに当たりまして進出いただきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） 7月6日に向こうの上富田町の施設を訪れて聞いた事務長の話では、通所施設もあの上を第1候補として考えていたということをお場で説明しておりましたよ。ですから、私も新宮東牟婁全域でこれは検討すべきであって、必ず新宮東牟婁で必要な施設なんですよ、これは。その必要性というのはよくわかってるんですよ。それを那智勝浦町からこの高台で病院近くの用地を無償で貸してもらえとの提案があったから第1候補の上野山を断念して、この那智勝浦町の提案に乗ったんだと、用地を提供してもらえからありがたいと、その場で事務長は言われたんですよ。そういうことなんです。

それで、先日の6月15日ですが、全員協議会での私の質疑ですけど、町長にちょっとお尋ねするんですけども、私は町内の公共施設の現状とか将来の課題やこの問題に対しての今後の問題点等を具体的に尋ねたんですね。それに対して明確な答弁をせずに、あなたは、あなたの答弁は、「うちは福祉としてほんまに理解のないまちだという印象が否めないんじゃないかと思えます」と答えられたんですね。このあなたの発言内容ですが、私はあなたのような偏った考え方をしているつもりなんです。私はこの問題に関する疑問、課題を真剣にあなたに尋ねたんです。答弁にならない答弁されたんです。真摯な答弁をしてくださいよ。どうですか。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 全員協議会の中で議員も、新宮の雑賀部長も来ていただいて、その説明受けたかと思えます。我々としては、そういう施設が病院の敷地内にあるのが理想だというのが一つの中で県のほうから言われまして、そういうことであれば、重度心身障害者の方が通所する場合においては、そこでリハビリやって、もしそれでもうまくいかない場合はうちの病院も利用できるという観点で、うちの敷地の中ということクローズアップされたんだと思うんです。その中で、私は苦勞されている家族の皆さんや、その身内の皆さんが、そういう障害者をお持ちの皆さんが苦勞しているのであれば、当然我々は手を差し伸べてあげなければならないということで、私はその辺は理解をして提案したわけで、提案したというんですか、報告させ

いただきました。そういう中で、賃貸にせえとか、有料とか、職員駐車場の台数が減っていくやないかというのは、職員自体は、昔から公務員は公僕という中であれば、一步そういう町民の方に譲って、我々は違う場所でもめてでも通勤するというのが別に差しさわりはないと私は思います。そういう意味では、譲り合うところは譲り合って、そういう人には弱者に対する手を差し伸べていくというのもやはり政治の世界であり行政の世界でもあろうかと思えます。そらできないことはできないと言わなければいけませんけれども、できる範疇であれば、そういうことは我々としては協力していくのは当然のことだと思っております。そういう中で、いろいろ言われたんで、福祉に理解がないという表現をしたことは当然気にさわったかもわかりませんが、そういう意味合いの中で、私は答弁していく中で答えたわけでございます。

○議長（中岩和子君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） 私は先ほども言いましたように、町内の福祉施設、それについても、今後の将来についてもどうするんだというようなことも尋ねたんですよ。そんなことにも何にも答えていないんですね、あなたは。

それと、この建設用地減少による図書館利用者に対する駐車用地の減少なんですけど、ここはもと教育センターの用地でもあって、これまで図書館の利用者も駐車利用していた土地なんですよ。これが全然検討もされずに考慮もされていないように思いますがね。いかがですか。この対策についてどう考えられているんでしょうか。

○議長（中岩和子君） 建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君） お答えいたします。

議員御指摘の図書館駐車場に関しましては、当初計画でのり面の部分がございましたので、その部分を有効利用して、構造物で立ち上げて、その部分の空間を図書館の利用ということで今検討しているところでございます。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） その部分で何台ぐらい確保できるんでしょうか。

○議長（中岩和子君） 建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君） お答えいたします。

きちっとまだ詳細設計できてないんですけども、約10台程度ということです。

以上です。

○議長（中岩和子君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） 約10台程度ということですが、後でまたお尋ねしますけども。

先に、その図書館の状況とか、そして現在図書館行事で1年間で何回、参加者数、そして駐車台数等はどうなっているのか、この今2点お聞きします。

○議長（中岩和子君） 教育次長下君。

○教育次長（下 康之君） お答えいたします。

まず、図書館の概要でございますが、現在の図書館は昭和54年4月に開館した鉄筋コンクリ

ート3階建ての建物で、今のところ耐震改修等はされておりません。そして、蔵書数につきましては約4万6,000冊となっております。現在、図書館につきましては職員が4名、館長と司書、そして臨時職員2名で運営を行っております。

そして、図書館の行事でございますが、読み聞かせ会あるいは読み聞かせカーニバル等の行事が昨年年間で38回行われております。こちらにつきましては687人の方の参加をいただきました。それと、ほかに読書週間等の行事での参加者が936名となっております。

そして、駐車場の状況でございますが、通常図書館につきましては10台程度必要になってくるんですが、こういうイベント等になりますと30台を超えるお客様がお見えになります。また、おはなし隊キャラバンカーというのが訪問があったときには学校からのバスでの移動というものもありました。そのような形でございますので、現状そういうイベント等あった場合は何らかの工夫が必要かなと考えております。

以上です。

○議長（中岩和子君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） 駐車場は大体10台程度の確保というようなことで、そして建物は40年近くたった建物で、また耐震診断も受けていないという状況なんですね。そして、10台ぐらいの駐車場の確保ですけど、その行事等あれば30台利用されるということなんですけども、図書館の図書を利用する来館者数なんかは年間大体1万7,000人ぐらいあるんですね。それと、イベント時、来館者に対する駐車場の確保なんですけども、そのイベント時は30台ほど利用されているということなんですけども、10台では不足しますよね。それについてどのように対応されるのか、お尋ねします。

○議長（中岩和子君） 教育次長下君。

○教育次長（下 康之君） お答えいたします。

確かにイベント時には30台を上回る車の利用があります。この場合は病院の休診の日等々にイベントを行うといった、そういう工夫を行いまして、病院の駐車場を利用させていただければと考えております。それ以外にはちょっと現状では確保は難しいのかなと考えております。

以上です。

○議長（中岩和子君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） 病院駐車場も90台しかないんで、その点十分注意されて利用していただきたいと思うんですけどね。

それから、今後あそこでは新病院とその通所施設の2カ所で平成30年4月に向けて建設工事が始まるわけですが、建設工事中、図書館のすぐそばで行われる通所施設の工事中の防じんとか騒音、安全対策等、来館者に対して、特に玄関すぐ前を工事車両が通り大変危険なんですけどね。来館する児童・生徒に対する安全確保対策についてどう配慮されるのか、お尋ねします。工事中です。

○議長（中岩和子君） 建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君） お答えいたします。

議員お尋ねの安全対策なんですけども、新病院建設期間中の図書館利用者の安全を確保するために、現在教育委員会と請負業者と協議を重ねております。具体的には、現在の町道沿いに歩行者専用通路の新設並びに裏側に既設の階段がございますので、それを利用しての歩行者専用通路、さらに自転車の駐輪場を予定しております。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） それと、通所施設下側、できる、図書館の裏手ですよ。その朝日側に当たる近隣住宅の皆さんに対して、この通所施設の概要とか事業内容、そして工事概要、それから工事期間等の説明ですが、協力、理解等得るために今後どのように対応されるのか、お尋ねします。

○議長（中岩和子君） 福祉課長塩崎君。

○福祉課長（塩崎圭祐君） お答えいたします。

県の福祉事業団のほうからの対応についてでございますが、周辺住民の皆様を対象に、施設の概要等については、10月をめどに説明会を開催するよう準備を進めているというようなことで伺っております。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） それでは、教育長にお尋ねします。

総合教育会議が設置されました、これは首長が招集ということで、大体月1回程度招集されるんですね。それから、那智勝浦町教育大綱を4月に策定している、これも首長が策定したということになってるんですけども、その中で具体的な取り組みとして、生涯学習社会の構築の中で、町立図書館の充実と学校図書館とのネットワーク化、生涯にわたる学びの場を整備し、知の拠点施設として充実、活用と規定されているんですけど、今後どのように進めていくのか、お尋ねします。

○議長（中岩和子君） 教育長森君。

○教育長（森 崇君） 図書館の今後の方向ということでございますけども、私ども教育委員会としましては、平成27年度を図書館改革の元年と位置づけまして、町立図書館を閉じられた図書館から開かれた図書館にやっていくということで今奮闘中でございます。今、議員おっしゃられた本年2月の那智勝浦教育大綱、これつくっとるわけですが、その中でも、繰り返になりますけども、町立図書館の充実と学校図書館のネットワーク化、生涯にわたる学びの場を整備し、知の拠点施設として充実、活用と記載しているところでございます。

まず、町立図書館につきましては、町民の方々の居場所、それから生涯学習の場としまして重要な役割を果たしております、単なる読書の場ということだけでなく、まちの活性化に寄与する極めて大切な施設としての位置づけ、これが大事だというふうに思っております。

確かに老朽化はしております。当面、しかし、さまざまな理由で新築がやはり困難な状況の中、現在の図書館でいかに中身を充実させていくかと、これを第一にして考えてやっているわ

けでございます。

この間、改革として、雑誌・新聞閲覧コーナーの拡充等のリニューアルの実施、それから図書購入費の増額、それからまたこれが大事ですけども、図書館の職員の意識改革等実施、さらに懸案でございました県下で最もおくれておりますけれども、自動検索システムの導入等の電子化作業を現在実施中でございます。また、老朽化した建物の改修、これも大きな問題で課題でございます。

学校図書館につきましては、学校司書の採用等さまざまな改革を行ってきておりまして、子供たちが学校で生き生きと読書に親しんでおるということの中で、学校図書館を変えることによって学校そのものが活性化してきているというふうに認識してございます。

今後、町立図書館と学校図書館をネットワーク化して、おのおのが持つ図書の有効利用、これを図っていききたい、さらに図書館改革を進めていききたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） 教育長、今後のそういう事業の事業としての充実よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでまた、最近教育委員会では図書館の運営についてのアンケート調査とか、それから子どもの読書活動リレーフォーラム in なちかつうらというのをことし6回開催するとかというようなことで積極的に取り組んでおられます。ちょっと時間もあれなんで、この点についてはどうか今後このアンケート調査の結果を踏まえ、そしてまたこのリレーフォーラム6回開催し、その中で今後十分活用して取り組んでいただきたいと思ひます。

それから最後に、町長にお尋ねしますが、総合教育会議は首長が招集して、教育大綱も首長が策定となっておりますね。総合教育会議の中で、協議調整事項の中に、教育の条件整備などを重点的に講ずべきと、施策、これが規定されてるんですね。教育の条件整備など重点的に講ずべき施策。町の図書館の現在の場所ですね。それで、現施設ではあのように耐震診断も受けていないような施設。そして、来館者用の駐車場の確保も自前ではできない、それに来館者の安全性の確保、それから図書館内の環境や快適性などが十分ではないかと思ひますよ。先ほど教育長にお尋ねした、これまでお尋ねした図書館事業の取り組みとか、今後これらの事業の取り組みが推進できるのかどうか疑問に思われますんで、施設の改築とか改修とか含めた読書環境の整備づくりなど、今後将来に向けてどのように対応されるのか。また、将来を担う子供たちが豊かに成長するために、また多くの町民の皆さんに利用してもらうために、その図書館対策はどのように考えられているのか、町長にお尋ねします。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） お答えします。

当然、今の建物というのは建てかえなければならないというのは視野の中には入っております。どういうふうな形というのは、議員も教育長もやられた関係もあると思ひますんで答えるんですけども、現在、今森教育長になってから、私教育長とできる限りそういう予算の配分、ソ

フトの面では本当にいろいろな予算の配分をつけて今図書館の充実も行ってますし、また学校図書の方も臨時職員で司書も雇って、そういう充実もやっております。そういう意味では子供の教育にも力を入れている、できる範囲の中では十分教育委員会の要望に応じて私も予算をつけておるところでございます。

図書館の建物については、議員も御存じのように、高台という場所というものなかなかこの勝浦の町内の中ではやりにくいと。将来は森山の裏がどのような形で造成ができるか、そういうところができれば、当然その地点で図書館の配置とか消防の配置とかということは計画できますけれども、今のところでは高台の場所が、有効な場所があればそういう移転方法というのは具体的な計画も進められようかと思うんですけども、なかなか今のところそういう土地の手配もできない。また、認定こども園も早急に動かしたいとは思いますが、そういう部分についても土地の用地というものを、不便なところにつくって皆さんがそれで納得いくんかという、なかなかそうもいかないんで、できる限りそういうところをどう考えていくかというのは今も検討しているところでございます。

○議長（中岩和子君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） 総合教育会議は、あなたが中心となって今後教育に取り組んでいただきたいという、これまでの教育関係のいろんな問題について、そういうことで教育法ですか、そういう関連の法が改正されて、こういう総合教育会議ができてきたんで、ですからあなたも毎月この会議で教育委員さん方と、皆さんと今後の教育条件等についても話し合わせていくと思いますんで、十分今後その点についても考えて対応していただきたいと思います。

以上です。これで終わります。

○議長（中岩和子君） 建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君） 先ほど議員からお尋ねの面積の差につきまして報告させていただきます。

当初1万8,600という面積は重身施設を含まない新病院の全体面積でございまして、このチラシで提示してます1万7,200平米というのは重身の施設を除いた面積でございまして。差が1,400平方メートルほどあると思うんですけども、重身の施設が約800平方メートルで、建築確認の申請上どうしても通路が必要となってきますので、これは新病院の通路を半分半分通路としておりまして、600ありまして、その合計が1,400という差になっておりますので、御理解のほどよろしく申し上げます。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） いいですか。

3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） 当初こういう説明が全然なかったんで、800しか必要ないと。1,400という、もう1,490言うたら1,500ですね。約倍ですよ。そんだけ減っていくんですから、その点も十分考えた中でこういうことを考えてもらわんと。5億円近い金をかけてつくった用地ですから、その点十分考えてやってください。

以上です。

○議長（中岩和子君） 3番下崎議員の一般質問を終結します。

休憩します。再開13時。

~~~~~ ○ ~~~~~

11時47分 休憩

12時58分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（中岩和子君） 再開します。

次に、10番津本議員の一般質問を許可します。

10番津本君。

○10番（津本・光君） 私は6月議会に続いて、最初に観光行政の問題で再々度町長の公約に基づきながら質問をしたいと思います。

これまでの一般質問で私は2回、5つの公約について町長に質問しました。この公約と合わせて、町長は那智勝浦町の明るい未来図をつくりますということで大きく3点に分けて公約を打ち出しておられますが、それ覚えておられますか。わかりませんか。もういいです。行きます。私のほうから御説明します。

1つは活気あふれるまちづくり、これですね。これが最初の公約と、大きな公約と、こうして出した写真入りのやつです。2つ目は誇れるまちづくり、3つ目は地域財産を守ります、この3つを大きな柱にして、そして2番目の誇れるまちづくりのところ、これそれぞれ2点ずつ出してるんですが、調べておられましたので、多分答えられないと思いますので。2つ目のところに誇れるまちづくり、宿泊客100万人を目標に、それから世界遺産、歴史と文化アピールし、町長みずからトップセールスを行います。2つ目に子育て、高齢者支援の強化充実、この2つが書かれております。この公約は今も変わりありませんか。どうぞ。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 私1回目のときの公約かと思います。2回目のときになるとまた違う公約も挙げておるんで、それも念頭に入った中で、積み残した部分についてはそういうな形で頭の中には入れておるつもりでございます。

○議長（中岩和子君） 津本君。

○10番（津本・光君） 2回目のも私も読ませておりましたが、基本的なこういう流れであろうと思います。

そして、8日の紀南新聞ですが、平成27年度は和歌山県の観光協会の観光客数過去最高を記録という記事が載っております。これですね。しかし、昨年私は6月議会でも言いましたが、国体があった年にもかかわらず、県内では唯一那智勝浦町の宿泊客は後退していたと、そして昨年度比96%となっていたということを前にも言いましたが、もう一度町長の認識を聞きたいと思います。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 国体の年というのは、夏休みの天候不順とか、いろいろな面での要素も加味されておると思います。そして、大きくは、その前年に榎が閉鎖したということも含めて、そういうところに原因があろうかと思っております。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） それは観光産業課のほうで言われたやつですが、榎のことだけでそれだけならなかったら、次はサンかつうらのことも考えないかんですね。そしたら、宿泊客はまたさらに大きく減少するということになりかねません。

そこで、ことしに入って観光客がふえたということで委員会で報告ありましたが、昨年よりはちょっとふえています。しかし、26年度よりも少ない。そして、本町は昨年国体の中で、ほかの市町村関係は全部プラス方向で宿泊客を迎えてると。そして、その中で回復、私は26年度で見ても宿泊客は回復したと言えるものではないというふうに思っておりますが、この紀南新聞の記事ですが、災害に関して基幹産業について聞かれて町長はこう答えてるんですね。これは資料3にあるんですが、私のほうで。これで町長は災害のときの記念式典で紀南新聞の取材に答えられた内容のものです。ここで町長はこういうふうに答えています。基幹産業である観光業にも水害の影響はありましたか、影響は現状はいかがでしょうかと、こういう質問ですが、それでは町長は、人が来てもらえるように、災害後から復興PRやイベントを行ってきたと。その成果もあって、観光客の来町は水害前のレベルに戻ってきている。ここ数年の観光業は、ここが問題ですね、ここ数年の観光業は日帰り客をいかに呼ぶかという点に課題がシフトしている、こういうふうに言われてるわけです。しかし、平成18年、19年、20年、これはほぼ70万台です、宿泊客数。この間もこれ前のときも言ったんですが、寺本町政になってから21年ではたんと落ちて61万になってるんです。22年では60万、そしてあの災害がありました。昨年は56万人。だから、災害前の状況が回復できてるということではないんですよ。このときに私は日帰りをいかに呼ぶかという点に課題がシフトしているというこの発言に対しては非常に心配な面があります。観光行政の進め方として町長は目標シフトの変更と見ていいんでしょうか。答弁をお願いします。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 旅館組合の集計では災害前も60万人、60万4,000人というのがそういうところで推移しておったところでございます。そういう中で、ほかの加入していない部分の宿泊合わせ、民宿合わせて今でも70万人を超えておると私は思っております、そういう意味で。ただ、宿泊から日帰りにシフトするということは、シフトするというわけじゃなくて、日帰りをふやすということは、ここよさをいかに訪れてくれて多くの方が知ってもらうことによって、次は1泊でもしようかという、そういう戦略的なことをこれからみんなが考えていかなければいけないことだと私は思います。そのために種をまくのは当然どういう方向で行くかという、日帰りを呼んでくるというのも一つの方法でありましょうし、今施設利用によって滋賀県の日赤奉仕団、会員の方がことしには3,500人というのが延べ何十回かに分けて防災センターも訪れてくれるというようなこともございます。そういう意味ではいろいろなことを考えな



がら、さらにリピーターを呼び込むというようなことを考えざるを得んじゃないかなと、そういうことでございます。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） 70万人を超えてると思いますじゃないんですよ。僕は前のときも聞いてるんです。具体的な数字で出してください。僕は何も自分で意図的に質問してるんじゃないんですよ。観光産業課が出した資料に基づいて言うてるんです。だから、それが必要であれば、そういう民宿も含めて、きちんと観光で来られた数を照会されて、そしてこういうふうになってますよと。私らはやっぱりふえてくれることがうれしいんです。だから聞くんです。そのとき70万超えてると思っておりますという答弁ないですよ。前のときもそれ言いましたです。だから、それやったら具体的に事実できちんこうですということを答えてほしいんです。答えられへんでしょ。ただ思ってるということだけなんですよ。

この間、私那智山区の区長さんとお話する機会がありまして、那智山への観光バス、滝前の駐車場で、昨年度と比べて上半期での比較で385台減ってる言うんです、那智山へ行く観光客。これ深刻な問題やと思いませんか。1台について仮に30人乗っていられた、40人か50人かわかりませんよ。だけど、30人乗ってたとしても1万1,000から1万2,000人、このお客さんが那智山へ来る人減ってるんです。火祭りのときも少なかったです。お土産屋さんも心配してます。だから、日帰り客をふやさなければならぬ、これは誰でもそう思うんです。今、高速もできていますから。けども、宿泊の客はもっと大きな問題、課題ですよ。だから、そういう町長の認識がなかったら困るんですね。もう一度聞きます。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 私も実数的にどんだけというのはわかりませんが、常々観光協会なりそういうところに出向いていったときには七十二、三万人だということを聞いておるわけでございます。それは民宿も、旅館組合加盟していないところも含めて言えばそういうことになるということです。実数的に資料として上がってきております旅館組合の数字については私も見ておりますので、災害前が60万4,000人か、その後も58万とか、そういう数字は見ております。ただ、そこには旅館組合の集計だけなんで、組合に入ったある部分の観光客、そのあと民宿組合とかそういうところではなかなか実数というのを聞いておりませんので、当然そのときに思いますという表現が不適切かどうかわかりませんが、そう言わざるを得ん。私も実際上の何百何十何万何千人という数字らしいのはなかなか覚え切れるものでもございませぬし、そういう意味でそういう表現をしてるわけでございます。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） いや、あなた目標としては数字でちゃんと掲げたんですよ。そしたら、やっぱりきちんと数字を調べていかないかんですよ、調査をして。それを適当に数字だけで何々と思うというごまかし方は、私は本来の観光行政進めていく上でもよくないと思いますよ。だから、平成23年以降ですか、水害があった後にふえてたとしても、災害の工事で来ておられる人たくさんおられます。だから、観光で来られた人がどのぐらいいるのかということ

きちんと把握すべきなんです。その上でいろんなプランを立てていかないと、やっぱり観光行政大きなつまずきを僕は見せていくと思います。

そのときに和歌山県の観光客は過去最高記録したというこの要因について、和歌山県のこれのやつでどう報告されているか、ちょっと読みます。メディアを有効に活用し和歌山県の魅力を長期的に発信したことで国内外での認知度が向上し、誘客促進につながった。ほんで、国内向けで1,301件、海外向けで208件、こう指摘されております。そして、ゴールデンイヤーの効果、平成25年の伊勢神宮式年遷宮、そして同26年の世界遺産紀伊山地の霊場と参詣道登録10周年、同27年の高野山開創1200年と、観光振興の契機となる催しが続いたと。3年間をゴールデンイヤーと位置づけて、集中してメディアや旅行業者を通じ全国に和歌山の魅力を発信した。ということで行ってみたいと客も集まってきたと、こういうふうに言うてるわけですね。ところが、残念ながら、町長は6月の議会のときに1700年祭のことも言われました、1300年祭も。私も言いました。だけど、残念ながらこの中にはその紹介ないんですよ。この中には紹介がないんです。そして、私は、だからそういう意味では本町の情報発信はおくれてる、この取り組みが準備されたことの反映だと思うんですけども、町長、違いますか。どうぞ、ちょっと答えてください。情報発信がおくれてること。取り組みの準備がされていないこと。

○議長（中岩和子君） 観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） お答えいたします。

1700年につきましては、もっと早く準備をして情報発信等していきたくはございましたが、那智大社の人事の関係もございまして、打ち合わせ等々おくれた関係でこのようにおられてございます。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） 町長の口からも出てきたのは、1700年祭は6月に入ってからです。だから、そういう情報発信のやっぱり認識がおくれてるんです。前回でも言いましたけども、100年に1度のチャンスでしょ。これをチャンスにできない観光行政、どこに問題あるんですか。ちょっと町長に聞きます。だから、そこらのパイプが詰まってんの違いますか。

[町長寺本眞一君「今の言い方おかしいんちゃう。パイプ詰まったあるってどんなことな。パイプ詰まったあるてどういうことや」と呼ぶ]

あ、もういいです。はい。

○議長（中岩和子君） 津本君。

連携が悪いという。

○10番（津本・光君） うん、連携が悪いという意味ですね。

○議長（中岩和子君） パイプが詰まっているところが町長にはちょっとわかりかねるようなので、そのことについて。

○10番（津本・光君） はい、わかりました。ちょっと丁寧に言います。

そしたら、その1700年祭を迎えるに当たっての予算もやっこの議会で、今議会で出されたわけですね。だから、4月当初から組まれていない、情報発信がおくれている、そういう準備ができていない、だから予算化されてないんですよ。ここで予算組まれたのは、一般予算では組めないですよ。どこが組むんですか、町長、この予算は。一般予算では、町長に聞いてるんです。

○議長（中岩和子君） 観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） 予算のほうは当町から観光協会への補助金として予算計上させていただいてございます。

以上です。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） そうなんです。一般会計では組めないんです。何でかというたら、宗教的行事だから。そうですね。だから観光予算で組むんですよ。だから、そのの仕分けをきちんとしておかないと。だから、その間の連携がやっぱりできていないんです。だから、慌てて予算を出さないかんとということになるんです。今議会でやっど予算出されました。しかし、1700年に当たっての予算350万円でできますか。ほで、これもしかかもあと半年分のだけですよ。観光協会が中心にならなければ予算措置ができないわけだから、本来ならばもっと特別枠を組んでやらないと僕はおかしいと思うんですよ。

町長自身ちょっと聞きますけど、この1700年、1300年があるのを知ったのはいつですか。ほんで、それ以降、この6月議会以後、関係する会合持たれたのは何回ですか。町長に聞きます。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 知ったのは去年に知っております。その関係で前宮司の朝日宮司とはいろいろな意見交換はしております。そういう中で、ことしの1月に朝日宮司が引退を表明されたということがございます。そういう中では、次の宮司が決まるというのが3、4月ということで、4月になって早々に私も宮司に面会に行きましたけども、着任は4月の中ごろということでございます。そういう中での連携というのは十分に進めていこうと思いましたが、なかなか主体になるところがそういう状況でございました。我々としても350万円で少ない多いというのは、それは費用が多かろうが、大きい費用でやるのも、小さい費用でやるのも、それは効果としてどれだけの努力をするかということは、関係機関、関係者がまたそれに知恵絞っていただくというのがその本筋じゃないかと思っております。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） この間、私一般会計予算の質疑のときにも聞いたんですが、この予算そしたら何にどれだけ使うんですかと、どういう取り組みを考えてるのか言うたら、ポスターの作成に50万円、テレビの宣伝に300万円、そう答えられてるんです。これが予算の内訳です。そしたら、単なる宣伝の取り組みですね。これは僕、世界遺産という名前、結局、失礼な言い方かもしれんけども、おんぶにだっこという、そういう取り組みにならないか、物すごい疑問

です。そして、どのようにお客さん迎えるかに当たっては、やはりいろんなところに働きかけをせないかん、来年への準備に向けて。来年からですよ、もう1700年。そうですね。1月からスタートするわけでしょ。そしたら、旅行業者等へのエージェントのこういった依頼にも行かないきません。だから、来年早々で間に合いますか。そういう予算組まれてないんですよ。

○議長（中岩和子君） 観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） お答えします。

予算のほうは確かにポスターの制作とテレビの露出について計上させていただいております。議員おっしゃいますようなエージェントに対するPR、情報発信等々は、常に協会とも連携いたしまして、各方面に出かけたときにいたしてございますので、エージェントのほうもかなり興味を持っていただいております、早い段階でそういうメニューをつくっていただければと考えてございます。

以上です。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） だから、ここでも和歌山県の紹介されてますが、やはり集中してメディアや旅行業者を通じ全国に和歌山県の魅力発信した、ここにあるわけですね。だから、うちらも当然そういうことを考えていかないかんです。ここでは、まだ続く和歌山ブームとなっているんです。そしたら、ここにきちんと乗せていくことが僕は大事だと思うんですよ。今後も持続させるため、さまざまなキャンペーンを実施する。だから、ここにしっかり乗せていくことが大事だと思うんですが、そういう案はまだ出されていない。

そこで、私この間ちょっと気になって見たんですが、今の町の観光行政、これ見てみますと気になることが結構多いです。これは、ほいで私たちが感じてるんかなと思ったんですが、いろんな人からやっぱり聞きます。それは、観光への取り組みと係ってるのはもちろんなんですが、高速道路建設が観光の取り組みで非常に比重が置かれてるんじゃないかというような気が物すごいするんです。これは先日、自民党の幹事長の二階さんとこへ要請に行かれた、この記事が出てました。6月ごろにも新聞報道で鶴保国会議員に要請行動に行ったと。2回行ってるんですね。この中では串本町も含めて、太地と串本間の早期実現を要望に行ってるんですね。しかし、ここには串本町長入ってないんですよ。こういうのは、普通入りますよね、行政は。これちょっと疑問思ったです。紀伊半島早期つながりは、先ほど言いましたように、串本町も入るのは当然。ほんで、8月の同じ時期、ちょっと早いですが、8月の初めごろに、これ近畿自動車道紀勢線建設促進協議会ですか、ここも行っておられますね。本来僕はここが中心になるべきではないかと思うんですが、この促進協議会、今年度に入って7月には和歌山市に要望活動に行ってるんです。そして、8月にもまた国へ行ってるんです。だから、この関係でいきますと、連続して3回ほど続けて行ってるんですよ。那智勝浦町は其中で数カ月で2回東京への要請行動。そして、昨年10月ごろも行ってる。それほどまで行かなければこの道路建設は進まないものなのか。それちょっと非常に疑問出てきます。東京まで大勢で行くことになると、やっぱり費用も相当かかります。そして、そこで私はちょっと気になったんです

が、高速道路関係の建設促進協議会というのが3団体ある、期成同盟会ですか、1つあります。そして、50万円、100万円の補助金が出てるんですが、そういう団体があって、それでこの当町では、那智勝浦町では高速道路をつなぐ建設促進那智勝浦協議会、こういう団体に50万円の補助が出てるんです。これ聞きましたら、どこが中心になって呼びかけられたんでしょうか。ちょっと建設課長に聞きます。

○議長（中岩和子君） 建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君） お答えいたします。

議員からおっしゃいました高速道路をつなぐ建設促進那智勝浦協議会、これにつきましては、行政だけでなく、地元の声を、それと熱意を国土交通省並びに地元選出国會議員に届けるために、平成26年度から発足しております。参加団体につきましては、みんなの高速道路建設促進女性100人の会を初め自主防災並びに観光協会、くろしお商工会等々全部で24団体が参加して、地元の熱意を国土交通省並びに地元選出国會議員へ届ける要望書を持って協議を続けております。これにつきましては町のほうから50万円の補助金をいただいております。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） 私、前も、先ほども確かめましたが、この団体はいわゆる女性100人の会が中心となって呼びかけたというふうに聞いたんですが、間違いはないですね。

○議長（中岩和子君） 建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君） はい、議員御指摘のとおり、100人の会を中心に、先ほど言いました24団体の方が賛同していただいております。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） そしたら、済いません、100人の会の方、100人の名簿をきちんと提出されておりますか。ちょっとお聞きします。

○議長（中岩和子君） 建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君） 発足当時に会長並びに100人の方の名簿をこちらのほうへいただいております。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） 初めてのころに、そしたら100人の会の名簿が出されてるわけですね。それに基づいて補助出されてるんですね。もう一回お聞きします。

○議長（中岩和子君） 建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君） いえ、これは高速道路をつなぐ建設促進那智勝浦協議会という団体に対しまして町のほうが補助を出しております。その協議会に女性100人の会を初め24団体が賛同して、協議会全体では24団体でございます。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） 私、こういう運動に個人が加盟をされて、そして中心になってる、だか

らこの団体の方が一生懸命にやってくれてるのわかりますが、中心になってる方ややっぱり100人の会の方ですよ。そしたら、私、この個人の、個人加盟で集められた会の団体に、中心になってる運動に僕はやっぱり税金が投入されるというのは非常に問題を感じるんですよ。補助というのはやっぱり税金ですから。だから、あくまでも中心になって呼びかけた団体が例えば別のところには、ここにありますが、ほかの近畿自動車道期成を呼びかけられたと、そこに出されていたと。そしたら、そのときにそれに対してそういういろんな個人の方が個人的に頑張りますということに応援されたというならわかるんですよ。けども、個人の方が中心になって呼びかける団体がそういうところの中心になっていく、僕はちょっとこれは税金の使い方としてはおかしいんじゃないかと。私いろいろ今までも住民運動に参加してきましたけども、税金によって支えられてる住民運動でないですよ。だから、そこはきちんと仕分けをしてほしいなというふうに思います。だから、私は高速道路を否定しませんけれども、そういう運動も必要だし、これもされたらと思いますが、そこらはきちんとすべきじゃないかなと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（中岩和子君） 建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君） 高速道路推進のための協議会はたくさんございまして、ほかの団体につきましては全てが行政の団体でございます。したがって、この高速道路をつなぐ建設促進那智勝浦協議会のみ民間団体ということで、地元の熱意を東京に届けるための、それが大きな目的でございまして、そのために町から50万円の補助金もいただいて、なおかつ自分たちで集めていただいたお金も収入のほうへプラスさせていただいて、決算報告等も受けております。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） 行政の団体だから町としての補助金は出せる、この筋だと思うんですよ。けども、個人の団体が中心になった場合には、これちょっと事情違ってくる。ほど、私は、こっちは当地ではそもそも当然高速道路が必要なものは、これは重々わかります。けども、例えば大阪のほう行ったら高速道路に反対する会もあるんです。そこで運動いろいろされてるんです。だから、やっぱりいろんな問題が絡んでくるからこそ、こういう運動していくときにはもうちょっと丁重にやっていきたい。だから、そこらのところは、次進められるときは、もう進みますから、それについてはあえて言いませんが、次のときはもうちょっと慎重にやるべきじゃないかというふうに思います。

そして次ですが、先ほども話が、自動車道が延伸してきた関係で、ただでさえ日帰り客が増加してるんですね。日帰り客も私は必要だけれども、そっちにシフトを変更してしもうたら余計に大変になってくる。さっき町長に聞いたわけですが、日帰りのお客さんというのは、勝浦に来たら家へ帰られることを日帰りのお客さんと言うてるんですか。ちょっとそれ聞きます。

○議長（中岩和子君） 観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） お答えします。

議員おっしゃいますとおり、日帰りのお客さんというのは、来て、そのまま家に帰る方と、また最近はやりのキャンピングカーとか宿泊というか、駐車場とかで泊まったお客さんについては宿泊客数に数字が上がってきませんので、そちらのほうもカウントされるかなあとは思ってございます。

以上です。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） そうしますと、ちょっと僕はその見方おかしいと思うんですよ。日帰り客で勝浦に寄ったけども、次例えば白浜行って泊まったらどないなるんですか。うちでは日帰り客になりますよ。その人たち、もし白浜やと、これ結構最近ふえてますよね。ここ素通りして行って、そして白浜か伊勢で泊まります。これも日帰り客ですか。ちょっとお聞きします。

○議長（中岩和子君） 観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） お答えします。

議員お尋ねのお客さんにつきましては、当町のカウントといたしましては、宿泊いたしませんので、当然日帰りということでカウントされようかと思えます。

以上です。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） だから、高速道路の延伸の、自動車道の延伸の関係で、やっぱりそこは気をつけていかないかんと思うんですよ。そやから、やっぱり1700年、1300年のイベント、こういうとことしっかりやりながら宿泊客の増加につなげていく、これが大事だと思うんです。高野山や和歌山市はこの1200年の取り組みで大幅に宿泊客ふやしてますよね。前にも言いましたが、高野山、本宮、たしか160%ぐらいです。那智勝浦町はやっぱり三拍子そろった観光地ということで売り出しされてるわけですね。これは、この間、どこがやったんでしょうか、ちょっと主催がはっきり書かれてないんですが、私もできるだけ資料は残していこうと思って置いてるんですが、水産業の活性化と地域おこしという話の中で、その有名な先生が、呼ばれた先生が、これ公益財団法人世界自然保護基金ジャパンというところから講師派遣されてるんですが、熊野那智大社を初めとする文化、歴史的遺産や観光資源、豊かな地域の中で、なぜか漁業には光が当たっていないと言いながら、ほど講演会ではまちの潜在能力と既にあるものをブランド化していく方法や国内外に発信していく必要性などが説かれたということで、とれとれ市場の紹介や、黒潮市場で行われてるマグロの解体ショーの問題、そういったことが紹介されてます。だから、そういうふうにして、やっぱりほかのところは宿泊客を迎えるために必死になってる。ほいで、那智勝浦町は三拍子そろってる。けども、その三拍子そろっていない、例えば串本や新宮市、こういう条件の厳しいところはやはり必死になって人を集める努力をされてるんですね。例えば串本町、夏休みは望楼の芝を開放して、キャンプ場にして集客に必死になってますね。これ昨年度より、あの暑いところでようやれるなと思うんですが、やはりそれでも4割の増加です。ほんで、橋杭岩の海水浴場、これも15%増です。橋杭岩の海水浴場の駐車料金、これ町長幾らか知ってますか。1,000円ですよ。ここは、うちは500円です。それでも、

昨年度比べて15%増だというんです。新宮市、これ8月の中旬に、暑いさなか、3日間にわたって国内外から観光客が来た、その人たちの動向調査を行ってるんです。3日間ですよ。これは観光協会が委託をするわけですね、どっかの業者に。そして調べてもらう。そら職員少ない中で調べるの大変ですから。だけど、ここでそういうときに調査を行う。僕は何を行うにも、やっぱり調査は必要だね。なぜかといいますと、これ観光客のニーズをつかむことができるわけですね。そうすると、そのときには生きなくても次の年に生きてくるんです。打つべき手、アイデアが生まれてきます。これもちょっとそういう点では、ああ、串本なんかはよく頑張ってると思うんですが、例えば7月31日、オーシャンアローの20周年記念式典がやられてました。町長は新宮へ行かれましたね。新宮でやった。ほで、出発は田辺と新宮で行われたわけですが、串本町はここで駅関係者と観光協会が手づくりで歓迎のプラカード、横断幕つくって、鉄道愛好者を呼んで、歓迎、祝福の取り組みしてるんですよ。うちは観光行政のその中で、ここでは中心になるところでありながら、そういう取り組みはできてない。やっぱりいわゆるそういう観光行政に対する姿勢の問題が僕は出てくると思うんですよ。そこ取り組みの違いですね。やっぱりどう受けとめるかは考えていかないかんと思うんです。

そこで、ちょっと別の角度で質問しますけども、町長は例えば夏休みの海水浴場、ことしエアスライダー設けました。去年に比べてどのぐらいふえたか減ったか。ほんで、どのぐらいエアスライダー使われた状況がとかというの、ちょっとそういうのもし知ってますか。知ってたら教えてください。

○議長（中岩和子君） 観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） お答えします。

海水浴場の関係でございますが、前年に比べまして98.2%ということで若干の減となっております。

そしてまた、エアスライダーにつきましては延べで1万749人、そして子供用の無料のエアスライダーにつきましては1万3,861人の利用があったものでございます。

以上です。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） このエアスライダーに参加されてる方、やっぱり旅館に泊まって行かれる方もたくさんいます。旅館のほうではそういう紹介もして誘客を行ってますね。やっぱりシーズン、シーズン、それぞれの大事なときちゅうのは、トップはそういうところの状況というんですか、情勢をしっかりとつかんでいくことが僕は大事だと思うんですよ。そこらが物すごい、この間ずっと見て、いろいろ欠けてるなというふう思うんです。その点、数字でつかむところはやっぱりしっかりとつかんでほしい。そらさっきの観光客の宿泊数も同じです。曖昧に思われるという言葉で表現はやっぱりするのは避けるべきだろうなというふうに思います。その点、私太地町の町長いろいろ話しましたが、あの人は数字でみんな言いますわ。これは何人何人とか言いますよ。だから、そういうことを情報しっかりと掌握して、そして打つべき手を打っていかないと、やっぱり後手に回ったり、取り組みが弱くなったり、こういうふうになっ



ていくと思うんです。

次ですが、具体的でない、先ほど言いましたように、行政は進まないわけですが、観光行政で最も私は大事やと思うんですが、情報発信ですね。先日、私、きょうは持ってないですが、串本町がJAFと観光協定を結んだ、こう聞いたんですが、那智勝浦町の取り組みはそういうのありますか。ちょっと町長に聞きます。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 串本町よりも早くJAFとの提携はしております。議員おっしゃるように、行政が全ての責任の名のもとによって誘客ということはなかなか難しい。そら関係業者がいかにかアイデアを生かすかという部分も含めて検討していかなければ、何もかにも、議員のおっしゃるようであれば、行政が全てを仕切って、それを押しつけていかなければならないような観光行政ではなかなか開けて進めていくことはできないと思っております。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） 私、観光行政が全てを掌握て、だれどもトップの姿勢として、あなたがここに掲げた以上、少なくともそういう大きな問題についてはきちんと掌握すべきだと言ってるんですよ。その上で、できてなければ各部局とやっぱり相談しながら進めていかないかん、ええ知恵を出し合わないかん、そこだと思うんです。ところが、町長は今、JAFとの協定結んだというの知ってましたけども、それも前から知ってたんですか。最近ですか。ちょっとお聞きします。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） それは私が調定しましたので。

〔10番津本・光君「はいはい、ならば結構です」と呼ぶ〕

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） だから、そこが問題です。これ私調べたんです。これJAFとの協定です。ここに書かれてる紹介、めくったら、インターネット開いたらわかりますが、ここで紹介されているやつ、いつのかわかりますか。ここに、コースはこちら、那智勝浦町のコースはこちら、と書かれてある。女子力アップ、那智勝浦町のパワースポット巡り、一日日帰りドライブ、これ出した情報発信、2013年ですよ。それ以後とまってるんです。ここに2つ書かれてます。2つ書かれてますが、同じようなんです、同じ日のコースです。それだけがあって、あとほかないんです。

もう一つ私が驚いたのは、これによって特典が出ますよね。その特典の有効期間、記載事項いつになってると思います。これ平成25年6月30日ですよ。これがこのまま放置されてるんです。もう既に特典が終わった時期が放置されたままで、そして変更もされてない。だから、情報発信がないに等しいんです。ここJAFは全国で1,855万人、会員ですよ。ほんで、串本町はここに情報発信しようと必死になってるんです。うちはこの間1回出た切りで、入ってないんですよ。これ先ほど町長が自分で示されたやつが、そしたら中身覚えてるはずですから、どういうことがされてるんか、それつかまないかんですね。だから、そういうことで、もうこ

れしっかりこういうの見て、もう一度。

ほでもう一つ、情報発信のこれ町勢要覧です。これ最近のいつ発行されましたか。町長に聞きます。はい、もういいです。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） これ刊行されたのは、発行されたのは平成23年3月です。5年前です。

この間、総務課行って課の人に、あなたこれ改訂する予定あるんですか言うたら、わかりません。平成23年のやつですよ、情報が。これがそのまま掲載されてるんです。これ那智勝浦町の町勢要覧です。私これ見て幾つかびっくりした。これは町長の公約にもありますが、歴史、文化を大事にする、こう書かれてるんですね。しかし、これ道の駅の写真もあります。ここには農産物の直売所と丹敷の湯は紹介されてるんですが、世界遺産情報センター、こういった紹介は一切ないんですよ。これマップにもありません、世界遺産情報センターの紹介は。世界遺産が登録されたまちでしょう。そこにはないんですよ。そして、この中に那智の浜、どういうふうに書かれてるか。歴史と文化遺産の、私やっぱり気になるからできるだけ目を通そうと思って、集めたやつ見るんですよ。歴史、文化遺産の那智山、那智湾の海浜レジャーや変化に富んだ海岸などの魅力を核にしと、こうなってるんですね。那智山、那智湾、海浜レジャーだけなんです。補陀落渡海の紹介も何もない、これにもない、マップにもない。あるのは、ここにある補陀洛山寺だけですよ。だけど、この補陀洛山寺見ても、これ失礼ですよ、観光客がこれ見たとき探さないかん、どこにあるか。矢印1本入れたら終わりでしょ。そういう親切さもないんですよ。ここに神聖な地は今何を語るのかということで、これは尼將軍供養塔紹介されてるんです。私もええっと思いつつながら見たんですけども、どこにもないんです。これそのままずっと放置されてるんです。これで情報発信と言えますか。ちょっと町長に聞きますわ、あなたに。一番最初、町長の挨拶でやっぱり載ってるんですよ、ここに。だから聞くんですよ。

○議長（中岩和子君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 町勢要覧に対するお尋ねかと思えます。

町勢要覧につきましては定期的に作成をしていくべきものでございますけども、作成のタイミングもございます。そして、今の町勢要覧につきましては、ちょうど23年の台風の災害の前に作成をしたものかと思えます。当時、情報センターにつきましても、東北の震災のときにちょうどオープンをしたような状況でございまして、その中にも入ってないような状況となっております。その後、本町につきましても9月に災害があった関係もあって、作成のほうまで至ってない状況かと思っております。議員さんおっしゃいますように、情報については常に新しいものを載せていきたいと思っております。

以上です。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） やっぱり昔から言うのは十年一昔と言いますが、もう今の時代、3年、5年たったら情報大きく変わってきますよ。そういう意味では、自分たちが出した情報発信はきちんと見ながら精査をしていかないかんと思うんです。そういう意味では、もう少し丁寧な

やっぱり対応をしていく必要があるんじゃないかなというふうに思います。

それとあわせまして、その情報発信で大きな役割を果たすのは、僕はやっぱり道の駅だと思うんです。僕らも全国車でいろいろ回ったときに、その都市行けば、まず道の駅入りますね。そこでトイレ休憩をとりながら、そのまちの情報を集めます。ほで、道の駅を利用して、そして利用しながら、そのパンフあったらパンフ持ったりしながら自分の行きたいことを考えてますが、ここの那智の道の駅はそういう情報発信の場になっていないと。ここにしっかり着目していかないと、僕はこれから大変なことになると思うんですよ。太地、あそこの道の駅、橋杭は、前からいつも、平日でも結構いっぱいです。だから、そういうところに道の駅がとられて、そして情報発信がそこからとられてきますと、やっぱり那智勝浦町は素通りの観光地になってきますよ。そこらはしっかり見ながら頑張っていけないといけないと思います。

ほんで、そういうことでの宿泊、その点ではやっぱり大辺路、中辺路のこの中継点、そして世界遺産情報センターもある、こういった施設をもっとアピールすることが僕は大事だと思うんですが、見るところをできるだけ多くして宿泊をしていかないとできないと。そのためには、やっぱりうちだけじゃなくて、単独ではなくて、ここらはいろんなことが、最近人口減少もありますから、広域でやっています。だから、観光もやっぱり新宮、太地、串本、古座川、こういったこととの広域連携で視野を広げて取り組みをしていかないと大変だと思います。そうしないとやっぱり宿泊はふえないし、そして勝浦での宿泊客がふえれば、勝浦から太地行ったり、新宮行ったり、串本行ったりというコースが出てくるでしょう。やっぱりうちが元気になることがみんなを元気にする、そういう中心点であるという私たちは自覚を持っていく必要があると思います。

そういう点で大辺路ルート、いよいよ世界遺産にこの10月から登録されることが見通されていますが、この大辺路ルート、前に私熊野古道のやつの地図もここで紹介したことあるんですが、那智勝浦町としてこの大辺路ルートの具体的な取り組み何かあれば、考えてるようであれば教えていただきたい。これは教育委員会のほうですかね。済みません。

○議長（中岩和子君） 観光関係やさか、大辺路ルートの関係、何か。どちらが答えてくれますか。

教育次長下君。

○教育次長（下 康之君） 教育委員会のほうからお答えいたします。

大辺路ルート上の峠等、今現在史跡になっているところが10月の世界遺産委員会等で世界遺産に登録される見込みになってございます。登録された際には、この状況を町民の皆様幅広く周知する必要はあると思います。そういったことで、教育委員会内でも例えば写真展であるとか、そういったことはできないかといったことを今検討しております。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） ぜひ早急に対応していただきたいと思うんですが。

それと、世界遺産とやっぱり文化の関係で見ますと、これ新宮市でやられた補陀落渡海と巡

礼、これ本来うちがやらないかん講座です。これは新宮市でやられてるんです。だから、やっぱりこういう取り組みはうちでは、これは市民大学ですから、向こうの。だから、そういう中で、これは本来うちがやらないかんもんだと思うんですよ。そういう点では、勝浦ちゅうのは日本、世界ジオパークにも登録されているわけですから、そういう点でリピーターをふやしていく取り組みもせないかんだらうというふうに思います。ぜひいろんな点での改善策をやっぱり考えていきたいというふうに思います。

そして、そのときに、那智の浜ですが、私いつも言うんですが、やっぱり汚れたままですね。この間聞きました。海岸漂着物回収処理事業ということで200万円の予算入ってるんですが、聞きましたら、那智の浜の分は半分だと、100万円ですね。100万円で、例えば僕は年間で見たらやっぱり那智の浜をきちんと管理、最低でも4回ぐらいはきれいにせんといかんと思うんです、シーズン前とか、そういうこと考えていきますと。いわゆる旅行客、観光シーズンを迎えて、そういうことも考えたときに、4回ぐらい必要だと思うんですが、これ多分100万円では1回ぐらいで終わるんちゃうかなというふうに思うんですが、そこらはどうなんでしょうか。

○議長（中岩和子君） 観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） お答えいたします。

海岸漂着物につきましては、漂着した流木等の量によって委託料というのは変わってこようかと思いますが、1回ないし2回はやれるのかなあとは思ってございます。そしてまた、観光シーズンの初め、春ごろとかにも1回やればよろしいんですけども、そちらにつきましては、この補助金についてまだ確定しておりませんので、この補助金では対応できないということで、ほかのでき得るものがあれば、何か見つけることができればやっていきたいなあとは思ってございます。

以上です。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） もう年初め、年末年始のときになったら那智の浜、結構、人、特に年始のときはたくさん集まってきます。やっぱり必要なシーズン、その迎えるに当たっては、ぜひ那智の浜、やっぱり世界遺産の中継点として大事な、補陀落渡海の海ですから、そういったところはやっぱり自然を守ると、自然を大事にすると、そして観光、歴史、文化を大切にするという点で丁寧に対応させていただきたいなというふうに思います。

そして、そういった本町の観光行政を進めていく上で中心になるのは観光産業課だと思うんですが、この観光産業課に私もちよくちよく寄せてもらいますが、農林水産業、全ての産業抱えての仕事ちゅうのは僕は物すごい大変やないかなと思うんです。そういう点では下手、下手をすればというよりも、そんだけの産業抱えながらやってたら、二兎を追う者は一兎をも得ずで、結局具体的な取り組みが十分されないままに毎年毎年過ぎていくんじゃないかなという気がします。そういう点では、観光産業の行政の推進については、観光産業課と観光協会、これがやっぱり車の両輪になっていかないかんと思うんです。しかし、今パターンが感じられない

部分がちょっとありまして、気になってるところがあります。できたら分離のほうは、これ後でも言いますが、考えていただきたいというふうに思います。

そこで、ちょっとこの間取り組みで気になることがあります。その一つに、和歌山県の土砂災害啓発センターの竣工式があつて私も参加しましたが、これ観光協会のほうから資料で、このチラシを全国の議会に配ってほしいという申し入れが事務局にあつたんです。事務局のほうは、これ発行元というんか、問い合わせ先は観光協会だけで、この役場の紹介もされていないので郵送はできないと、こういう回答したらしいです。そしたら、再度観光協会のほうが来られて、事務局に抗議に来られたと。やっぱり本来観光行政を進めていくに当たっては、行政と観光協会、これ一体になってやらないかん問題で、抗議する、されるという問題では僕はないと思うんですよ。私これ見ました。そしたら、これ表紙、土砂災害啓発センターてなるんですが、和歌山県がないんです。ほんで、ぱっと見ると、裏を見回しますと、名前出てくるのは観光協会です。だから、ぱっと見ましたら、これ観光協会がつくったチラシなんかと。これ費用どのぐらいかかっているんかどうかわかりませんが。ほで、裏面は観光マップです。-----  
-----ほで、この啓発センターについては、あくまで啓発が目的であつて、観光目的で出すものではないと思うけどなど、こういう話もされておりました。私、ちょうどそのころに、これ熊野新聞に記事が出ましたですね。その土砂災害啓発センターの所長の話です。ここで言われていることは、これからしっかり活用していただきたいと。しかし、一方で課題も多くあると。展示に関しても、災害を見せ物にするのは違ふと。余りに衝撃的なものを展示するのはそぐわないこともあると。特に観光地が近く、物見遊山で来ている人も立ち寄ってくれているので、今は試行錯誤の状態だと。地元の意見や反応見ながら対応していきたい、こういうふうに書かれておりました。私も、だからそこらはちょっとこういうもの発行する場合でも気をつけなければならぬんじゃないかなというふうに思うんですよ。だから、防災とかが、役場がこういうことを全国に発送して、そしてこういうものができましたと、ぜひ視察に来てくださいと。その際、観光に当たってはぜひ観光協会に紹介しますので、そちらでいろいろ観光の行事を組んでくださいというふうに僕は紹介すべきだと思うんですよ。そういう点で、これ出されたときに町長がどう思われたんか僕は知りませんが。ほで、後で議会のほうでも言いましたわ。議会のせめて町長等の挨拶ぐらい載せなあかんのちゃうんかということで、当日には町長の話も、挨拶も出てましたです。だから、本来ならここに載りながら全国に発送していく、そして那智勝浦町の役場の名前もある、これが僕は普通だと思うんですよ。そういう点ではぜひ、こういう取り組みをされる場合には。結局、これは観光行政、観光協会と観光産業課の間でのパイプが僕は十分とれてなかったんじゃないか、連携がとれてなかったんじゃないかというふうに思います。

次に、もう時間の関係が、ちょっとしゃべることになって申しわけないですね。啓発センターでもう一つあるんですが、これは8月30日の毎日新聞です。ここに町長の「5年分の涙、今注ぐ」ということで、記念植樹の件が紹介されてます。私は、災害で御家族が亡くなられたことに対しては、本当に心からの哀悼の意を表しますし、そして家族の御冥福をお祈りしたいと

と思いますが、このときにちょっと私疑問に思ったんです。私、私だけかというたら、これいろんなところで聞くんです。ここにはやっぱり町長の娘さんの、娘追悼の桜植樹というのがあるんですが、そして町長の思いも紹介されています。だから、そのときに、もし災害で亡くなられた方、まだたくさんおられます。記念植樹を考えるのであれば、そういった人たちの分も含めて考えるべきじゃなかったかというのを後になって思うんです。そして、あと聞きました。そしたら、観光協会の元職員やったという位置づけでしたということも耳にしました。だから、ここには外国の方も一緒に記念植樹されてます。元観光協会の職員さんという位置づけでいくのであれば、観光協会で亡くなられた職員さんで亡くなられた方、この方も考えていかないかんだろうし、記念植樹としては全体としてこれ町長どう受けとめられたんかなという思いがあるんです。

竣工式に当たっての記念植樹だけなら何とも思わないです。そこに記念のセンターができたんで桜の木を植樹しますと、こうなるわけですから、それはいいと思うんです。しかし、この公的な場に、土砂災害啓発センター、これは国と県が中心になってつくった、土地は町が提供したという公的な施設の敷地に個人の名前を入れたり、私的に使用することになったら、私はちょっと違うんちゃうかなと、問題は違うんちゃうかなというふうに思います。だから、植樹に対して個人の名前で書かれたプレートの設置は普通はやっぱりすべきじゃないだろうと。これ私おとつある方に言われましたです。災害との関連で記念植樹をするのであれば、やっぱり街道に亡くなられた人の分を植えるとかということで、その本数分の植樹をする。それがまだ啓発センターの敷地内やったらわかります。だから、そこらのことをやっぱり町長は問題ができたときに、この記念植樹の話が出たとしても、行政のトップに立つ者はやはり周りの人たちのことも考えて、僕はこのようにならないように気をつけていただきかったなというふうに思います。これは家族の方のいろんなことも、ほかにも亡くなられた方がおりますので、記念碑も立てられて、そして慰霊祭も毎年行われております。だから、こういう記念碑が立てられてるにもかかわらず、町長はそういうことで個人の名前でされたということについてはやっぱりいかなもんかなというふうに思います。

ちょっとそこらは町長の個人としての見解も聞きたいし、そしてこれは読売新聞に載ったやつですが、同じ那智勝浦町の一町民が家族を亡くされました。母を兄を失った姉妹ということで紹介されています。ここで言われてますのは、家族が生きたくあかしを残したい。安谷さんの長女朱里さん——と言われると思うんですが——からの提案で、ことし2月、実家の跡地に1本の桜を植えた。鹿や猿に荒らされないように、幹の周りをネットで囲った。春には数輪の花を咲かせたという紹介なんですよ。僕は、個人的にするのであれば、やっぱりこういう形ですべきであったろうというふうに思いますが、そこらは今後、周りの状況をやっぱり町長としてやっていく場合に何がいかということを考えながら、周りの人もおりますので、行動していただきたい。そうでないと、やっぱり町政のかじ取りはできないのではないかとこのように思いますが、ちょっと町長の意見を聞かせてください。

○議長（中岩和子君） 建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君） お答えいたします。植樹について再度説明させていただきます。

那智勝浦町観光協会会長より町長に対して、大門坂駐車場花壇によみがえれ那智街道構想の観光植栽事業の一環として桜2本の記念植樹をしたいとの占用協議がありまして、条件をつけ占用を許可しております。観光協会では、よみがえれ那智街道構想として、既に那智山青岸渡寺、浜ノ宮補陀洛山寺等への観光植栽事業を行っているとお聞きしております。今回もその一環である事業と認識しております。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） それならば、やはり街道のところに亡くなられた方の分をすとかという事で僕はすべきだと思うんですよ。だから、それを中心になって進められた方も多分そういう気持ちもあってだと思うんですが、逆にこういう形で報道で流れてしまいますと、何で町長だけというふうなこともやっぱり声としては聞きます。だから、そこらはしっかりとした町政側の行政側の、今建設課長言われましたけども、僕はそれであるならば、街道筋につくればいいし、そして記念センターの中でするんであれば、桜の木だけその本数植えたらええんじゃないかなというふうに思います。

時間もありますので、次に行きます。

○議長（中岩和子君） もしそれに答弁があれば、答弁してください。

○10番（津本・光君） うん、町長のほうでもしありましたら言ってもらっていいですよ。

よろしいですか、そしたら。

○議長（中岩和子君） いや、津本さん、座って、あれです。

町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 私は、観光協会の会長からいろいろなそういう趣旨のもとで、今建設課長が言われたとおりの趣旨に賛同して占有を許可したものでございます。

ただ、私個人としても、災害のところに、残った畑のところに山桜の苗木を1本植えました。しかし、管理もできてなかったんで鹿の食害に遭って枯らしてしまったんですけども、個人としてはそういう形でも植えております。今度、また機会をかえてその桜2本を植えていきたいと考えておりますけれども、これはあくまでも協会の事業の一環としての本分と考えております。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君）

-----  
-----  
-----  
はい。次ですが、そういうことの中で、私は、次に、前のときにも言いましたが、補助金制度のあり方の問題で、6月議会で質問した、一部政治家の海外視察への観光協会の役員の公費の問題、これを取り上げました。それとあわせて、再度、ここにその紹介の、これは熊野新聞やったかな、掲載で、インバウンドの拡大をということで観光協会がインドネシア訪問と。こ

れは、町長は自費で行かれてますが、観光協会の方は、役員さんは公費で行かれたということ聞いております。そして、もしこれ観光協会の公費で行かれたとなれば、この後観光協会の総会が開かれたんですが、私そこにも参加させていただきました。しかし、ここの中にはイベントでインドネシアに行かれたという記載がないんです。しかし、これはイベントのキャンペーンの取り組みの中でちゃんとあるんですよ。インバウンド対策にも力を入れ、台湾、韓国、香港のネット広告を通じ那智勝浦町をPRしました。インドネシアないんですよ。行かれた、取り組みの中にも紹介がないです。ちょっと私これは問題だと思うんですよ。あくまで、前も言いましたように、観光協会に対する補助金は5,000万円ほど出てます。だから、そういうことの中で、町長は自費で行ったやつを、そこらのところはほんまに考えていかないと、税金で仕事をするところがやはりそういった特定の政治的な立場に立った、そういった動きについてはやっぱり控えるべきじゃないかというふうに思いますが、再度町長の考えを聞かせてください。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） あの当時、私もインドネシアへ参加したんですけども、そのときの観光協会の対応としては、パンフレットとか何かというので、段ボールでだったんか、何十キロも、100キロ近い資料持ってインドネシアの——その辺は私も聞いてないんですけども——どっかのところで、日本各地から集まってきたところで、プレゼンなりそういう日本紹介の観光イベントのところに参加するために、重たいそういう荷物を持ってインドネシアへ随行していったのを見てるわけで、別にその辺が遊びに行ったとかというわけやないと私は思っております。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） そら、行ったらそういう関係で来てる人ばかりなんですよ。だから、ここでは同訪問団は自民党総務会長の二階俊博日本インドネシア国会議員連盟会長を団長とする一団でということで紹介されてる、全国自治体の首長、観光経済関係者ら1,000人以上が参加した。だけど、白浜町は参加してないんですよ。だから、そういう取り組みであれば白浜町、和歌山県下で皆やっぱり行って宣伝すべきであって、観光協会として行ったんならここにはきちんと僕は掲載すべきだと思うんですよ。それ町長はもう、太地の三軒町長も行かれてますが、やっぱり自費で行っておられる。そういうところでやっぱり補助金のあり方、ちょっと僕はいろいろと考えていかないかんのじゃないかなというふうに思います。

それから、観光行政の進め方について、行政と——さきにも言いましたけども——やっぱり車の両輪で、観光産業課と観光協会力合わせていかないかん。僕はもう絶対それは必要だと思うんです。だからこそ、観光産業課のメンバー、小さな少ない人数の中で、僕も白浜町のほうで何人いるかというの全部調べましたけども、やっぱり少ないですよ。その中で、これいろんなことやれちゃうのは無理です。だから、できるだけ分離を考えて、そして観光は観光で中心になって取り組める体制をつくっていかないと大変になるだろうと。主要産業の面で、ほかの観光地におくれをとるということで考えるべきじゃないか。

例えば白浜町、5月から商工会議所も含め、JRや銀行やら旅館組合等でいろんな団体が入



って、DMO白浜という組織立ち上げてます。これは攻めの観光産業ということで、地域一体で魅力ある観光づくりを進めようと。それ一つだと思うんですが、これパンダヴィレッジですね。こんなんつくってるんです。これはホテルとは関係ないですね、パンダヴィレッジ。それはどこの業者がするのか、これは宣伝もする必要ないんで言いませんが、要は白浜ブランドをつくりながら、そして地域一体で魅力ある観光づくり、これしようということで、パンダヴィレッジ、値段も結構しますよ。けども、こういうのも全部取り入れて宿泊客をふやすための努力をしてるんです。ワールドサファリのある白浜でこういう努力をしてるわけですから、私らももっと那智勝浦町はこのとこ具体的に考えていかないと、紀伊半島の高速道路完成したら白浜、向こうはやっぱり白浜は大阪に、都会に近いですから、白浜が観光地としてだけで、ずっと素通りされんように、そこに宿泊やとかでしっかりとめないかんということで僕はいろんな取り組みをされてると思うんですよ。そういう点では既得権益だけを考えていたらだめだと思うんですが、その点をしっかり踏まえながら考えていきたいと思いますが、いってほしいと思いますが、観光産業課の分については町長は何も考えておられませんか。

○議長（中岩和子君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 役場内の組織、関係のお尋ねでございます。

本町は平成18年に機構改革を実施しておりまして、そのときに16の課を12に統合しております。4つの課を減らしておりますが、そのときに農林課、水産商工課、そして観光課を統合してございます。十分とは言えませんが、農林水産部局の関係、そして観光の関係なんですけども、類似団体といいますか、同じような地方公共団体でどれぐらいの人員を配置してるかというのは比較あるんですが、そちらのほうでは適正な職員数というのは確保はしてございます。そしてまた、商工部門におきましては若干多い、1名多いだけなんですけども、観光に力を入れたというふうな形となっております。

もう一つ、組織を分けることによりまして人員の必要な事業が逆にできなくなるということもございまして、今のところこのような体制でやっております。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） 組織を分けりゃええということじゃなくて、やっぱり人員の確保もせないかんと思うんで。ただ、やっぱり勝浦は何といってもそういう観光の面でいうと三拍子そろってる地域ですから、ほかのとことスタンスがちょっと違うと思いますね。だから、必要な手はとらないかんと思うんです。特に来年は1700年、1300年、そういう大きな行事あるわけですから、これをメインにして来年、そして再来年、もう一つというふうにして取り組みを進めていくことを考えていかないといけないんじゃないかと思います。

この間、那智山区の区長とお話ししたんですけども、こんだけ相当、おい、観光客が減ったら、もうわしら、ここの那智勝浦町やっていけるのかなというふうには正直に彼も言うておりました。何でかというたら、先ほど言いましたように観光バスの台数が大きく減ってるわけですから、そういう意味では集客の努力をしていかないかんだろうというふうには思います。

次に、長期総合計画の問題と福祉、防災の問題でちょっと話をかえたいと思います。

6月の議会の際に新病院建設の特別委員会で、先ほども下崎議員が言いましたが、重症心身障害者の受け入れ施設を出されました。そのときに町長は、私もそのときええと思ったんですが、「断れと言うのなら断ってきますが、福祉に理解のないまちだと言われる」と、こういうに言われたんですね。僕これ聞きまして、これ捨てぜりふですよ。私は、福祉はやっぱり幸せや豊かさを意味する言葉で、全ての住民にやっぱり最低限の福祉と社会的援助を提供する、そういう理念を持ったものです。そうと違えますか、町長。先ほども質問で答えられましたんで、そうだと思うんですが、もう一度再認識聞きます。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 福祉というのは、政治的な配慮、行政のそういう姿勢というのは福祉に生かされていくべきと私は考えております。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） この福祉の分野ちゅうのは物すごく広いんです。私、あのときに、この9次総合計画、これ町長読まれてると思いますが、ここで福祉の件で何て書かれてるか。多分、覚えておられるんかどうかわかりませんが、ページ79に書かれてる障害児者の医療・保健・福祉の指針となる計画策定の検討、これがあるんで。これは先ほど塩崎さんもそれちょっと言われてましたですね。私、この問題がこれに基づいて出されてきたんならある程度わかるんです、納得できるんです。けども、そうじゃなくて、先ほど下崎議員の話、いきなりぽんと出てきたんです。その中で具体的な計画も示されていない。それに対して理解をせえて、何を理解をせえと言うのかなというふうに思ったんです。町長、だから、これ恐らく自分がやるときには、僕やったらこういうのを見ますよね、やっぱり。これをどこにやるんや。だから、これが必要なんだ。それがやっぱり長期計画だと思うんですよ。けど、そのときも質問しました。通所だけを考慮して、この答弁だったです。町長は、ここに長計があります、この問題を踏まえて、次福祉の施策どういうふうに考えてしようとしてるんですか。町長自身の考え、具体的なもんあれば言うてください。いや、町長として聞くんです。あなたがそう言われたんだから。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 当然、重度、この福祉施設、心身障害者施設については、うちが運営するわけじゃなくて、福祉事業団が運営するということで、うちで賄えないものをほかにやっていただくということはあるがたいことだと思っております。

今後は、この長期総合計画の中の福祉の分野にもありますように、弱者に対するそういうスポット当ててやるべきこと、できる範囲のことは行政もある程度やらなければならないというのは誰でも認識しているところでございます。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） それは、できる範囲のことで考えていくこと出してくださいよ、そして。出さないでしょ。だから、これだけなんです。だから、私は問題だと言うてんです。そ

のときにあなたは言うたですよ、福祉に理解のないまちだと思われる。そしたら、あなたは福祉を理解されるためにどういうふうにしようとしているか、そこを聞きたいんですよ。もう一回どうぞ。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 最近ではバリアフリー化という計画もつくりましたし、そういういろいろな面のそのときそのときの具体的な部分で問題が生じたときとか、またいろいろな障害者の方の要望とか、我々としては今あらゆる範囲の中での福祉事業というものを展開しております。それ以上のことがあれば、またそれにつけ足していける事業というものを考えておるわけでございます。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） 展開してると言うから、言えないから言うてるんです。

この提案出されたとき、私即3つのことを言ったんです。これが提案されたときに、これを考えてますか言うて。1つは、こういう施設をつくる場合に、機能訓練の施設がしっかりしてるか、整ってるか。2つ目は、医療との連携が確保されていること。そして最後に3つ目に、地域住民の理解が大切だ。この3点言ったんですよ。特にその中でも病院との連携でいえば、精神内科が必要だし、小児科が必要なんですよ。これも言うたです。だから、そういうことも含めて町長が見通しを持って言われるならわかります。だけど、この間もそうですが、通所のみを考えてるといふ一点なんです。後になって、最近になって、行く行くは入所も考えたいという事業団側の声もあります。これは事業団というよりも保健所のほうですね。という声もあります。

こういう施設を考えていく場合に、ただもうそこにその通所施設だけつくればええんちゃうんですよ。これ皆さん、私らも上富田の施設、福祉事業所を見てきました。わかりますね。やっぱり入所の施設が必要なんです。いろんな意味であります。そやけど、入所の施設が必要だからこうしますというのは町のほうとしてもないんですよ。だから、受ける側としては逆に僕はこれは不親切だと思うんですよ。だから、そこらのところを見ながらね。ただ、向こうの計画に任せてやらせたらええ、それはもう簡単に言うたら丸投げと一緒にですよ。福祉は向こうから言うてきたんだ、向こうの好きなようにやってくれたらええて、これ丸投げですよ。町としてどういう福祉政策を持ってやるんかということをお聞きしたいんです。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） だから、できる範囲のことで応援はしていきますけれども、なかなかそういうのは、議員おっしゃるように完璧なものを求めて、その予算というのはどこから捻出するかということ。うちの施設ではございませんので、福祉事業団がこういう運営をやるということであれば、福祉事業団にお任せするしかない。うちが口出してやるということはこの間に、ある程度協力は、要請があれば、できる範囲のことはやれますけれども、今現状の病院が新しくなった場合にどういう協力ができるかということも今後の課題となってこようかと思っております。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） そしたら、この間その辺の説明会みたいな関係者に対して新宮の振興局で行われました。これ町から参加したのかどうか知りませんが、行かれましたですか、新宮の振興局で行われた説明会。保護者も参加してます、事業者と。それちょっとお聞きします。

○議長（中岩和子君） 福祉課長塩崎君。

○福祉課長（塩崎圭祐君） 参加してございません。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） だから、そこで保護者に対しての説明が行われてるんです。それは行政としてはやっぱりきちんと行って、保護者の受けとめがどういうこと言ってるんかと受けとめないでだめですよ。そうしないと施策が出てこんでしょう。だから、そこを言うてるんです。だから、通所だけで、あとは事業団にお任せ。だから、この説明会にも誰も行ってないんですよ、町からは。ここに参加された保護者から私施設の図面ももらいました。ここで言われたのは、やっぱり入所、短期でもできる、入所できる施設が欲しい。これ言われたんだけど、回答がなかった。これは今後とも病院との折衝やということだけで、私ほんまにショック受けた、こう言うてるんですよ。物すごい不安やて。そのお母さん、私聞いたお母さんは子供がそういう状態で今施設のほうに入ってますから、そういうことで、できたら自分の子供もと思うでしょうね。だから、そういうことを聞いたんだけど、その具体的なあれがなかったということです。

だから、僕は、障害持ってる人が、高齢者の人たちが安心して生活できる、それがやっぱりまちとして安心してみんなが生活できる、こういうまちをつくっていくことにつながっていくと思います。そういう点では、先ほど言ったら、やっぱりビジョン持ってほしいんです。那智勝浦町、前も言いましたが、ビジョンがないという。これ太地町長、この間も出てますやん、当選した後に。大したもんですよ。10年、20年、30年先見通して、私こうしますて。ほたら、みんな安心するんです。けども、残念ながらそれはうちにはないんですよ。だから、今も言いました、お金が、予算があるんならいろんなことができますよ。あなた最初にも、一番最初するときにも言いました、予算があるんやったらいろんなこと。だから、10年計画のビジョン出さないと言っても、予算あったら何かできるけども、予算がないもんできへんと、こういう返事やったんですよ。だから、そういう点では私は今後進めていくに当たり、このビジョンをしっかりと見ながらやっぱり計画を立てていきたいと思っています。

そのときにも言ったんですが、先ほど下崎議員の質問に対して町長こういう言い方をしてるんですね。断れと言うんなら断ってきますが、福祉に理解のないまちだと言われるということについて下崎議員が言うたように、あなたの気にさわったならという言い方をしてんの。あなたの気にさわった。それ気にさわって言うてんのちゃうんですよ。問題だと思うから言うてるんで。これを気にさわったんやったらということ表現されましたが、ちょっと私町長言葉いろいろの意味で気をつけたほうがいいと思うんですよ、前のときも言いましたけども。ちょっとそういう言葉が多過ぎるんです。

次ですが、福祉で言いますと、先ほども出てきました。保育所の問題、高台へ移転してほしいという声があります。下崎議員も言うてましたです。太地町は、先ほども言いましたように、そういうビジョン持ってやってる。こども園の移転問題、先ほど答弁で、高台があれば、私に対しては、高台があったら紹介してほしい。これは行政が進めないかん問題でしょう。私が紹介する問題でもないでしょう。私そう考えたら、ああ、勝浦小学校の下に土地があるやないか、広い土地があるやろ、あそこやったら安全やな、子供、小学校もあるしと思ったけど、あそこは通学路もありますんで、関係もありますんで、そこはよく相談されてたほうがいいと思うんですが、やっぱり高台を早く解決していくことは大事です。先ほど、前も言いましたけども、新宮市はもう既に終わってます。そのときに、今回の河川の改修工事の中で、那智川のあの汐入橋の付近、かっとなんか拡張されたですね。あのことで、天満の保育所側から見ますと、川幅が広がったことで堤防が前の前に来ていたんです、目の前に。これ物すごい不安ですよ。逃げるチャンスないですよ。そうでしょ。津波来たときに。しかも、たくさんの子供抱えて。だから、これは天満区の区長さんも言われてましたけども、もう天満保育園の側から見たら、すぐ目の前に堤防ができた。これをどう考えるかということで、早くこの手だてを打ってあげてほしいなというふうに思います。

福祉の問題でいきますと、もう時間もありませんので、あと5分ですね。ここで、介護保険料の問題で私この間の会計の決算のときに言いたかったんですが、ちょっと手挙げるのが遅かったために反対討論できませんでしたがね。この間、町長は、予算がなければいろんなことができない、こう言ったんです。そのために、私国保税の問題で前に質問したときに、これを上げないと財政は破綻するとまで、そういう強弁したんです。だけど、今回、27年度の金額で1億5,000万円という金が、金額が財政調整基金に積み上げられてるじゃないですか。これ僕、大部分は国保税の値上げや介護保険料の値上げがされたものがそこに回されたと思いますよ。思うんやなくて事実です、それ、大部分が。一方でそれやりながら、お金がない。この1億5,000万円は何かというと、大型事業するときに金かかってくる。だから、そのためには支出せないかん。だから、そのために積み上げをしとくということやと思うんですよ。こういう行政の進め方は、先ほどの公約にもありましたが、僕は公約違反だと思いますよ。健全な財政言うんだったら、その上げた分は皆さんに還元していく、僕はこれが町民の負担軽減につながっていくと思います。そういう意味では、ぜひそういうことも考えていただきたい。

時間がありませんので、最後に自主防災の面だけちょっと。まだ病院建設の問題ではいろいろ言いたいこともあったんです。けども、ちょっと時間のほうが来ましたので。

自主防災、この間私も研修会行ってきましたら、自主防災の研修会で最後に、あそこの宇久井の古田会長がこう言うてましたですね、行政に対して。組織には財源がなく、資金調達に苦しんでいる。100%補助といっても、特に2割、3割、2割程度。自主防が負担しており、その費用は国に援助してもらっていると述べて、そして自主防災支援補助金と避難路整備補助金制度の見直しをお願いしたいと、こういうふうにして100%の補助を求めているんですが、私は質疑のときも言うたんですが、これ私たち町民の暮らしと安全を守るために税金を出すわけで

すね。一方、区費払ってるんですね。ここから自主防にまたお金出すんです、避難対策に。これ私この間も言いましたが、いわゆる税金の二重取りですよ。私らはみんなない中で、きのうも役員会やって、おとついでですか、役員会やってちょっと話したんですが、やっぱり財政厳しいんです。何を減らそうかと考えるんです。私とこは桜祭り減らしました、朝日区のほうはね。やっぱり財政的に厳しいです。そういう中で、やっぱり町が責任持っていく、安全・安心のまちづくりを言うのであれば、きちんと防災の取り組みに対してはやっぱり100%やったるわというぐらいの気持ちでやってほしいということを最後に。だから、ぜひ防災のほうで強化をしていくというのであれば、補助も含めて100%でやっていけるように、ぜひ町の努力をお願いしたいと、これを最後をお願いしまして私の一般質問終わります。

○議長（中岩和子君） 10番津本議員の一般質問を終結します。

休憩します。再開2時45分です。

~~~~~ ○ ~~~~~

14時27分 休憩

14時44分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（中岩和子君） 再開します。

次に、7番曾根議員の一般質問を許可します。

7番曾根君。

○7番（曾根和仁君） それでは、私の質問を始めさせていただきます。

まず1番目の質問として、熊野古道の保全に対する町の姿勢ほかと題しまして質問します。

まず最初に、二河峠の世界遺産認定に関して質問させていただきます。

今度、10月ですか、二河峠が世界遺産認定されるということなんですが、御存じのとおり、二河峠の市屋側、今造成地が、当初クリーンセンターの候補地ということで造成地ができてますが、その造成工事によって大辺路、あそこの一部が20メートルぐらいにわたって削られてるという、そのことを取り上げたいのですが、まず最初に1点確認をしたいことがあります。

今回指定をされる二河峠についてなんですが、指定される箇所はその峠の部分だけなのか、二河の入り口、その道路も街道も含んでる部分なのか、その辺が少し曖昧で、聞く人によって違ってますので、実際の認定の範囲を知りたいので、確認をさせてください。

○議長（中岩和子君） 教育次長下君。

○教育次長（下 康之君） お答えいたします。

二河峠で10月世界遺産認定の予定であります、二河の峠が一番西側としては端になります。こちらが二河の地域のほうへ行く道路、古道が二河峠全体として史跡認定されておまして、それが世界遺産に登録されるということです。

○議長（中岩和子君） 7番曾根君。

○7番（曾根和仁君） では、入り口から二河峠まで道が全て認定ということでよろしいですね。はい、わかりました。

それで、先ほど言いました二河峠の問題なんですけども、私が見つけたのは、最初、これ去年の2015年7月12日、これ毎日新聞の和歌山欄に出てたんですけども、国交省の工事によって削られた部分が非常に危険だということで載ったんですね。ただ、このときは、正直私自身もちょっと認識不足で、小さな記事で気にとめなかったんですね。なんで、この記事については、まあそうなのかなあと。その記事については特に問題なく、国交省の工事で道が削られたというぐらいの書き方だったんです。

それで改めまして、ことしなんですけども、これは地元の紀伊民報、2016年7月1日、約1年後なんですけども、ここの記事で、二河峠の近くの古道が非常に傾斜がきつく怖いと、もう非常に危険であるという、どっちかという衝撃的な内容の記事が載ったんですね。ちょうどこのときにはもう世界遺産認定が近いということで、これ私だけじゃなくて、町内の古道を守る活動されてる方ですとかジオパークの活動してる方から、非常にこれ、この記事が皆さん読まれたということと、もう既に歩いて皆さん知ってたんですね。我々のむしろ認識不足だったんですが、このまま世界遺産認定されても、もし古道があのままだったら、世界遺産のまちとして恥ずかしいだけじゃなくて、転落事故の可能性がりますよと。これでもまだ1年前に危険だと言われて国交省が直してもなおかつまだ危険な状態ということで、この紀伊民報の記事が載ったんですね。これを見ると、非常に気になるのは、そもそも20メートルにわたって大辺路が削られた理由は、これもう読ませてもらうと、なぜこれ削られたかというのは、この新聞によると、この古道は町が管理する山道、要は町道なんです。町が山道の場所を間違えて知らせた。つまり、その工事を行った近畿地方整備局紀南河川国道事務所、ここにこの古道の場所を誤って知らせたんで、要は国交省が工事するときに削ってしまったという、そういう書き方なんで、これ何か町に責任があるような感じで紀伊民報の記事は載ってるんですね。だから、これを見て、どうなってるんだと、これ町議会も黙ってたんかとか大分厳しく私質問されたんですけど、ちょっとよう答えられなんだんですね。これの真相を知りたいということで質問してもらった。要は、もう過ぎたことなんで、これを改めて、今誰か特定の建設課の職員なりをとがめるわけじゃなくて、今後と同じようなことが起こらないようにということと、世界遺産のまちということで、その辺ぜひこの真相を教えてくださいと思います。

○議長（中岩和子君） 建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君） お答えいたします。

議員御指摘の造成工事につきましては、那智勝浦新宮道路の残土処理及び新クリーンセンター建設予定地として、林地開発等の各種申請は町が行い、造成工事は国土交通省が行いました。平成25年、平成26年度、2カ年の工事でございます。敷地造成のために、ブロック積み工事によりまして、町道の一部を掘削して、機能の保全、機能をそのまま保つ工事として、もと位置に階段等で町道の施工を行いました。

議員御指摘のとおり、昨年7月に町道利用者から安全性に欠けるとの苦情があり、国土交通省が補修工事を行いました。完成後に、地元古道歩きの代表の方と教育委員会に現地を確認をいただきました。その後さらに、ことしに入りまして、平成28年6月に再度町道の利用

者から階段が壊れているとの苦情があり、8月に国土交通省が再度、景観に配慮いたしました茶色のプラスチック擬木階段、さらに手すりを追加して補修工事を完了してございます。今回も完成後に、地元古道歩きの方の代表と教育委員会に現地で確認をいただいております。

今後、世界遺産に予定される二河峠からは約185メートルの地点でございます。当該町道は二河市屋線ということで、議員御指摘のとおり、当初国土交通省に渡した図面と少し食い違いがございました。しかしながら、工事のときには、町道の機能復旧ということで国土交通省と協議をさせていただいております。

この町道につきましては、先ほど言いました二河のちょうど二河仙長線から分岐して市屋の大浦まで、延長が864メートルでございます。幅員は約50センチでございます。議員指摘のとおり、造成工事におきまして、世界遺産に指定がない町道であれば、どのような工事をしてもいいというわけではなく、工事の時点で国交省と町がルートの変更も検討いたしました。周辺の地形が急傾斜のため、もとルートで階段等を施工した経緯がございます。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 7番曾根君。

○7番（曾根和仁君） 今、建設課長が詳しく説明してくれたように、もう既に、ことしの8月に入って田辺の国交省が予算をとってくれて、階段でも安全なるように直してくださってるんですけども、僕が聞きたかったのは、先ほどさらっと建設課長言いましたけど、誤った図面を渡したんで間違えて削ったって言うんですけど、あれ間違えようがないと思うんですけどね。どうして、もっと詳しく知りたいんですけど。見たら、もうあそこ道路が通ってるってのわかるわけで、間違えようがないと思うんですよ。国交省の方が、工事の方が見たら、熊野古道という看板もついてあるんで、図面が仮に間違っても、現場に行ってみたら、道路があるんだから、それを間違えて削りようがないと思うんですね。その説明が合点がいかんのですわ。もう一回説明してください。

○議長（中岩和子君） 建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君） お答えいたします。

議員御指摘のとおり、現場へ行けばすぐわかるもんでございまして、あの図面自体は少し位置が間違ってたんですけども、現場はどうしてもそこを削ってブロック積みをしなけばならない工法になってたもんですから、やむを得ずその工事を先行させていただきまして、もと位置で、階段等で町道の機能を回復している工事をさせていただきました。させていただきましたというか、国土交通省とそういった協議で工事が終わっております。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 7番曾根君。

○7番（曾根和仁君） そういいますと、だから誤って削ったんじゃないくて、もうわかって削ったということですね、見て。だから、そもそも間違えて知らせたから削ったんじゃないくて、もう正直に、承知の上で削らせた。削った後は何らかの処置をして、また安全に通れるようにしたらまあええんやというつもりで、もう承知の上で国交省に削らせたということよろしい



んですね。

○議長（中岩和子君） 建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君） そのとおりでございます。

○議長（中岩和子君） 7番曾根君。

○7番（曾根和仁君） これで合点がいきました。紀伊民報さんがどうしてこういう記事の書き方をしたのかわからないんですけども。

だから、承知の上で削った。想像をちょっとたくましくしますと、あの部分は、当初は、今は世界遺産認定になったんで難しいかと思うんですけど、クリーンセンターの有力候補地ということで、もうなるべく山側につけて炉を建設しないと、要はくい打ちですよ。仮に建設する場合には、この埋めた手前だったら、くいが幾らでも入ってるから、少しでも山側に建てないと、くい打ちの費用がかかるということで、もう極力山のほう削った。つまりクリーンセンターの建設ということを優先的に考えてこれ削ったということだと思んですけど、そうですね。

○議長（中岩和子君） 建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君） お答えいたします。

クリーンセンター建設、あくまでも予定地ということで、面積の確保、さらには下から道路をつけなければなりませんので、そういった部分を含めて、やむを得ずブロック積みで削らせていただいています。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 7番曾根君。

○7番（曾根和仁君） わかりました。もうそういうふうに真実を語ってくれたら、これもう今さらどうなこうなってしまうかもしれないんですけども、やはりクリーンセンターを建設する面積をなるべく広くとるといふ、そのために、もう承知の上で、あそこは大辺路だということを承知の上でもう削ったんだということですね。ただし、実際にはもう、この後また質問させてもらいますけど、あそこにはなかなか公共物を建てるのが難しい状態だと思うんで、結果的にはもう削ったけども建てられないと。だから、削られたという事実だけが残ったということ、非常に残念な結果なんですけども。ただ、本当に幸いなのは、8月に田辺の国交省が道路補修してくれましたけど、それまでの間に転落事故等が起きなかったのは本当に幸いだなあとと思います。そして、その辺、削るときに教育委員会等には連絡なり、今度こういうことなるんやというのは、当時、その2014年の段階ですかね、相談等はしたんでしょうか。

○議長（中岩和子君） 建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君） お答えいたします。

当時、25年、26年当時なんですけども、あくまでも町道という認識で工事させていただいております。将来、結果的には近々世界遺産に認定されるということで、間もなく認定をすることなんですけども、その当時はなかなかそこまで認識、勉強不足で、教育委員会とは協議をさせていただいておりません。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 7番曾根君。

○7番（曾根和仁君） これも今となつては遅いんですよ。今後のため、同じようなことが起こらないために、こういう場合には建設課だけの判断ではなくて、関係する部署とも相談する、そういうことが、仮にそうしたら、いや、ちょっと待ってよという話になることもあろうかと思いますので、その辺を心がけていただきたいのと、もう一つ、これ指摘されたのは、この道路は、大辺路は、浦神から天満まで行ってるこの大辺路なんですけど、町の文化財審議会の後会長から指摘されたんですが、ここは近畿遊歩道というんですかね、それにも該当するところなんです。それは環境省の管轄ということなんです。だから、その辺もしっかり町としたら認識してもらわないと困りますよと。もしあれ削ったんやったら、環境省にも、こういうことで削りました。町道だからもう勝手に削ったらいいんじゃないかと、そういうふう認定されてるわけですから、環境省から、当然環境省にも報告する義務があったのではないかと後先生から指摘を受けたんでね。その辺の認識は建設課なり、当時は教育委員会のほうはわからなかったと思いますけど、なかったんですかね。

○議長（中岩和子君） 建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君） お答えいたします。

開発規模が1ヘクタールを超えていますので、林地開発の協議を和歌山県のほうへ提出させていただきまして、そこでいろいろと協議させていただいた中で特に——今議員言われましたが——近畿の関係の歩道という部分は出てこなかったんですけども。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 7番曾根君。

○7番（曾根和仁君） 文化財の審議会会長から指摘ありましたんで、世界遺産ということで文科省の管轄でもあり、近畿自然歩道というんですかね、遊歩道の管轄でしたら環境省の管轄だということをお後覚えとってもらえたらと思います。

それで、せっかく世界遺産認定されるんですけど、二河峠までが世界遺産ということなんですけど、やはり二河から上がって行って、峠に到達して向こう側見ると非常にああいう人工的な造成地が広がってるということで、我々はもう最初から知ってるからいいんですけど、知らない人がいきなりあそこ行ったらやっぱり興ざめすると思うんですね。あそこの斜面の木も伐採してしまってるんですけど、あれ残しといてくれたら、仮に施設が建っても、その木で隠れると思ったけど、あれ何で切ってしまったのかという、それも非常に残念なんですけどね。上がってくる道中の斜面から皆木切ってしまうてありますよね、坊主になってるんですけど。

○議長（中岩和子君） 建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君） お答えいたします。

議員御指摘の斜面のところは、ちょうどブロック積みの並びのところでしょうか。

〔7番曾根和仁君「はいはい」と呼ぶ〕

あそこの工事につきましては造成工事の中に含まれてませんので、あそこの切った経緯につ

きましてはわからないような状況でございます。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 7番曾根君。

○7番（曾根和仁君） それなら、あそこもう人為的に皆伐のような形で切ったとしか思えんですけど、最初に国交省の工事の前からあそこはもうああいう状態だったということなんですね。あ、わかりました。

それでは、ちょっと伺いたいんですけど、あその場所は世界遺産認定に今後10月以降されるということで、公共施設が本当に全く建てられないのか。建てようと思ったら建てられるけど建てないほうがええという、その辺の解釈がやっぱりこれも聞く人でまちまちなんですけど、正式な県の文化財のほうの担当の見解というんですかね、その辺をはっきりさせたいほしいんですけど、これはいかがになるんでしょうかね。

○議長（中岩和子君） 教育次長下君。

○教育次長（下 康之君） お答えいたします。

先に、先ほどの答弁の中で、二河峠の指定の範囲、私二河峠は西の端というふうに申し上げましたが、あれ南の端でございました。申しわけございません。訂正いたします。

それと、その造成地への建物の建築ということですね。はい。二河峠から見える造成地につきましては、現状では二河峠とそのバッファゾーン、50メートルの範囲なんですけど、そのバッファゾーンからも外れておりますので、史跡あるいは世界遺産関連の景観保全上の規制は特にありません。ただし、造成地は二河峠から丸見えの場所でもありますので、教育委員会といたしましては、町が施設を建設する場合には、色彩、意匠、そういった面での配慮は必要であるかと考えております。

以上です。

○議長（中岩和子君） 7番曾根君。

○7番（曾根和仁君） これ教育委員会のほうの見解ですね。非常に微妙なんですけど。全く建てられないことはないけども、色彩だとか景観に配慮したら建てられないことはないというんですけど。町長、これ町の姿勢としたら、あそこの上の造成地については今後、クリーンセンターにかかわらず、何らかの、本来でしたら町にとったら有益な高台の結構広い土地なんですけど、あそこはもう活用今後されるのか、しないのか、その辺もうはっきりしといたほうがよろしいと思うんですね。大体どのように、今の現時点ではどのようにお考えですか。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 現時点では、有効利用するためには何がいいかということは今議論のところでございます。クリーンセンターをやるに当たっては下のほうへ設置するような形に持ってたとしても、あんだけの有効土地をどう使うかということは、いろいろな形で利用できるんじゃないかなとは思っております。ただ、議員言うように、あそこが目ざわりになるんか、その目ざわりが今度景観が見晴らしがそこで開けるのであれば、そこに熊野古道歩いてきた人の休憩地にも利用できますし、いろいろな方向で利用は可能かなと考えます。

○議長（中岩和子君） 7番曾根君。

○7番（曾根和仁君） 今の町長がおっしゃったような利活用でしたら非常にいいと思いますね。

熊野古道歩いてきた休憩所等。心配なのは、クリーンセンターが建たないにしても、何か別なのが建つんじゃないかなあ。ひょっとしたら火葬場でも建てられたら困るなあなんていう、そんな話も、つい話の中で二河地区なんかでは出てくるんで、そうじゃないと、もうあそこにはそういう施設、仮に建てるとしても、公共施設じゃなくて、そういう園地化を図るとか、そのような今の答弁ですよ。非常に安心します。

私がちょっと提案したいのは、もうあそこにはそういう形で施設は建たないと、それであれば速やかに、今あそこは残土が、あれ8万立米ぐらいという、建設課長言いましたけど、あれが非常に目ざわりと言うたら、せつかく工事をした国交省に申しわけないけど、やはりあれは世界遺産の場所にはふさわしくないものだと思うんで、速やかにあの土砂をどっか下へ、どっかへ撤去してもらって、私提案したいのは、あそこへ樹木を植えていただいたらよろしいじゃないかなあと思うんです。それも熊野古道にもとからあるような、いわゆる常緑の広葉樹。だから、ウバメガシのようなカシの類からクスノキとかタブノキとか、そういう木を植えていただいたら、10年では無理ですけど、これ50年したらまたもとの山に戻って、本当に熊野古道にふさわしい。ほんで、仮に下にクリーンセンターか何ができるかわかりませんが、下に施設をつくっても、もう木が高くなったら、その施設も二河峠から見えなくなるということなんで、そういうこともできたら考えていただきたいんですけど、そんなにお金かからないと思うんです。町民の木を植えるイベントというような形でやったら町民も喜んでくれるんで、ちょっと一回そんなのどっかで企画していただきたいんですけどね。唐突な提案かと思うんですけど、いかがでしょうかな。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） あれはうちの財産なんで、そういうふうにして樹木を植えて、そういうことで利用するというよりも、時代が何をつくるかという要請に応じて、その土地は温存していくというのが今後の行政におかれた方法かと私は思います。

○議長（中岩和子君） 7番曾根君。

○7番（曾根和仁君） 町長としたら、せつかくの高台なんで、場合によったら何らかの施設を建てる可能性もあるという今含みを残した発言でしたけど、仮にその場合でも地域の方の了解を得て、そういうものを建設するには十分留意をしていただきたいと思います。

そして、もう少し二河峠のことで質問させていただきたいんですが、あと二河峠の入り口から大分道路も陥没したり水が通って傷んでますけど、そこら辺を今後整備、ボランティアの方だけに任せるんか、今後町も積極的に、町道ということがあるんで、もうある程度お金も入れて直していくのかという、それまず1点と、あとあそこ、二河峠の入り口のところは流れ橋になってるんですね。通常だったら流れ橋を渡って、丸木橋のような橋を渡って通っていくんですが、あそこはちょっと大雨が降ったら流れてしまうと。あれを以前は古道を守る会のボランティアの方が流れたらすぐに直しに来てくれてたのが今なかなかそうなくて、かなり放置

されたままで、これ一人でやろうとしたら、もうとてもじゃないけど重くて、二、三人じゃないと持ち上がらないし、多分一人でやるというたらウインチか何かで引っ張らないと持ち上がらんのですけどね。あれ何かいい方法は考えてないんでしょうかね。

○議長（中岩和子君） 建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君） お答えいたします。

議員御指摘のとおり、川の中を飛び石で渡ったり、流れ橋で渡ったりするような形状になっておりまして、町のほうで、建設課のほうで確認している延長だけで約11メートルほど流れ橋があるということでお聞きしております。

それで、古道を守る会の方々が、先ほど言いましたように、雨降った後は、以前は通れるように修理してくれてたんですけども、最近なかなか、雨も多いもんですから、随時随時手直し等が行けないような状況でございます。町といたしましても何らかの方向を示さなければならぬんですけども、今のところ具体的な案というのは持っておりません。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 7 番曾根君。

○7 番（曾根和仁君） 県のほうもあそこはちょっと悩みの種らしくて、本来でしたらあそこ渡ってくださいというふうに。今度、県が看板立てるらしいんですよ、あの入り口のどこ、入り口がわかりにくいということもあって。あそこのやっぱり流れ橋ですね、これ。あれが流れてないときにはあそこ通ったらいいんですけど、流れてた場合ね。今の作業道、あそこを通過して国道まで一旦出て、また向こう側へ渡って戻って、そんなふうなことを今は県は考えてるといんですけど、やっぱり本来的にやったらあそこ渡るのが本当の本筋なんで、なるべくそうしてほしいのと、今作業道は本来ですとあそこ町道にするということで作業道残したんですけど、二河地区の方に聞くと、まだあそこは売買契約も済まないし、お金も皆さんももらってないということですね。だから、町道になってないんですよ。県もそれ知らずにあそこ歩かすって言ったんだけど、これまだ町道じゃないですよって言ったら県の人も知らなかったらしいんですけど、あれいつ本当に町道になるんですか。

○議長（中岩和子君） 建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君） お答えいたします。

既にあの用地買収等の予算は昨年度と今年度2カ年で計上させていただいております。おくられている理由といたしましては、地籍調査であそこは既にもう分筆が終わりまして、道路の形に用地を分筆してるんですけども、その流れとしまして、今法務局のほうへ確定図を提出してるんですけども、それがまだ確定できてませんので、用地買収は、本人さんとの契約はまだの状況です。法務局で確定次第用地買収の契約をさせていただきますので、それ以降に町道の認定はなる予定でございます。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 曾根君。

○7 番（曾根和仁君） はい、わかりました。ちょっと話がそれましたけども、そこもちょっと気

になったんで。

それで、さっきの流れ橋の話に戻りたいんですけど、1つは提案で、これ私もそうだし、私以外の方からも、ジオパークの活動されてる方からも提案したんですけど、飛び石を設置して、飛び石は恒久的なものなんで、あそこそんなに深くないんで、飛び石を幾つかやったら向こう側に渡れるんだと、それを何とかできないかという提案があるんですけど、それについて何か現実的な案があったらやっていただきたいと思うんですけどね。

○議長（中岩和子君） 建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君） お答えいたします。

確かに飛び石という通行方法はあるんですけども、ただ河川自体は和歌山県の河川管理になっておまして、例えば飛び石をコンクリートで固めるというような方法はちょっと難しいかなと思いますし、果たして飛び石が歩行者にとって安全であるかというところも今後考えなければなりませんので、その辺は十分検討させてもらいたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 7番曾根君。

○7番（曾根和仁君） やはり、つい飛び石を設置したいとか言うても、あそこ二級河川なんで県の管理ですけど、多分だめて言うと思うんですね、県は。ほいで、何らかの事業と絡めてやったらできるんじゃないかなというので、一つの実例なんですけどね。今、河川は、いろんな河川工事で護岸がコンクリートになったり、その反対でアシが茂ったりして、川におりていけない川が今非常にふえてますね。そういう川を市民が川に親しめるように、つまり河川敷までおりられるように、もう一度自然な護岸に戻そうという、そういうのを公共事業としてやってる事例がかなりあるんですね。それは自治体というよりも、むしろもっと大きな、県だとか、多分国のお金も入ってると思うんですけど、平成20年なんですけど、これは京都府の丹後広域振興局というところで、丹後土木事務所というところが行ったんですけど、犀川という二級河川があるんですけど、そこを水辺の整備活用というような事業で、市民が川に親しめるようにということで、護岸へおりていくような道をつくり、そして飛び石を置いて向こう側へ渡れるという、そういう工事ももう公共事業としてやってるわけですね。だから、つい飛び石を置くんじゃなくて、護岸へおりていく道もつくり、なおかつ飛び石も置いて、向こう側にもまた上がれるというような、そういう事業の一環として何か提案したら、そういうのに当てはまるような何か県なり国の補助事業があったら、それにはまるんじゃないのかなあと思うんで、一回そういうのを検討してほしいんです。今、実際現場へ行ってもらうと川におりてくるスロープみたいなのはコンクリで、非常にまだ狭いですけど、つくってありますね。あれ多分英進工業さんがあそこの工事やったときにつくってくれたと思うんですけど、多分まだ手すりか何かをまたつける予定になってるけど、それつけずじまいになってるんで。だから、向こう岸のほうは何もさわってないんで、そんなのも含めて、あそこから川へおりて、渡って向こうへ上がるような、そういう一貫するような工事を、何か事業が当てはまるのがないか、一回そういうのを探していただきたいと思うんで、ちょっと検討してください。

○議長（中岩和子君） 建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君） お答えいたします。

議員から提案のありましたとおり、川に親しむ事業ということで、親水護岸というのが事業としてございます。ただ、これにつきましても川幅の問題とか、先ほども言いました、やっぱり安全管理の問題が一番問題になってきますので、一遍県のほうと相談させていただきます。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 7番曾根君。

○7番（曾根和仁君） それでは、二河峠の問題はこれで一旦終了しまして、2番目の市野々地区にあります里道、これも熊野古道の一つとして認識をしてるんですが、その市野々地区で、これは平成27年12月議会で私町の単独の災害復旧工事のことで質問して、この里道のことに触れたんですが、そちらのほうに移りたいと思いますが、市野々地区のふだらく霊園の隣のあの山なんですけど、あそこが町の工事と、あとはその後の土地の所有者の私的な工事によって里道が通れなくなってる問題ですね。それが平成27年12月の議会では建設課長が、当時の答弁をちょっと読ませていただきますと、あそこは今フェンス、太陽光発電施設ということで業者がフェンスを、当時はこれから張ろうというところだったんですけど、そのときに建設課長は「そのフェンスの間を通らせていただいて、連続して市野々神社のほうまで抜けられないかということで相談させていただいております。既に向こうといたしましても里道が途中までであるということとは認識してくれてますので、民地の部分をなるべく通っていただいて、何とか通れるようにということは考えてくれてるんですけど、結果としてまだ現場を確認しておりませんので、再度現場を確認して、再度今のような要望させていただきたいと思います」ということで、里道を通れるように、その後のソーラー施設をつくった業者に要望していただけたということだったんですけど、もういっつもそれは実現してないことで、どうなってるのかなということなんです。

○議長（中岩和子君） 建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君） お答えいたします。

ただいま議員から御指摘のありましたとおり、平成27年12月議会の議員の一般質問の答弁の中で、里道につきましては、以前は通り抜けできていましたので、地権者にお願いますという約束をさせていただきました。その後の経緯につきまして御説明させていただきます。

28年、ことし1月に電話で現在の地権者のほうに、会社の社長に里道の通り抜けをお願いさせていただきました。その後、2月になってから、説明文書と平面図、それから公図及び現場の現況写真を同封して、フェンスの写真も同封して、社長のほうに、公図上はつながっておりませんが、災害以前は地域の住民及び古道歩きの方が通り抜けをしていましたので、御協力お願いしますという文書を提出させていただいております。

その後、何回か、私の手元の資料では4月、5月、9月に電話をさせて、引き続き協力をお願いをしているところでございますが、議員も御存じのとおり、途中で里道が切れてますもんで、民地をどうしても通らなければ通り抜けができません。現在、地権者が言うには、現場は

第三者の業者に管理をお願いしていますので、そこと協議をしますということで返事をいただいているんですけども、ぜひその管理会社はその現場に来て、その安全対策も含めて、もう一度現地を確認させていただきということを引き続きお願いしているような状況でございます。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 7番曾根君。

○7番（曾根和仁君） 私も、あの質問の後、実は電話で、あそこの会社に電話して、社長さんがお出になったんですけど、なかなかいい返事をもらえなかったですね。町と、私町会議員やということで挨拶したんですけど、あなたと私は別に契約してないと、私は町と契約、覚書を交わしたんで、町に返事をさせていただきということで、非常にそっけない返事だったんで、ちょっと心配してたんですけど、その後全然話が進展してないということですね。これやっぱり本会議であのように答えていただいた以上、いつまでに本当にしてもらえるのか、非常に気になるんですけどね。

もう一点言うの忘れたけど、あそこは里道ということなんですけども、正式な熊野古道ではないんですかね。熊野古道の一つですね、あそこも。町の看板ですね、あそこが里道で、あそこ通れませんという看板が今五地蔵のところに立ててくれてあったんですけど、里道で書いて、「（熊野古道）」で書いて、通れませんで書いてあったのが、最近この熊野古道というの白く消してあるんですけど、何であれ熊野古道で意図的に何か消したと思うんですけど、なぜなんですか。

○議長（中岩和子君） 建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君） お答えいたします。

看板のほうには「里道（熊野古道）」という表示をさせていただきました。なぜかといいますと、古道歩きの方は、看板をつけて、あそこは熊野古道という表示をさせてもらったんです。ただ、これは太陽光の工事にかかる前に教育委員会のほうに確認しておりますけども、町としては、熊野古道の位置づけといたしましては、尼將軍からおりてきて、そのままちょうど今の現道通って、それが教育委員会としての熊野古道としての認識であるというふうに確認しておりますので、そういった間違いをなくすためにも熊野古道というシールを剥がしているところでございます。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 7番曾根君。

○7番（曾根和仁君） 教育委員会のお墨つきということなんですけど、じゃあ本当に教育委員会のほうの判断のほうが良いのかなあ、本当にそれでいいのかなあという思いがしますね。あそこが熊野古道だというのは、多分もう昔から市野々地区の方からずっと伝えられてきたから熊野古道になってると思うし、実際熊野古道だという木製の看板があので入り口から上にも設置してあったんです。それは古道を守る会の会長さん、今の会長さんというよりも、町長の後援会長以前やってられた方の代につくった看板なので、もう大分前からつくられたし、地元ではもうあそこは熊野古道だと、昔はやっぱりあそこは古道だったという認識だと思うんで、それ



を今の教育委員会の判断でそんな簡単に変えられるのかなあて思うんですけどね。町長、市野々の出身ですけど、あれやっぱり熊野古道って教わったん違いますか、子供のころから。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 諸説いろいろございます。現状ではあそこということになっておろうかと思うんですけども、現実的にはまだほかのルートも考えれることは、私もいろいろとあの地域の道を考えてときにあろうかと思っております。

○議長（中岩和子君） 7番曾根君。

○7番（曾根和仁君） 別に揚げ足取りで言ってるわけじゃなくて、やはり昔からそうやって伝えられてるものなんで、現在の都合であそこはたまたまあいう形で通れなくなってるから、もうあそこは古道じゃなくてというような安易な解釈じゃなくて、やはりあそこは熊野古道で、我がまちにとっては大事な道や、古道だということで、その名古屋の業者にもしっかり伝えて、なるべく通れるようにということを強く訴えてほしいと思います。

それともう一点、さっきも出ましたけど、ソーラー施設の工事のために造成して、ちょっと石積みをした部分、あれも石垣が崩れないように金網のネットで崩れないようにするというのを当時の工事に来てたソーラー施設の社員さんと建設課長で話したというんですけど、その件も私電話で社長に話したら、そんな聞いてないということだったんですけどね。これもう本当に話がちゃんと伝わって、そういう用意があるのか非常に不安なんですけど、その辺はどうなってるんですかね。

○議長（中岩和子君） 建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君） お答えいたします。

ただいま議員御指摘のところはちょうど五地藏から上って行って一番取っかかりのところだと思うんですけども、12月の答弁で回答させていただきましたとおり、当時はまだフェンスをしてませんでしたので、ここが危険なんで、ぜひここへしてほしいというふうにごちからお願いしたんですけども、結果的には違うところにフェンスができてるような現状でございます。確かに上っていったところが危険な状態というのは認識しておりますので、引き続きそれも含めて早急に地権者のほうに再度現地で確認するように、なるべく急いでさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 7番曾根君。

○7番（曾根和仁君） もう本当にこれ建設課長責めたようで申しわけないですけど、建設課長は古道を守る会の方からも信頼厚いんですよ、一生懸命やってくれるという。だけど、いつまでも役場にいらっしゃるわけじゃないんで、これ本当に次の担当者ですとかに受け継がれて、橋本課長いなくなったら、もう次の建設課の職員はあんなややこしいところへかわりたくないなんて、そんななってくるのが一番心配なんです。その辺、町長、次の担当にしっかりとこれ引き継いでいただきたいんです。よろしいですか、町長。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 当然、現課長から次の課長にはそういう引き継ぎは行われると思います。

○議長（中岩和子君） 7番曾根君。

○7番（曾根和仁君） これについては、またちょっと注目させてもらって、これがいつまでもそんな工事が行われないようであったら、そのとき、そのときは橋本課長いらっしゃるかどうかわからないですけど、また質問させていただくことになるかもしれませんので、その辺担当にしっかり引き継いでおいてください。

同じやっぱり引き継がなければならないことで、関連して、あそこの施工した災害復旧の現場ですけど、側溝の分、切った、そこは町がつくった側溝なんで、土砂がたまったら町が除去するということだったですね。当初あそこの地元の建設業者が少しとってましたけど、最近はどうも全然とってる様子もないんです。だから、これも本当に今後継続されるのか。むしろあそこはもうあそこの業者に払い下げとか持ってもらって、業者の責任でもう側溝の管理してもらおうようにしないと、あれ町がその都度土砂たまったらとるということをやったら大変ですよ。実際にできてないですよ。それどのように考えていらっしゃるのか。

○議長（中岩和子君） 建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君） お答えいたします。

水対策ということで、町のほうで側溝は施工させてもらってます。升をとるところに設置しておりますので、どうしてもそこに土砂がたまって、定期的に土砂をとるという約束で施工してるんですけども、今のところその期間が長くなって、とれてないような状況でございます。先ほど地権者のほうにもお願いした中でも、その側溝の話もさせてもらっておりまして、できる限り側溝の掃除もお願いしますということもつけ加えております。それと、フェンスもありますので、上の部分につきましてはどうしても地権者のほうでとってもらわなければならないと思っておりますので、その部分は今後とも強く要望させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 7番曾根君。

○7番（曾根和仁君） これも今すぐ言うてすぐできるものではないと思いますけどね。これできたら今言うたように、あの側溝は業者にもう持ってもらって、町のものではなくて、業者のもので、業者に今後やってもらうという、それを交渉してほしいです。それで、今現在は町の側溝なんですけど、今業者がソーラーパネルを施工した後のソーラーパネルを搬入したときに持ってきた何か木製のパレットをどっさり側溝の上に積んであるんです。だから、側溝の下がどうなってるか、土砂あってもとれない状態なんでね。あれはうちの側溝の上へ積んであるんで、もう撤去してください言うて、強く言うたってください。あれ物すごい高く積んであるんで、そのうち風で飛ぶだとか何らかの被害も生じるかもしれんで、それも強く要望しておきます。

それでもう一点、この市野々のその災害復旧現場のところでもう少し、2点ほど質問させていただきます。

27年12月に私が質問したときに建設課長は事実と違う答弁をしてる部分があったんで、それ

で町の広報にも載せてしまったんで、これ何らかの形で訂正してもらいたい件があるんですよ。建設課長御存じかどうかかわからんですけど、私質問した中に、あそこの工事を、災害復旧工事をする際に、登記簿上の地権者と実際の、実際にいうんですかね、あそこは私の地所だって、土地だって言うた方と違ってたわけですね。それを工事をする前にしっかり確認したんですかというふうに私質問させてもらったんです。建設課長は何て答えたかという、これ議事録ですけど、「ただいま議員申し上げましたとおり、災害直後の法務局の名義は別の倉敷の方です。ただし、町のほうから職員が出向いて行って倉敷の方に確認したところ、売買の約束をしている、登記の手続はまだであるということを確認しております、それで将来的に契約される方との了解をいただいて工事を進めた経緯がございます」で建設課長答えてるんですね。だから、倉敷まで出向いて行って、登記は済んでないけども、売買の約束ができてるというのを確認して工事をしたというんですけど、その建設課長が——後から私確認したら——倉敷へ行ったのは平成25年9月3日ですよ。行ったのは建設課の田代副課長、当時の建設課田代副課長と楠本主幹が岡山の倉敷へ行ったというんですけど、平成25年9月3日に確認行った。でも、実際の災害復旧工事というのは平成23年11月から始まって、24年度中に大体削る、切り取りは終わって、あと吹きつけが平成25年8月に終わってると。だから、平成25年8月にはもう吹きつけまで全部終わってるんですね。確認に行ったのは平成25年9月なんで、だからもう全部工事が終わってから行ってるんですね。だから、要はこれ我々がこの工事がおかしいと、ちょっと不明瞭な工事だと。ほんで、この工事が終わった後に当時の地主が山地を、山林を無断伐採し始めて、地域の住民の方も騒ぎ出して、慌てて建設課はこれ確認行ったん違いますか。話違うんじゃないですか。

○議長（中岩和子君） 建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君） 倉敷行った日にちは、手元に資料がありませんので、25年9月3日の出張であれば、災害直後じゃなしに、その後になります。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 7番曾根君。

○7番（曾根和仁君） だから、明らかにこれね、建設課長が意図的にうそをついたと思いませんけど、もう明らかに違ってるんで、これどう訂正のしようも、町の広報で8,000世帯にもう配ってしまってるんですね。これどんなして訂正したらいいのかと思いますけど。だから、これ平成23年の当初の段階でもう全く確認をしてなかったということでもよろしいですね。

○議長（中岩和子君） 建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君） 口頭で確認していただいて、事実につきましては平成25年の倉敷行ったときに事実確認をしたということで、口頭確認で済ませています。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 7番曾根君。

○7番（曾根和仁君） そうやって訂正していただいたらよろしいんですが、だから実際には口頭で確認というのは、あくまでもここは私の山だと言うてた地主ですね。だから、倉敷の方、本

当の登記簿上の地主には確認をせずに工事をやったというふうに理解をさせていただきます。

そしてもう一点、当時建設課長が同じときに、何であんなに大きく削ったんですかという、必要以上に削ったんじゃないですかと私が言うた質問の答えで建設課長が答えたのは、「頂上付近にため池といいますか、池状のものが、その当時、災害直後ありましたので、そこに水がたまることによって被害が増大するというので、その部分を埋めなければならないということもありまして、道の部分をつけさせていただいて、そのあわせて切り取りと上の池の部分埋める工事に必要のために道の部分もつけさせていただいております」て、こう答えてますね。けど、実際に池があった、なかったというのは、また当時の写真が残ってないということなんですけど、その池を埋めるために道をつけたというのは、建設課長こう答えてるんですけど、実際にその池を埋める工事は行われたんですか。これ切り取り工事と吹きつけ工事というのは町の災害復旧工事行われたんですけど、池を埋める工事はどこの業者が幾らの予算で、やったんですか、実際。

○議長（中岩和子君） 建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君） 災害発生の原因といたしまして、今申し上げました頂上部に池で、実際明らかに池じゃないんですけども、どうしても水のたまるたまり場がありましたもんですから、それを埋めた工事もその切り取りの中を含めさせていただいております。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 7番曾根君。

○7番（曾根和仁君） 建設課長に私質問してから、じゃあどこに池があったんですか言うて私言うたら建設課長が描いた図面は、今ある里道と里道の間にそういう池状のものがあつたっていうんですけど、切り取り工事の段階では、あそこ、そこまで行く道路、道がついてない。だから、どう考えても、池を埋めるというても、そこまで行ける道がないのに。切り取り工事ですね。あくまでもやったのは切り取り工事と吹きつけですよ。でも、池はずっと奥のほうですよ。埋められないでしょ。どこの業者が幾らの予算で。実際埋めたんですか、業者が。

○議長（中岩和子君） 建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君） はい、埋めました。確かに切り取りをした後で、その池のところの、池状のところの。どうしてもそこに水がたまりますので、それは水がたまるとさらに水が原因で掘削というんですか、崩壊が発生しますので、その原因を絶つためにも、その部分を切り取りの工事の中でさせていただいております。

○議長（中岩和子君） 7番曾根君。

○7番（曾根和仁君） また新しい事実がわかりましたんで、これ今後またもう一回調べさせていただきます。どこの業者が本当にそんな池を埋める工事やったのかね。ちょっと時間が押してきたんで、まあまあ。この問題はやはり疑問が残りますね、地権者の確認の件といい。ですから、これは建設課長を責めるんじゃないんですよ。やはり同じようなこのような工事が今後起こらないように、そして次のどなたが建設課長になるかわからんですけど、次の課長にもそういう気をつけていただきたいと、そういう思いもあってこれ質問させていただきますのでね。

だから、今の件はまだちょっと疑問が残るんで、また今後調べさせていただくかもしれませんので、またその辺よろしくをお願いします。

そして次に、もう古道の件については以上にさせていただきます、2点目の町民農園の件の質問に移らせていただきます。

町民農園事業は見直しをということで質問させていただきますが、この町民農園という考え自体は私非常によいことだと思います。一般の町民等よりも、高齢のお年寄りの町民に家庭菜園をつくっていただいて生きがいつくりだとか健康のためにという、そういう趣旨だと思って当初予算で私は賛成させていただいたんですが、最近になっていろんなかかわってる方ですとか地域の方から戸惑いや疑問の声を聞くんで、これはちょっといかなものかと思って今回取り上げさせていただいたんですが。

先日、二河地区で事業の説明会を開いたときに、地域の方がそもそもこの事業を行うのにニーズがあるか、その事前のリサーチをやったんですかと言うたら、当日出席してた農協の職員さんが8人ぐらい来てたんですけど、全然やってないって答えたらしいんですね。だから、実際に応募者があるのかないかわからないのに、町民農園事業の話に取り組んだという話なんですけど。それで、地域の方は哑然としたというんですけどね。そもそもこの話はどこから出た話なのかなあと。当然、JAと町がかかわってるんですけどね。その辺がまずもって疑問なんです。

○議長（中岩和子君） 観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） お答えいたします。

そもそもこの事業ということでございますけども、農協さん、JAさんと、そしてまた町のほうの考えが合致して、これをやるかということで始めた事業でございまして、議員おっしゃいますとおり、リサーチ等行っていないというのは一つちょっと失敗ではございますけども、その他説明会のときでもいろいろ区民の方に意見をいただきまして、その意見の中については解決できるような御意見でございましたので、特段もうこのまま進んで大丈夫かなあとは思ってございます。

以上です。

○議長（中岩和子君） 7番曾根君。

○7番（曾根和仁君） 二河地区の方は非常に親切で、町に協力的なんで、この話があったときには、JAの組合長が二河の方というのもあって、じゃあうちうちもと言うて、思ったより提供していただける農地がふえて、当初の何倍の面積にも今なってるという話を聞いたんですけど、全然リサーチをやっていないのに、広大な面積を今管理しかねてるような状態だと思うんです。この夏でしたか、もう膝丈を超えるぐらい草がぼうぼうになって、当初あそこに農地を提供した方が、これいつまでたっても事業は始まらないし、草ぼうぼうになって見るのがつらいよと言うて。そのうちJAの職員が、今いい機械があって、草刈り機じゃなくて、モアというんですかね、芝刈り機みたいなんで刈ったって話なんですけど。その農協の職員としても、これ当初予想しなかった仕事で大変ですね。これもし町の職員がやるというたら、予算もとっ

てないし、臨時の方に頼むか、場合によったら町の若い職員が土日に出勤してやらなきゃいけないかって、そんな心配もしたぐらいなんですけど。

あともう一つ、予算的なものでも、当初30万円、50万円でしたかね、予算とって、トイレを整備するって言うてたんですけど、今その話がなくなって、どうも畑をするには水が要るということで、水道引くことにその予算を使用変更するという話が出てるということなんですけど、そういう当初本会議でトイレをつくると言うて説明して予算をとったのを、水道引くということに変更するというのは可能なのかなって甚だ疑問なんですけど、その辺どうお考えですか。

○議長（中岩和子君） 観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） お答えいたします。

議員おっしゃいますとおり、当初予算とったときは、トイレの整備で、そしてまた水道を1基設置する予定ということで御説明させていただいておると思います。そういった中で、職員があちこちのこういった町民農園を視察に行きまして、水がかなりやっぱり必要だということで、この広い畑の中で1カ所というのはどうかなということで、こちらは4カ所設置するような工事を見積もりいたしましたところ予算がいっぱいいっぱいであるということで、トイレのほうはとりあえず諦めて、湯川駅等使っていただくというような御説明を二河の方にもしていただいております。

以上です。

○議長（中岩和子君） 7番曾根君。

○7番（曾根和仁君） 地元の方の心配してるのはむしろトイレなんです、本当は。湯川駅へ行くということなんですけど、やはり遠いですよね。ほんで、やっぱりトイレがなかったらもうその辺で用を足す人が出てくるんじゃないかということで。農園の入り口は、民家と民家の狭い路地に入って、民家の裏が駐車場の予定ということなんですけど、それについてもやっぱり見ず知らずの人が民家の裏へ入ってくるわけやから安心して洗濯物も干せないし、その辺に用を足されたら困ると。そこへトイレつくるという、トイレがなくなって、じゃあ水道つくる。だから、さっき言ったように、変更は可能なかどうかと、水道というのは町の上水ですけど、町の上水を家庭菜園に使うというのはいかがなものかなあって思うんですね、水道を。だから、その辺を水道課長にも説明、相談したのかとか、その辺も含めて。予算をそういう変更するのはええのか、可能なのかという、これ総務課長のほうの判断か、わからんですけどね。それお聞きします。

○議長（中岩和子君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） お答えします。

予算につきましては、流用することもありまして、制約されるものではございませんけども、やはり適切な流用、また適切な変更であるかが問題となると考えております。

以上です。

○議長（中岩和子君） 7番曾根君。

○7番（曾根和仁君） 私も農業やってますけど、ことしの夏は日照りですごい苦労してましたけど、やはり農業用水からホースで水を引いたりとかやって。だから、町民農園やってる方だから町の上水を使って、じゃあその使用料なんかはどうするのかとか、もう流しっ放しされたら困りますよね。流しっ放しにされたら有収率が下がってくるんじゃないかとか、これは冗談ですけど、そんな心配もありますし。だから、上水を畑に使うというのはやっぱりちょっと問題だなあと思いますね。

それで、やはり私思うのは、事業自体が準備不足じゃないのかなあと。あとは、電柵の問題ですね。当初は、あそこは動物が来ない場所だと思ったんですけど、あそこは鹿が来るとこで、電柵で囲わないと、とてもじゃないけどできないということで。あれだけの面積を電柵で囲うというたら、やはり10万円、20万円の額はもうかかってくる。そのための予算もとってないということなんで。

もう一点、あそこ何年間の事業で予定してるのかと言うたら、2年間というふうに説明したって言うんですよ、地元では。だけど、2年間だったら本当にお試し期間、お試しにしかならない。だから、野菜をつくってる方だったらわかると思うんですけど、ああいうもう全くの今畑じゃない状態のところを新たに畑にして耕した場合、堆肥とか入れてつくったら、大体二、三年したらいい土になってきて、これから野菜をつくらうかってなるのが、2年で仮にもし終了になった場合、このつくった方はどうなるのっていう。だから、その辺の長期的な見通しもないままにこの事業がスタートしてるということは非常に危惧を覚えるんですね。だから、もう始める前から失敗が目に見えてるのかなあと思うんですね。できたら、今だったら、傷が浅いうちに、まだ、引き返す、やめるという意味じゃないですけど、再検討したほうがよいのではないかなと思うんですけど、その辺観光産業課長なり総務課長の見解ちょっと伺いたいんです。

○議長（中岩和子君） 観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） お答えいたします。

議員御指摘のとおり、進捗のほうはややおくれてございますが、適宜見直しを行いながら前進しているものでございますので、中止というような考えは私どもは持ってございません。

そしてまた、水道代でございますが、視察に行った先の農園でも水道、上水なりを使ってございます。そういった中で、規模にもよりますけども、年間3万円から15万円ぐらいの水道料を支払ってるということでございます。これについてはランニングコストで、来年度の当初以降で計上かなあと考えてございます。

そしてあと、電気柵でございますが、電気柵のほうはJAさんのほうで囲んでくれるという約束でございます。

以上です。

○議長（中岩和子君） 7番曾根君。

○7番（曾根和仁君） 電気柵をまた予算計上するですとか、今の水道の費用も50万円ぐらいで、果たして本当にそれだけでできるのかなあと。仮に2年で終了することになったら、その引いても無駄になる可能性もあるんですけど。その辺、この予算は補助金じゃなくて、もう町の予

算でたしか上げてましたね、あれ。私いろいろ調べたら、この市民農園てのは農水省にいろんな、農水省も市民農園をもう大分以前から推奨してまして、どれぐらいの額があるかわからないんですけど、市民農園整備促進法ですとかいろいろあるんですね。だから、これでいろいろ補助も受けられるのもあるですよ、そのトイレの設置代だとか。その辺はもう事前に研究してこの事業にかかっているんですかね。

○議長（中岩和子君） 観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） お答えします。

農水省の関係のその補助金でございますが、そちらのほうは検討はしてございません。

そしてまた、先ほど、済いません、勘違いさせて申しわけないんですが、電気柵のほうはJAさんのほうで設置するというので、予算のほうはJAさんのほうで持っていただけるということでございます。

そして、先ほどちょっと答弁漏れかと思うんですけども、29、30で、2カ年でどうするのかということでございますが、30年度末で一旦土地の借り上げの期間というのを設けておりました、そちらで終了いたします。ですが、それで終了ということではございませんで、そちらのほうでまた見直しをさせていただいて、先ほどからおっしゃってられますトイレの問題も含めまして見直しをかけていきたいと、そのように考えてございます。

以上です。

○議長（中岩和子君） 7番曾根君。

○7番（曾根和仁君） JAさん、向こうはもうそれが本職なんで、電柵用意してくれるのはあると思うんですけど、電柵を張ったら、電柵に草が触れないような草刈り、その管理をじゃあどこがやるのか。あと、あんだけ広い面積をじゃあ応募者が少なかった場合、その残った残地を誰が草刈りするのかという、それも。このままやったらJAの職員とうちの職員で責任の押しつけ合いになる可能性がありますからね。それも問題解決はできてないと思います。それはどうお考えなんですか。

○議長（中岩和子君） 観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） お答えいたします。

そちらにつきましてもJAさんのほうといろいろ協議しておりまして、残った借り上げされていない土地につきましてはJAさんとうちの役場のほうで共同して草刈り等やっていくということでございます。そしてまた、先ほど議員おっしゃられていましたとおり、モアという大変便利な機械もございますので、それほど時間もかからないということですので、そのようにいたしております。

以上です。

○議長（中岩和子君） 7番曾根君。

○7番（曾根和仁君） これJAさんに押しつけたら悪いんですけど、我々としたら、うちの職員に余りそういう仕事させたくないんですよ。多分、観光産業課の職員というても、余り農業にふだんなじんでない職員が草刈り機とかを使ってけがされたら困るんですよ。だから、も



うその辺は本当に慎重にしてほしい。だから、できたら私はもうこの事業は一旦見直し、場所も含めてね。私言うたように、あそこはもう水がつくんですよね。先日も見てきたらやっぱり水がついて、とてもいい野菜ができるとは思えない。あそこは田んぼですわ、やっぱり基本的に。だから、仮にやるんだったら、もっといい場所があるんじゃないかなと私は思います。そして、基本は私は一旦中止したらどうかなと思いますけどね。どうしてもやられるんだったら、やっぱり事業のそういう研究もやって、もらえる補助金はとってね。多少、30万円、50万円でも、研究してやってください。

一応紹介ですけど、平成28年度市民農園の整備が可能な補助事業というので、農山漁村振興交付金、農山漁村地域整備交付金、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金で、こんなのがあるんですよね。2分の1の補助というんで、それでトイレだとかそういうのが整備ができる可能性があるんで、こういうのも研究してやったら全部町の持ち出しにならないということなんで、しっかりその辺を研究しているんですか。課長が全て、なかなかそんな時間ないと思うんで、職員にちょっと調べろよって言って、それから改めて始めたほうがよろしいと思うんで、そういう意味でも一旦休止して、来年度にこういう事業使ってまた整備するというのもよいんじゃないかなと思いますが、いかがですか。

○議長（中岩和子君） 観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） お答えいたします。

議員おっしゃいますとおり、いろいろ研究させてもらいまして、今からでも活用できる補助金ございましたら、特にトイレの問題でございますけども、当初予定しておりましたのも簡易トイレでございます。そういった簡易トイレでございましたら、においとかなるんな周辺の住民に対する問題もございますので、つくるのであれば本格的なトイレでなければならないと私らも考えてございます。そうしたのも補助金絡みでできればいいかと思っておりますので、研究させてもらいながらこれを実行させていただきたいと思っております。現在、水道の工事のほうも見積もり等々取っているところでございます。そしてまた、年内にも募集の広告ができるかと思っておりますので、その点御理解をよろしくお願いいたします。

○議長（中岩和子君） 7番曾根君。

○7番（曾根和仁君） くだいようですけど、やっぱりその辺しっかりとやってほしいです。

それで特に言いたいのは、これ二河区なんですね。二河区は、先ほど言うたように、皆さんは非常に穏やかで、町に対しては非常に協力的なんですけど、今クリーンセンターの事業も、これ建つかどうかわからないけど、あそこ土地は市屋区ですけど、実際影響受けるのは二河区なんですね、もし仮に建った場合。だから、この町民農園事業も、これがもしトイレの問題等で地域に迷惑かけることになったら、それでもう町の心証悪くなりますね。もうクリーンセンターも反対しようかってね、極端な場合。そんなことないと思うですけどね。やはりそういう町の評判を落とすようなことをしないように、この町民農園しっかり心がけて、ほかの事業にも影響してくるんで、その辺も気にかけて実施していただきたいと思っております。

町民農園についてはもう以上で終了しまして、来年度の役場組織の体制についてという最後

の質問に移らせていただきます。

今9月なんで、来年度は4月からなんで、来年のことを今から言うと鬼が笑うというふうに言われるかもしれませんが、私は来年度の役場の組織体制を非常に心配しています。役場の今ここにいらっしゃる課長さん、来年度定年でやめられる方、それ以外の理由でやめる方、いろいろいらっしゃると思いますけど、今一番部署でいったらかなめは総務課長、総務課だと思んですけど、順当にいったらこの総務課長が来年3月で定年ということなんですけど、今現在非常に大車輪の活躍をされてるのではないかなあ、非常に苦勞されてるのではないかなあと思います。当然、総務課は本来の仕事だけじゃなくて、いろいろ今病院問題、クリーンセンター問題、山積してる中で、そういう住民との折衝だけじゃなくて、我々議会との折衝、これは変な意味の根回しだとかそういう意味じゃなくて、いい意味のというんか、議会対策というね。本来でしたら副町長だとかがやるべきとも私は思うんですけど、そういうところも今総務課長が一生懸命やってらっしゃる。そこがぽっかりと抜けていった場合、じゃあそこを埋める、そういう人が、そういう人材がいるのかなあ。大変失礼ですけど、そういうふうには私は心配してるんですけど、その辺どのように、来年度の組織、このベテラン課長が抜けていった後、組織をどうされるのか、認識をちょっと伺いたいと思います。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 当然、議員ふだん言われてるように、優秀な職員がたくさんおると言われているんで、その中で人選をし、適材適所に配置していければと考えております。

○議長（中岩和子君） 7番曾根君。

○7番（曾根和仁君） 皆さん職員、皆さん優秀だと思いますね。ただ、ちょうどその採用によって谷間というんですかね、職員の少ない期間がありますね。ちょうど今の総務課長が退職された後に、それ以降、非常に職員の層が薄い状態。だから、ちょうど私と同じぐらいの年代の下さんですとかの世代にもうなっていく、住民課長もいらっしゃいますけど。行政の仕事というのは私はもうやっぱり経験が大事だと思うんですね。民間でしたら、私も民間で営業の仕事やってたときに、1カ月、2カ月、別に失敗して何百万か損しても、じゃあ明るる月にその倍もうけてちゃらにできるんですね。だけど、行政の仕事というのは、税金でやってるわけだから、こつこつこつこつやらなあかんし、失敗は許されない、経験が大事ですよ。だから、今の総務課長、別に上手をするつもりはないですけど、最初就任された当初はちょっと何か線が細いのかなって思ったんですけど、今は大分したたかに、もう我々ちょっと刃が立たないぐらいに今なってるんですけどね。そういう経験が大事なんで、だから本当に心配なんです。能力あると思うんですけどね。だから、そういう意味で総務課長を担う人材がいるのかなあという。

それで1つ、これも提案を兼ねた質問ですけど、再任用制度というので何かそれをカバーできないのかなという思いがあります。再任用制度というと、雇用保険の対策ということの面が強調されますけど、人材のちょうどそういう確保という面で再任用制度を上手に効果的に活用できないのかなという思いがします。うちのまちは、もう再任用制度の条例はつくってありま

すけど、実際にはこれまだ実施したことがないと思うんですけど、再任用制度について、その研究なり、その辺をどれぐらい、再任用制度のメリットだとかデメリットだとかを研究されてるのか、ちょっと気になるんでお聞きします。

○議長（中岩和子君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 再任用制度についてのお尋ねでございます。

本町につきましては平成13年、14年当時に条例化をされてまして、当時条例を整備する中で、運用については、その当時は住民の方の理解が得られてないということで、町長は裁量権の中で取り扱いについては慎重にやるということでされてきております。

本町におきましても、来年度もう既に定年退職、10名の退職が予定されておまして、ちょうど再任用を考える時期に来てると思っております。新宮市のほうが2年前から再任用制度を実施しておまして、もし本町で運用となりますと、通常主事クラスの役職なしのような形になりまして、月額18万6,500円の運用となります。

今後、また採用の状況、それから退職の状況等を考慮しまして、必要な場合には退職者のほうの意向確認も実施しまして、来年度から実施の検討をしてみたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 7番曾根君。

○7番（曾根和仁君） 住民の理解が難しいということ当初言いましたけど、確かにそういう面はあるんですね。ただでさえ恵まれてる公務員をまたそういうので優遇するんかという一般の人からのそういう批判があろうかと思えますけども、そうではなくて、やはり有能な人材に限り来ていただくという、そのどうやって判断するかってのが非常に問題になりますけど、そういう人物をやっぱり拾い上げて、再任用職員ということで経験を生かしていただくということが今不可欠なんかなあと思えます。そういう先輩のいろんな仕事ぶりを見てまた若い職員が育っていくという、そのいい流れが今の間、また職員層が厚くなってきたら別にもうそういうの必要ないと思うんですけど、今の間だけでもとれたらなあと思うんですけど。その再任用職員を管理職のような形で採用するという、そういうメリットがあるんじゃないかなと私は思うんですけど、いかがですかね、その辺。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 再任用の場合の課長残留というような形でできるかという、給与の面でなかなかそれはもう、条例上縛っておりますので、できないということでございます。ただ、議員おっしゃるように、いろいろな形で言いますと、昔は55歳定年の場合、早い方で42ぐらいの課長さんもできておりましたし、實際上、そのときから、ほいたら今の職員の能力が落ちてくるかという、そうでもないと思うんで、それはそれで、今課長も言いましたように、任用するに当たっては当然その退職者の意向も聞かなければいけませんし、それが無い場合には、そういう形で我々も人材の適材の配置をやっっていこうと考えております。

○議長（中岩和子君） 7番曾根君。

○7番（曾根和仁君） 町会議員が職員の人事等にああやこうやというのはもう倫理上言えない

と、不当な職員の人事への圧力というふうにとられるんで、この人がいいんじゃないとか、もう一切私からはこんな場で絶対言えないのであれなんですけども。町長の今の答弁だと、場合によったら非常に若い、経験の不足する若い人物が課長になれることも当然来期はあるということですが、それはそれでやっぱり若手が伸びるチャンスということでもよろしいんですけどね。ただ、総務課長についてはなかなか、経験の不足する人では多分務まらないんじゃないかなと私は思いますね。今こんだけ問題が山積してる中で、やはりこれは大変だと思うんですね。仮にもしそういう経験の少ない方が総務課長になるんだったら、これも私提案も兼ねた質問なんですけど、副町長をもう2名体制にできないのかなあと。決して植地副町長が適任じゃないということじゃないんですよ。だから、植地副町長は、前に寺本町長おっしゃったように、危機管理等には秀でてると、だから任命したということだったんでね。だから、そちらに専念していただいて、もう一行政に精通した人物を任命できないのかなって思うんです。

実際にそういうまちなないのかなあというて調べたんですけどね。市では2名副市長持つてるとこは幾らでもあるんですね。町村でないかというんでちょっと調べたら、群馬県に長野原町というところがありまして、これ人口6,000人しかない小さなまちなんですけど、ここは副町長2人持つてるんです。ただ、副町長2人だったら当然2人けんかになってしまうんで、じゃあどういうふうに使分けてるかというのと、1名はダム担当の副町長で、そこはダム対策課というところをダム対策の副町長が従えて、もう一人の人が一般行政を仕切ってるということなんですけど、これなぜかって、八ツ場ダムのまちなんですよ。だから、これダムというたら一つの大きな事業で、今はもう国でも注目されてるということで。だから、こんな小さなまちですけど副町長2名体制でやってるんですね。

ですから、うちのまちもこれから防災、避難タワーをつくったりとか、先ほど津本議員も言いましたように防災大事ですよ。それで、私も防災課は無理でも防災対策室で独立できないかというのを以前質問させてもらいました。ほんで、副町長は鳥獣害対策に詳しいんで、だから防災とそういう鳥獣害等特命で仕切っていただいて、一般行政のほうを別に、そういう人物があればの話ですけど、その副町長に一般行政のほうを仕切る人を任命していただいて、そのもとに、仮に経験の浅い人が総務課長になってもね。本来、副町長は今総務課長がやってるような議会対策だとかいろんな、町民との折衝とかそういうのをやるんですけど、なかなか、失礼ですけど、植地副町長、それをやってらっしゃるのかどうかというのが見えるんでね。だから、そういう思い切った策ですけど、本当に仕事ができる人を任命するんだったら、うちは三役の特別職の給料安く抑えてるんで、安いもんだと、安いもんというんか、いいんじゃないか思うんですけどね。もうそういう大胆な人事を私は質問も兼ねて提案をさせていただくんですけど、町長、どうですか。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） もう現状のままを進めていきたいと考えております。

○議長（中岩和子君） 7番曾根君。

○7番（曾根和仁君） あくまでも今のは私の個人の意見なんで、採用されるかどうか、なかなか

採用されにくいかもしれんけどね。私は常々町長からいつも議員は言いつ放しだと言うんですけど、こうして心配して質問、提案もさせていただいてることをわかっていただきたいと思います。そして、あくまでも町長はやっぱり職員というか、町長から見たら年齢、年下だと思うんですけど、行政経験という面では今ここにいらっしゃる方は皆町長よりもずっと大先輩なんで、今後もそういう職員の、職員にただ、ああせえこうせえ命令するだけじゃなくて、やはり職員にしっかりと、場合によったら耳の痛い進言にも耳を傾けて、今後の町政運営進めていただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（中岩和子君） 7番曾根議員の一般質問を終結します。

休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

16時10分 休憩

〔7番曾根和仁議長席に着く〕

16時22分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○副議長（曾根和仁君） 再開します。

次に、12番東議員の一般質問を許可します。

12番東君。

○12番（東 信介君） それでは、一般質問させていただきます。厳しい質問ばかりの中、ほのぼのとした質問させていただきます。

まず最初に、観光対策について。

先ほどもいろいろ質問があったと思いますが、うちの観光産業課というのは那智勝浦町の観光施策の方針を示すところやと思うんですけど、観光協会とか、ほかの団体とか、こっち向いて観光行く人やよとか、観光誘客を一生懸命やる人やよというようなことがあるんですけど、その辺の中でどのようなビジョン持たれているか、もしビジョンがあったらお聞きします。

○副議長（曾根和仁君） 観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） お答えいたします。

観光対策のビジョンということでございますけども、常に私ども協会等と連携いたしまして誘客対策等々やってございます。そしてまた、観光客に対しましては観光地のトイレの充実でありますとか、それから外国人観光客への対応、案内板、それからパンフレットの多言語化等々いろんなことは短期的にやってございます。そしてまた、中・長期的には、京都橘大学との連携による誘客メニューの開発、そして水産業と連携したマグロを使った体験メニューの開発、そして観光栈橋等の整備等が考えられるのかなあと考えてございます。

以上です。

○副議長（曾根和仁君） 12番東君。

○12番（東 信介君） そうですね。ほとんど今の現状というのは短期的な事業や継続事業、将

来的には橘大学との話も、ああ、これいいことやなあと思ってたんですけど。ビジョンの策定されるときに、僕ちょっといろいろ見てて、単純に誘客をする場合に、月別宿泊客の見たら、2月、3月、6月というのが1年間で一番少ない、観光客の少ない、宿泊客なんで、そうですね。

去年ぐらいからいろいろ考えてたんですけど、カワヅザクラですか、伊豆の、静岡県の、これは2月の中旬から3月に桜祭りがやられて何十万人も来られるみたいなんです。地理的にいうたら伊豆半島の南東部で、紀伊半島的那智勝浦町と余り変わらない、そんなに交通の便のいいところではないんですけど、そこへそんなに人が来るのかなあと思って、いろいろ調べてみたんですけど。私思うんですけど、グリーンピアの利活用ですか、この制限いろいろありましたよね。これ多分いつ終わったんですかね。

○副議長（曾根和仁君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） グリーンピアの利活用については厚生労働省との特約付きの売買がございまして、平成27年7月で一応特約付きの売買契約の期限は来ております。

以上でございます。

○副議長（曾根和仁君） 12番東君。

○12番（東 信介君） それ以降はもう全く制限はなしということですか。

○副議長（曾根和仁君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） はい、制限はなしということでございます。

○副議長（曾根和仁君） 12番東君。

○12番（東 信介君） このグリーンピアを桜の名所にすんのはどうかというのを考えたんですけど、多分何言やるんかって言われると思うんですけど、わかったあるん、那智勝浦町のところは半分、ホテルから半分、あとトンネルの裏やという。そやけど、このトンネルをどうにかしてやれんもんかいなあと思って考えてたら、川端康成か何かの小説の中に「トンネルを抜けると雪国であった」という一節の中のトンネルというのは、子宮回帰というんですか、おなかの中へ戻るとかという意識もあったり、トンネルというのは、現世、今とユートピアの間にあるもので、このトンネルが長かったら長いほどそのユートピアのレベルが上がるというんですか、そういうものらしいです。このトンネルの出口で、例えば皆さん考えていただいたらわかると思います。グリーンピア入ってって、トンネルを出たところは桜が満開やった、チョウチョウや小鳥が乱舞してるっていう、こういう考えはできんもんかいなあと思っていろいろ調べてみたんです。そしたら、伊豆のカワヅザクラというのは、山桜、シロヤマザクラというんですけど、シロヤマザクラとカンザクラの雑種だそうです。この山桜というのは、大体2月ごろ、その河津でも2月の中旬から咲き始めるそうなんですけど、この開花時期というのは、2月に入ってから平均気温が15度以上を上回った日を計算して開花されるらしいんです。そん中で、河津町の2月の平均気温というのは16度なんです。那智勝浦町、調べてみたら17度なんです。これは同じ、カワヅザクラでも、シロヤマザクラでも、カンザクラでも植えれば、これ多分本州で一番早い桜祭りができるんじゃないかなあと思うんです。

そん中でいろいろ、グリーンピアでも、ホテルがあったときのグリーンピアでも、市屋区さんでも、そのトンネルの裏側に桜の植樹をされたみたいで、全部鹿に食べられてしまいましたみたいなことを聞きました。いろいろその辺も調べてみて、鹿というのは160センチ以上のものは食べないらしい、葉っぱとか食べないらしいです。これは大分県の森林管理署が調べたみたいですけど。その中で、このシロマヤザクラかカワヅザクラの苗木は大体50センチから1メートルで1本450円から1,000円ぐらいなんです。2メートルを超える苗木の場合は5,000円から1万円ぐらい。この苗木で例えば——多分予算もそんなにないと思うんですけど——桜の木のオーナー制。例えば雪まつりか何かで、グリーンピアを桜の名所にしたいと思うんですけどオーナーになっていただけませんかというような呼びかけの中で、例えばオーナーが桜の苗木を買っていただいて、多分そのままやったら鹿に食べられるのが落ちやと思うんですけど、行政側がその木を守るようなツリーシェルターとかという、今杉の植林とかにされてるときに鹿の食害から守るようなものがあるみたいですけど、それを行政側が出すとかという、このようなこと考えんもんかいなあと思って。議員の発案でこういうこと言うんですけど、こういうことを毎年毎年やられてたら、もう10年ぐらいしたら物すごい桜の名所になるん違うかなあと思って。トンネルの入り口で入場料取れるぐらいの桜の名所になって、2月は例えば和歌山県で桜の名所って幾つかあるんですけど、大体5万人、多くて5万人ぐらいの集客能力があるみたいですね。だから、2月、3月でこういうことがやれたら本州で一番早い桜祭り、こういうようなことをやれるのではないかなと思うんですけど。例えばこういう桜祭りができれば、これ桜とマグロと温泉とかそういうパックで、旅行会社のパックも買っていただけるようなそういうパックになるんじゃないかなあと思うんですけど。もうこれを一般質問で言うて即検討しろというのは難しいと思うんですけど、こういうことを議員が言うんですけど、その辺はいかがですか。観光産業課か、総務課か、どちらかになるとは思うんですけど。

○副議長（曾根和仁君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 申しわけございません。先に消極的な話からさせていただいて、管理のほう預かっておりますのは総務課のほうでございまして、今の話も大変興味深いお話ではあるんですけども、まずホテル棟の活用で企業誘致の話もたまに話がございまして。現状のまま残しておく必要もあるのかなあ。ということは、大規模な桜の植樹ちゅうのはそれ以降の話に見合うのかどうか、そのあたりも含めて十分検討していくことが必要になろうかと思っております。ただ、このまま自然の公園として活用していくということであれば、本当に桜の名所づくりというのは大変よい案だと思っております。

今後この利用につきましては観光産業課のほうから答弁させていただきます。

○副議長（曾根和仁君） 観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） お答えいたします。

ただいまの桜のオーナー制ですか、そういったことの提案でございまして、ほかの自治体でもそういうことやってるところもございまして、こちらは富士見市ですか、こちらで6年間で300名を超える方がオーナーになっていただいているということ載っております。ですが、

先ほど議員おっしゃられましたとおり、鹿の害がございますので、これ2メートルの苗木を5,000円から1万円で売ってオーナー制にするのではちょっと無理があるかと思うんです。そうすると、やっぱり安い安価な50センチから1メートルのものを植えるということになりますと、その管理をする者がどうしても要ってこようかと思えます。その辺が解決できるすべがあれば、当課といたしまして非常にいい発案だとは思ってございます。

以上です。

○副議長（曾根和仁君） 12番東君。

○12番（東 信介君） ホテル棟のところに植えるんじゃなしに、トンネルを出たところで。ホテル棟のところとか、トンネルの手前に桜があれば、トンネル出たときの感動がないんです。だから、トンネル出てからの話で。

先ほど言われてた1万円ぐらいするような苗木なんですけど、これ例えば計画性を持ってやればできることだと。エリアを決めて、ネットでも鹿は防げるんで。だから、ことしはこのエリアを植樹しますという、ネット張ったら済むこと、電柵の必要ないと思うんです。だから、450円から1,000円でいけると。富士見市は1万円でしたね、多分、会員、オーナー制で。だから、例えば100平米とか決めて、それをネット張って、その中に植樹、これを10年計画でやりますで10回やりますというような検討の仕方も可能やと思うんですけどね。それやったら本当に1,000円で会員制になってくれるんやったら。そら1万円を出せって言われたら300人かわからんですけど、1,000円出してって言うたら。例えばこれ1本、2本で売ってるやつが450円か1,000円なんで、これ多分50本買います、100本買いますたら単価変わってくると思うんです。グリーンピアの管理されてる方もおられますよね。その辺は別にネット巻いて、ネットが垂れて鹿が入りそうになったら直してもらおうということぐらいで済んでしまうと思うんです。その辺ぜひ検討していただきたいんですけど、その辺はいかがですかね。

○副議長（曾根和仁君） 観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） お答えいたします。

そういったネットを張って管理できるということであれば、私のほうは、先ほども申しましたとおり、非常に興味深い提案だと思っております。そしてまた、500円から1,000円の安いものを観光客相手にこれをオーナー制になっていただくと、リピーターもどんどん来ていただけると思えますので、私のほうは、あとグリーンピア関係、そしてまた管理の関係かと思っております。

以上です。

○副議長（曾根和仁君） 12番東君。

○12番（東 信介君） ちょっとずつでもお金出して10年後にいいものをつくるという計画性を持ってやれば、それは10年でできんのかかわからんですけど、ある程度そら投資してやったら結果的にいいものになったという。マグロもブランド化しようと思って、さくらびんちょうという名前、桜がついてるんで、もうついでにそれに乗っかれという感じで一回御検討よろしくをお願いします。



次に、防災対策についてちょっとお聞きします。

私も防災について、もう議員なって10年で、何十回も質問させていただいて、きのう防災対策についていろいろ考えやったら、10年前にJ－A L E R Tの整備を早くしてくれというような質問から始まってのんやなあと思いつながら、きのうもちょっと原稿考えてたんですけど。

今、行政がつくった避難タワーや各自主防さんでつくった避難所ですか、もうかなりできてきて、住民の方々も避難できる場所がかなりふえてきていると思うんですね。だけど、町中でいろいろと話ししてみると、住民の方の避難する意識って余り変わってないんですね。避難所あるから逃げられるというような、ああ、こうやって逃げるんやとかという検討はせんと、ほとんど、もう来たらしょうがないよとか、そういう意識が変わらんのか、防災についてはいろいろやっていたらと思うんですけど、住民の意識についてのリサーチとかというんですか、そういうのはどういうふうにされてるのかなあと、ちょっとお聞きします。

○副議長（曾根和仁君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 防災の津波避難に対する御質問でございます。

県のほうから平成26年10月に、東海・東南海・南海三連動、また南海トラフ巨大地震の被害想定とか、津波避難困難地域とかの想定が出まして、それ以降、本町におきましても、三連動で8メートル、南海トラフで14メートルというふうな想定が出ております。その関係もありまして、もうそういうのが来たらどうとかというふうな話が町民の方でもいろいろと言われてることかと思えます。

自主防等では、いつも避難訓練を行っていただきまして、そういうことのないように、とにかく避難場所を決めて、早く避難するというところで、避難訓練を今していただいていることかと思えます。特にアンケートとかそういう意向調査はやっておりませんが、自主防等の活動を通じまして、私どもも避難訓練を積極的に行ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

○副議長（曾根和仁君） 12番東君。

○12番（東 信介君） 自分のとこのことを言うのはあれなんですけど、うちは家の中で地震や津波があったときどうするという会話は結構します。それは僕議員やから防災の知識はある程度あるんで、あそこの避難所に行くときには、もしこの家が倒れてたらどう行くとか、そういう会話がふだんの中でもよくあります。だけど、今の一般の町民の皆さんや住民の皆さんというのは、そういう防災の知識というのは行政からもらう防災マニュアルとか避難訓練でしか受けられんと思うんですね。こんだけ多分避難訓練もやられてますけど、私はどんなして逃げるんやという会話がされてるのかなあと。自主防さんの中ではいろいろ話しされてるところもあると思いますけど。僕も何回も防災について質疑させていただいてあるんですけど、家の中でとか、各個人とか友達同士の中でそういう防災についての議論がされる条件をつくるのが僕当局の役目やと思うんですけど。今までこんだけ避難訓練やってますよね、もうかなりの数。だけど、その参加されてる人の意識も、参加したらええんやというような感じで、家の中で検討するまで及んでないんです。

これ前々から言うてるんですけど、現実的な避難訓練や防災講習、これも現実的なやつ。以前、多分質疑、質問させていただいたアプリを活用したもの、このような検討はされているんですか。

○副議長（曾根和仁君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 防災教育についてのお尋ねでもあります。

特にお子さんをお持ちの家庭等につきましては、防災教育、子供を通じて、また家庭を通じて避難路の確認等、避難場所の確認等、防災の避難の啓発が重要になってこようかと思えます。そのあたりは教育委員会ともまたお話をさせていただきまして、既に教育委員会のほうではいろいろと進めていただいておりますけれども、私どもも一緒になってやっていきたいと思っております。

そしてまた、心配されるのはやっぱりひとり暮らしをされてる高齢の方とかありますので、そのあたりにつきましては、自主防頼りになってる面もあるんですけども、やっぱり地域で避難をしていただくという体制が必要になりますので、私どももいろいろな避難訓練を協力させていただきまして実施していきたいと考えてございます。

以上です。

○副議長（曾根和仁君） 12番東君。

○12番（東 信介君） 今までどおりのことやっても多分意識は変わらんとするんですよ。多分、避難訓練された後、意識調査もしていただきたいと。これで家の中で避難に対して議論がされたかとか、すごい簡単なことやと思います。地元におる人はそういう議論したら、じゃあそこが通れんかったらここやとかという簡単な議論で家の中で簡単にできると思うんですけど、その議論に及んだあるんか、その避難訓練が、講習会が及んだあるんか、マニュアルがそこまで物を言うたマニュアルになったあるんかというのをぜひ検証していただきたいんですけど、その辺いかがですか。

○副議長（曾根和仁君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） やはり議員さんおっしゃいますとおり、津波が何分で何メートルの大きさで来るというばかりじゃなく、実際に訓練を行いまして、諦めずに逃げることを示していかなければならないと考えております。

まず、各家庭で目的地、避難場所を設定していただきまして、実際の避難状況を考えながら、そして夜間の想定もあるでしょうし、避難訓練を工夫していくことが私ども本当に大事なことと思っております。そしてまた、特に避難施設、避難タワーができたところ、そういうところは避難する目標物ができますので、この地域については積極的に地域に働きかけを行いまして、やっていきたいと思えます。

意識調査でございますけれども、今やはりこれだけで終わるんじゃなしに、避難訓練をやったところについて動機づけもしまして、どういうふうな形で家庭の中でも話がされてるか、議員おっしゃいますとおり、防災意識を高めるような防災対策というのを一度考えてみたいと思っております。

以上です。

○副議長（曾根和仁君） 12番東君。

○12番（東 信介君） 以前言った僕アプリを使った、現時点が発災時から避難して何分で避難所に着くというようなアプリがありますよということも検討に入れて考えていただきたいんですよ。例えばそういうことをする場合やったら多分うちの当局だけじゃ話が始まらないので、前回も大学とかそういうところとコラボしてやっていったらどうですかという話やったんですけど、今までの防災の考え方やったら町民の人の防災意識が変わってこんと思うんですよ。だから、もうかなり先進的な考えのところをまねするんで結構やと思うんですけど。条件的に言ったらもうこの辺一番最悪なところなんで、早くその辺に手をつけていただきたいと思うんですけど、その辺いかがですか。

○副議長（曾根和仁君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） アプリを使って避難路を示して、それによって実際避難をしていただいて実体験していただく、それにつきましては、ほかにも議員さんにも提案もしていただきました。そのときにいろいろ調べさせていただきまして、導入の経費的には安いというか、まだ可能な価格であったかと思います。ただ、避難態勢をどうやっていくかというところがまだ本町としては十分整理できてないところもありまして、そしてまた避難場所、津波避難タワーの設定を、まだ避難タワーをこしらえることもできてない場所もございます。今のところ、その導入に向けてすぐということではないんですけども、ただこれも有効な手段でありますので、今後検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○副議長（曾根和仁君） 12番東君。

○12番（東 信介君） ぜひ早くそういう検討していただきたいと思います。

これで私の一般質問終わります。

○副議長（曾根和仁君） 12番東議員の一般質問を終結します。

以上をもって本定例会に通告されました一般質問は全部終了しましたので、これをもって一般質問を終結します。

以上で本日の日程は全部終了しました。

お諮りします。

あすは一般質問を予定しておりましたが、本日で一般質問は終了しましたので、9月23日に予定されていた委員会報告等の日程を繰り上げて行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、あすは9月23日に予定されていた委員会報告等の日程を繰り上げて行うことに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

16時49分 散会